

博士学位論文

児童虐待の予防と育児の社会的支援に関する一考察

-中国瀋陽市における 0～6 歳児の育児の社会的支援を中心として-

鹿児島国際大学大学院

福祉社会学研究科 社会福祉学専攻

趙 陽

2018 年 3 月

目 次

はじめに

1. 研究の背景と目的	1
2. 研究仮説	2
3. 研究方法・倫理的配慮	3
4. 本論文の構成	3

第1章 子育て支援の先行研究の動向と日中の子育て環境

1. 中国の子育て事情－先行研究のレビューを通して－	5
2. 日本における子育て支援論の混乱	8
3. 日中の子育て環境の特徴	10

第2章 児童虐待と社会的支援－日中比較

1. 日本における育児の社会的支援	13
1) 育児政策の転換	13
2) 地域子育て支援拠点事業	15
3) 男女共同参加の視点からの子育て支援	17
4) 小括	19
2. 中国の子育て福祉施策	20
1) 中国の児童福祉の沿革	20
2) 児童福祉施設「SOS 子どもの村」	21

3) 民間福祉施設の現状	23
4) 小括	24
3. 児童虐待の捉え方と現状	25
1) 児童虐待の意義と分類	25
2) 児童虐待の現状	26
3) 児童虐待防止の視点	30

第3章 中国における母親の育児の社会的支援

1. 中国における育児の社会的支援の歴史	32
2. 中国における育児の社会的支援の現状	34
1) 中国における親族ネットワークによる育児社会的支援	34
2) 中国における育児の社会的支援での2つのタイプ	35
3) 施設型支援と地域における支援	38
3. 考察	42

第4章 中国における育児の社会的支援と虐待予防

1. 質問紙調査の目的と方法	45
1) 調査の目的と方法	45
2) 倫理的配慮	45
3) 調査地の概要	45
2. 調査対象者の特徴	47

1) 調査対象者の基本的属性	47
2) 主な育児担当者	48
3. 育児の社会的支援の必要性	49
1) 妊娠時の親の心理と妊娠中に必要とした支援	49
2) 出産後の心理と必要とした支援	50
3) 今後必要とする支援	54
4. 虐待予防に関わる調査結果	56
1) 親の被虐待経験および育児上のいらいらへの対応	56
2) 児童虐待への態度と関係機関への関わり	59
5. 考察	61

第5章 育児の社会的支援等に関する家族形態別の分析

1. 家族形態別に見た出産前後に必要とした支援	63
2. 家族形態別に見た今後必要とする支援	65
3. 考察—家族形態別の育児の社会的支援	67
1) 核家族における育児支援	67
2) 直系家族における育児支援	67

第6章 育児の社会的支援等に関する母親の就労タイプ別の育児の分析

1. 就労タイプ別に見た出産前後に必要とした支援	69
2. 就労タイプ別に見た今後必要とする支援	71

3. 考察—母親の就労タイプと社会的支援	73
1) 正規雇用の母親の育児の社会的支援	73
2) 自営業の母親の育児の社会的支援	73
3) 専業主婦の母親の育児の社会的支援	73
4) 短期就労の母親の育児の社会的支援	74

第7章 育嬰師による育児の社会的支援

1. 育嬰師の概観	76
1) 育嬰師による親子への全面的な支援内容	76
2) 育嬰師の養成条件	77
3) 安全な環境を作る	77
4) 育児の社会的支援の担い手としての育嬰師の活動と役割	78
2. 育嬰師へのインタビュー調査の目的と方法	78
1) 研究の目的と仮説	78
2) 研究の方法	78
3) 分析方法	78
3. 結果	79
1) 仕事につく動機と採用	79
2) 仕事の喜び、困難、家族との信頼関係	81
3) 仕事の継続と今後の展望	85
4. 考察	87

第8章 総合考察

1. 仮説に即した考察	89
2. 総合考察と今後の課題	90
謝辞	94
引用文献・参考文献	95
資料	104

凡 例

本論文における資料の引用は以下によるものとし、脚注を同頁下に主要参考文献を巻末に示した。

1. 本論文においては、和書・洋書を問わず、本文の中で（編著者名、出版年、頁）の順で示した。
2. 雑誌掲載文献についても、和書・洋書を問わず、（編著者名、出版年、頁）の順で示した。
3. インターネットの参考に関しては、URL、当該情報のタイトル、アクセス年月日を示した。
4. 引用文中の省略は・・・で示した。

表・図一覧

表3-1上海市のある「月嫂」紹介所の「月嫂」賃金の案内	37
表 3-2 伝統的なカリキュラム別の特徴	41
図 4-1 親の職業	47
図 4-2 同居家族(家族形態)	48
図4-3主に育児を担当している人	49
図 4-4 主に育児を担当している人に関する回答状況	49
図 4-5 妊娠した時の気持ち	50
図 4-6 妊娠中に必要とした支援	50
図4-7出産後の親たちの心理	52
図 4-8 出産前後に必要とした支援の具体的内容	52
表 4-1 出産前後に必要とした支援についての主成分分析の結果(固有値と寄与率)	53

表 4-2 出産前後に必要とした支援についての主成分分析の結果(主成分負荷量)……………	54
図4-9今後必要とする支援 (6項目) ……………	55
図 4-10 今後誰に子どもの世話を頼みたいか……………	55
図 4-11 病児保育をしてくれる施設でどんなことをしてほしいか……………	56
図 4-12 幼い時のつらい体験……………	57
表4-3幼い時のつらい体験の有無と育児上のイライラの有無……………	58
図 4-13 育児上でイライラした時の子どもへの対応……………	58
表 4-4 幼い時のつらい体験とイライラした時の子どもへの対応……………	59
図 4-14 子どものことでどこに相談したか……………	59
図4-15「虐待」という言葉を聞いてどんな気持ちができるか……………	60
図 4-16 育児上でイライラした時、誰に相談するか……………	61
図 4-17 近所で虐待らしいとの情報が入った時、どこに通報するか……………	61
表 5-1 家族形態と出産直後の心理……………	64
表5-2家族形態別に見た出産前後に必要とした支援……………	65
表 5-3 家族形態別に見た出産前後に必要とした支援と親の心理の出成分得点……………	65
表 5-4 家族形態別に見た現在および今後必要とする支援……………	66
表 6-1 妊娠時及び出産後における母親の気持ち……………	69
表6-2出産前後に必要とした支援……………	70
表 6-3 現在及び今後必要とする支援……………	72
表 6-4 誰に子どもの世話を頼みたいか……………	72
表 7-1 仕事の動機……………	79

表7-2採用面接と学歴・研修内容	80
表 7-3 仕事の喜び	81
表 7-4 困難点	82
表 7-5 勤務条件	83
表7-6家族との信頼関係	84
表 7-7 育児支援への貢献度と接続性	85
表 7-8 育嬰師の今後の展望	86

はじめに

1. 研究の背景と目的

周知のように、現代社会は急速に少子高齢化が進み、社会基盤の脆弱化が懸念される一方で、これまでに経験のない事態にすぎつきと迫られ、国民の安心安全な生活がもはや行政だけに頼ってはいられない時代になった。このような背景から、個人のライフスタイルや価値観の多様化といった子どもと家庭を取り巻く環境が著しく変化し、子育てに対する無理解、孤立化による過保護や過干渉、育児不安や子ども虐待といった子どもと保護者を巡る問題が発生し、これらは各国共通の社会問題となっている。

こうした問題に対して、日本では少子化への危機感から、保護者が子育てについての第一義的な責任があるという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備をするため、国・地域団体・企業・国民の責務を明確にし、子育て支援策を打ち出してきた。また、母親の「育児不安」という問題を背景に、地域の子育て支援が着目されている。さらに、ママ友の間で互助が生まれ、子育て家庭の自助を補完する手段として、公助・共助・互助の混合活用による支援構造が見えている。

一方中国では、子育て支援は、家族・親族間での相互援助、託児施設の充実、中高所得層でのベビーシッター利用などがあるが、まだ政策的課題としては浮上していない。しかし、産業化と都市化の進展に伴い、家族力の低下は避けられない(郭 2014 : 1)。将来の見通しとして、家族・親族による自助のみならず、家政・保育サービスといった商助や、「社区」¹という地域社会での共助も含め、より幅広いファクターによる子育て支援ネットワークの構築が求められるだろう。

もちろん、子どもを育てていく上でさまざまな課題を克服していかなければならないが、子育てと仕事を続けたいと思っても、職場環境の問題で仕事を続けられない人が多いことや、仕事も育児も家事も、結局女性の方が抱えることになってしまいやすい現状がある。隣近所の人や地域とのつながりが薄れ、身近に困りごとや不安を気軽に相談できる相手がいないと、誰もが不安に思う程度の小さな子育ての悩みであっても、ひとりで抱え込んで悩んでしまい、孤立していると感じやすい。特に、核家族の専業主婦は、子育てに関わる

¹ 「社区」という表現は中国独特の言葉であり、適切な日本語訳がない。ただ、あえて翻訳すれば、日本語のコミュニティに相当する。「社区」は、法律上自治組織であるが、行政の末端組織としての役割も果たしている(郭2014 : 15)。

時間が長く、さらに、夫が長時間労働をしている場合にあっては、子ども以外の人と言葉を交わす機会も少なく、孤立感を深めやすい状況にあり²、児童虐待も増加してきた。そのため、育児の社会的支援の必要性が増してきた。

子育ては、概して、主たる育児者である母親とその子どもに様々な影響を与える。母子が密着した育児における母親の育児不安、子どもの社会化過程における社会関係の欠如等、母親および子ども双方にとって好ましくない状況を生み出してきた。それはそれまでの母性観、すなわち「子どもへの献身と無私の愛情が、女性に備わった最も崇高な愛の象徴」、「母親なら子どもはかわいいはず」、「育児は女性の適性であり喜びである」といった考え方が根強く残る中で、その状況は無視され、あるいは母親自身のサービス活用への揺らぎが生じてきた(林 1998:98)。

こうした状況の中で育児支援の必要性が中日両政府からも明らかにされてきた。子育て支援の重要性が強調されるのは、現在の社会状況からすると、育児支援は決して親の過重負担の軽減や、出生率の上昇ということだけでなく、子どもの社会化過程において必要不可欠なものとなっているからといえよう。そこで、本研究は、単なる少子化対策としてのそれではなく、子どもの心身の健全な発達と虐待の予防に関して、親の育児の社会的支援が重要であることを踏まえて、虐待の予防と育児の社会的支援を考究し、併せて筆者の出身地である中国瀋陽市における育児の社会的支援について検討する。

2. 研究仮説

本研究は、子どもの心身の健全な発達と虐待の予防に関して、育児の社会的支援の重要性を鑑み、虐待のハイリスクの母親への育児の社会的支援が必要であることを確認したうえで、中国（瀋陽市）における育児の社会的支援の現状と対策について、3つ研究仮説を設定した。1つ目は、育児の社会的支援の実態を家族形態別に検討し、アンケートのデータを収集し、全体として育児の社会的支援を求めているが、家族形態別によって求める支援の内容は異なる（仮説1）。2つ目は、母親の就労タイプ別に検討し、データを収集し、全体として育児の社会的支援を求めているが、母親の就労タイプ別によって求める支援の内容は異なる（仮説2）。3つ目は、育嬰師の専門性の構造を分析して、育嬰師が育児の社会的支援に貢献している（仮説3）。これらの3つの研究仮説から、児童虐待の予防に関

² NPO と行政の地域円卓会議（2013）「孤立化する子育て家庭を地域でどう支えていくのか」を参照した。

して母親の育児の社会的支援が重要であることを確認し、中国（瀋陽市）における育児の社会的支援の現状と対策について検討する。

3. 研究方法・倫理的配慮

本研究の方法は、文献による研究とアンケートとインタビュー調査である。文献の取り扱いなどについては、倫理的配慮を行うとともに、調査に当たっては、「鹿児島国際大学教育研究倫理審査委員会」の承認のもとに行っている。

アンケートによる調査方法は、中国遼寧省瀋陽市の各幼稚園・社区を通じて調査票を配布し、回答を依頼した。調査は子どもを持つ保護者を対象とした調査から得られたデータを分析し、調査結果と先行研究から総合的に分析した。インタビューによる調査方法は、中国遼寧省瀋陽市の育嬰師の派遣会社を通じて、5人の在職中の育嬰師を対象とした調査から得られたデータを分析し、調査結果と先行研究から総合的に分析した。

インタビューなどの質的調査に関しては、調査目的や方法、結果の公開などについては詳細に説明し、プライバシーに配慮し名前などが特定されないよう十分に留意した。結果の分析などから得られたデータは、本研究の目的以外には使用しないこととし、同意を得て協力を依頼した。調査票に同封した調査依頼文書に、調査の目的、調査で得たデータの取り扱いは厳重にし、勤務先や個人名が特定されないように十分配慮することとした。いずれの調査も、無記名回答とし、カギのかかる保管庫に5年間厳密に保管し、個人情報の保護の観点の意味からも厳重な取扱いに注意した。

4. 本論文の構成

本論文は8章構成である。本論の序章にあたる「はじめに」では研究の背景と目的、研究仮説、研究方法・倫理的配慮、本論文の構成を明示した。第1章では「子育て支援の先行研究の動向と日中の子育て環境」と題して、中国の子育て事情—先行研究のレビューを通して—、日本における子育て支援論の混乱、日中の子育て環境の特徴について、第2章では「育児の社会的支援と児童虐待—日中比較—」と題して、日本における育児の社会的支援、中国の子育て福祉施策について考察した。第3章では「中国における育児の社会的支援」と題し、育児の社会的支援の歴史と現状について、第4章から第6章までは中国瀋陽市でのアンケート調査の結果について考察し、第7章では育嬰師による育児の社会的支援のインタビュー調査を考察した。そして最後の第8章は総合考察として、仮説に即した

考察や今後の課題をまとめた。

第1章 子育て支援の先行研究の動向と日中の子育て環境

中国は漢民族と 55 の少数民族からなる多民族国家であり、戸籍も農村戸籍と都市戸籍に分かれている。こうした複雑な事情を背景に、国策として「一人っ子政策」を持続させてきたが、人口ボーナスの終了や高齢化の懸念から、人口政策の調整と見直しについて、多くの議論が人口学者や社会学者によりなされており(曾 2010; 楊 2011)、中国政府も第2子以降の出産を認めることとなっている。少子化の進行を背景に、日本では1989年の「1.57ショック」以降、「子育て支援」という言葉が少子化対策の一環として使用されるようになり、一連の子育て支援策が少子化対策とセットにして推進されてきた。一方、産業化と都市化の最中にある中国では、子育ての責任は主に家族が担っており、子育て支援に関しては、まだ政策的な議論に至っていない。ここでは、子育て支援に関する先行研究をレビューし、日中両国の子育て支援に関する特徴を見ておきたい。

1. 中国の子育て事情—先行研究のレビューを通して—

中国の子育て事情に関する紹介レポートや論文(日本語)が、1990年代以降、散見されるようになった。その後、少子化問題が日中両国に共通した重要な社会問題と認識されるにつれてその数は徐々に増えている。この節では、これまで発表された関連論文のうち、主要な論文5編[牛(2001)、岡本(2002)、翁(2009)、青木(2012)、劉(2013)]を取り上げ、それらのレビューを通して、中国の子育てとその支援策、および日本との比較研究等について、何がどこまで明らかになり、課題として何が残されているかを明らかにする。

牛(2001)は、1980~1996年に発表された中国の一人っ子研究論文115編について研究の視点と方法、内容等について分析した。①一人っ子と非一人っ子の差異、②一人っ子の教育問題、③一人っ子の家庭の特徴、④一人っ子政策と出産制限の関連に区分けして検討作業をすすめ、一人っ子は主に都市に分布していることから、都市と農村の家庭、地域生活環境、生活意識の違いが、一人っ子と非一人っ子の差異に反映されていること、非一人っ子より一人っ子の方が、試験の成績、栄養の摂取、身長と体重等が良いという結果など報告した論文が少なくないことを述べている。論文の終わりの部分で、これまでの研究が一人っ子の知力、道徳と個性の研究に偏り、体力の素質に対する研究が軽視されていること、また、一人っ子と非一人っ子との比較研究に偏り、さらに立ち入って一人っ子及び

その家族自身の間の差異を研究していないなどの課題があるとしている。そして最後に、政府主導で強力で推進された一人っ子政策には、子どもについて中国の伝統的文化と相対立する面があり、子育て文化の大きな変容をせまられていることを指摘している（牛 2001：45-46）。

岡本（2002）は、2000年代当初に日中両国で浮揚してきた少子化問題の背景が、中国の一人っ子政策の国策によるものであったのに対し、日本は高学歴化、晩婚化、女性の社会進出などの社会構造の変化等によるものであり、二つの国で大きく異なっているとしつつ、それまでほとんど手がつけられていなかった、日中の成人女性のアイデンティティ意識、子育てに対する意識・態度を比較・検討する調査研究を行った。限定された地域での調査（広島県内 186 名、北京市 60 名を対象）ではあるが、中国社会では、既婚女性も就業することが極めて一般的であるのに対して、日本では、職業・家庭両立型、専業主婦型、中断再就職型等、さまざまなライフスタイルが存在すること、さらに「自分らしい生き方」にとって重要と思われる項目の回答（選択）に両国で著しい相違が見られたことなどの貴重な結果を報告している。子育てに対する意識・態度においても中国人の方が日本人よりも、子育てに対して肯定的な意識・態度を有していること、それと同時に中国では少子化により子どもを通じた親同士の競争という別のストレスを生み出しかねないとの指摘を行っている（岡本 2002：193-194）。

翁（2009）は、先行研究のレビューを行い、中国の都市家族が伝統的な家族、親族関係を維持しながら、従来の習慣などの延長として、父系・母系双方の家族による親族ネットワークによる支援が機能していること、その一方で、出産・育児支援の「医療化」「商品化」「外部化」が進んでいることを述べている。また、中国都市での女性のフルタイムでの就業形態を可能にしている理由として、①保育制度の充実、②出産・育児期の女性従業員に対する企業の対応、③安価な家事サービスの利用を挙げている。こうしたレビュー結果を踏まえ、妊産婦（10人）と親世代（8人）への面接、および育児記録をもとに現代中国都市の女性が妊娠・出産の際にどのような行動をとっているかを具体的に述べている。しかし、それらの調査結果は新生児期・乳児期（1歳未満）の“出産事情”の記述にとどまり、幼児期・児童期の子育て状況の記述はほとんどされていない（翁 2009：172-173）。

青木（2010）は、中国東北部の遼寧省の省都・瀋陽市（人口 800 万人強）において、幼児教育施設と学校を訪問視察し、当地の保育や教育など状況を報告している。中国では 1979 年から一人っ子政策が始まり、既に 30 年以上が経ち、いま 1980 年代生まれの人々

が親となり、子育て事情にもさまざまな変化が起こっている。社会主義国家として、親の労働と子どもの発達を保障するための施設として0～3歳までは「託児所」、3歳以上は「幼稚園」が1950年代から展開されてきた。しかし、1980年代以降は一人っ子政策の影響で0～1歳の乳幼児については、家で祖父母が世話をしたり、農村部からベビーシッターを雇用するなどしているため利用者が減少しているという。また、スポーツや音楽・芸術など才能を早期の英才教育を受けさせたいとの親の願いは今日でも強く、我が子に最高の教育を受けさせようと金銭を惜しまず投資する家庭のニーズが、私立幼稚園の経営を後押ししているという。教育環境に投資がされている豊かな地区とそうでない地区、都市と農村の地域格差をいかに縮めるかという課題、そして、都市環境の中で孤立する子育て家族も見られ、密室の中の育児不安や虐待の問題がクローズアップされてきている（青木 2010：38）。

劉（2013）は、中国における乳幼児教育・保育の動向とその質に関わる保育者養成改革の現状と課題について、文献資料をもとに丁寧に分析・検討がされている。その主な内容を紹介すると、1980年代末まで、「託児所」も「幼稚園」の公的福祉事業の一環として展開され、全て公営のもので対象（利用者）は各自の所属部門の職員や住民に限定され、保育料は給食費を除いてほぼ無料であり、父母の就労形態に合わせて、全日制、寄宿制等を設け、それぞれが担うべき年齢段階の乳幼児の保育、教育を提供していた。しかし、1990年代に入る頃から、市場経済システムの導入によりそれまでの公営のものに加えて民営のものが急増したことが報告されている。また、1980年代から始められた一人っ子政策等により、中国では乳児の集団保育ニーズが急速に減少し、その後「託児所」がなくなったとの記述がされている。1990年代末頃からは国の意思としての「科学的な早期教育」政策の影響で、幼稚園や自治体が積極的に0歳から家庭教育を「親子園」「親子活動」といった取組みでサポートするようになったが、利用料が高額のため都市部の富裕家庭に利用が限定され、中国全土では0～3歳の8%のみが公的な幼児教育・保育サービスを受けているに過ぎないという。さらに「幼稚園教師」の養成システムが1990年代後半より多元化し、現在は中等専門学校、高等専門学校、大学という三つのレベルの養成機関の養成形態に対応し、5種類の幼稚園教師養成プログラムが開発され運用されていることが、各「教育課程表」とともに記述されている。加えて、2003年からは国家労働・社会保障部が、乳幼児の早期ケアと教育に関する専門資格である「育嬰師」を新たに設け、その育成に力を入れていることが記されている（劉 2013：136）。

以上のように、新世紀（21世紀）に入ってから10年余の間に日本で発表された中国の子育て事情に関する5編の論文・レポートでは色々な側面に焦点が当てられ、子育ての現状と変化について一段と詳しい報告がされている。しかし、これらの先行研究を改めて検討してみると、まだ幾つかの不明な事項や解明すべき課題が残されているように思われる。たとえば、中国の幼稚園では、どのような幼児教育が行われるのか、また、幼稚園以外の子育て支援施策についての具体的な記述はあまり見受けられない。中国の夫婦と子どもからなる核家族と祖父母を含む直系家族で、どのような子育ての社会的支援を求めているか、つまり、中国の家族形態別の子育て支援ニーズの実態についても十分には解明されていない。また、子育て支援の専門職養成教育の日中比較検討もいくらか手がつけられ始めているが、乳幼児の早期ケアと教育に関する専門資格である「育嬰師」の養成教育などは、日本の児童福祉専門職の養成現状と比較すると、不十分で日本の先駆的な取り組みを参考とすべきであると考えられる。これらも、日中両国で大きな社会問題となっている少子化問題の社会的背景・構造の違いの相互比較、それぞれの国の事情に応じ、そして利用者・家族のニーズに基づく総合的な子育て支援の施策・体系化などの研究が日中両国の研究者が共同で検討する課題となる。

2. 日本における子育て支援論の混乱

日本では、子育て支援が少子化対策と絡めて施策に位置づけてきたという経緯があるだけに、そもそものあり方を明確にすることが難しいということが多くの先行研究から指摘されている。

児童家庭福祉の立場から、所（2004）は子育て支援の概念規定のあいまいさと対象の混乱に着目するかたちで議論を展開し、『子育て支援』という概念は、政策的には『家族、親』と『子』の『葛藤』をひきおこし、さらに『すべての子どもと家庭』を対象としたことで、また実践面においては多くの学問分野、提供主体によるサービス展開と、ソーシャルワークによる地域の子どもや家庭への働きかけに関する実践、体系化研究の蓄積不足によりあいまいなものにしてきてしまったように思われる」と論じ、「すべての子どもと家庭」を対象にしたことや多学問領域にわたること、理論的な体系化の蓄積不足が、子育て支援の理論的な確立の困難さの原因であると分析する（所 2004:32）。

また、平塚（2006）は「子育て支援」の定義や目標が未だ一定して共有されておらず、漠然としたまま、どこへ向かうべきなのか、支援者たちに不明確であるとし、子育て支援現

場における混乱を指摘している(平塚 2006:1)。

岡(2003)は、対談の中で「少子化が進んでいるから子育てを支援していかなければいけないということを主義主張として展開する人、子どもが危機であるということから子育てを支援を展開しようとする人たち、そして、女性が子どもを産むことが、ひとりの人として生きることと対立するという軸の中で女性の権利を主張してきた歴史もある。そのことが子育て支援のあり方にも関係してくるように思います」(岡 2003:4)とそれぞれの立場の違いが子育て支援のあり方に影響してきたと指摘する。岡の指摘は、子育てを社会的にどのように位置づけ捉えるのか、子育ての責任は誰にあるのか、という本質的な内容の指摘である。

ところで、子育ての責任主体について、池田(2003)は、「母親、父親の特別な愛着関係は、極めて『私的』な世界のことである。この私的な関係や世界を、『子ども』という社会的存在を根拠に社会的な義務として秩序づけることは本末転倒ではないだろうか。『愛』とは常に前提にはならないし、強制することもできない。あくまでも関係の中で生まれ育つものである。したがって、たとえ母であれ、父であれ、わが子を常に愛せるかどうかは分からない。そうであればこそ、子どもを『社会人』に養育・教育する営みは、明確に『社会』の責任として位置づけられ、具体的に保障されることが必要である 12)」とし、子育ての責任は「社会」にあり、とりあえず血縁のしがらみから離れることが、母および父の私的な親子関係や世界を開き、その下で親子関係は、伸びやかな安心したものになるという立場から子育て支援を捉える。つまり、経済的、物理的環境などの社会的環境が大きく親子関係を左右することを考えると、親に養育責任を追わせるのではなく、その責任の所在は社会にあることを指摘するが、子どもの内面的な発達の視点からの親の責任、つまり親役割としての「育てる責任」に関して、明確な論及はなされていない(池田 2003:46)。

金田(2004)は児童福祉法を根拠にして、「したがって、子育て支援・家族援助という場合も、責任が保護者・家族にあり、それを国や自治体や住民が支えるというのではなく、子どもの生活の日常的な場が家族の中にあり、日常的という意味で最も身近な責任者が保護者であるという視点であり、狭義の支援者もみな責任をもつ主体者であることを忘れてはならないと考える」(金田 2004:10-11)とし、子育ての責任主体は、保護者とともに社会全体にあるという立場から論を展開する。金田のいう「日常的な意味で最も身近な責任者が保護者」という部分は、「児童の権利に関する条約」第 18 条における「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」における「養

育及び発達」の部分だと解釈される(寺田 2012:167)。

家族社会学の立場から、山根(1986)は、「家族によって子どもがあるのではなく、子どもによって家族があるのである」とした上で、家族は本質的な意味において子育ての機関である、とする。そして、子育ての目標を「個人として自立し、しかも社会生活に適応できる人間、つまり個人主義的社会人を育てることにある」とする。さらに山根は、子育てが単なる私的な仕事ではなく、社会の次の世代を育てるという社会的責任を伴う重要な仕事であると位置づけ、子育ての責任が家族に存すると同時に社会に存するとする。子どもの人格発達において、家庭と家庭外における集団育児を弁証法的に統合する「子育ての社会化」という理念は重要である、としながらも、子どもの人格発達には子どもの社会性の発達が不可欠の要素として含まれており、しかも社会性の発達には「親子の関係」が決定的に重要な意味をもっている、と論証する。つまり、子育ての責任は家庭と社会にあるが、子どもの発達の面においては、家庭、特に「親子の関係」が重要な意味をもち、それは社会的責任を伴うことだと解釈する(山根 1986:157-183)。

「親と子の関係性」と「主体性」に焦点を絞って考察をしていきたいとする寺田(2012)は、「先行研究における子育て支援論に関して、子どもの人格発達という面にまで踏み込み、それは「親子の関係」に影響される、という視点からの子育て支援論がほとんどなく、その視点から子育て支援を考察することは、今後の子育て支援を構築していく上で重要なことではないだろうか」(寺田 2012:168)と指摘している。

そうした観点から、子育て支援を親子関係に着眼した野澤(1996)は、「子育て支援とは、直接的には親の養育力を高めるための親支援であるが、子どもの健全な成長を目的とするものであることはいうまでもない」と子育て支援の目的を明確に指摘する。そして、「子育て支援は、親と子がそれぞれにもつ関係性への支援を中核に含むものであり、親子関係の安定が子どもに不可欠なニーズであるがゆえになされなければならないのである。そのことの対応なしに児童健全育成はないといってもよいであろう」(野澤 1996:7)と、子どもの発達権の立場から親子関係の安定の構築を図ることが不可欠だと主張している。

3. 日中の子育て環境の特徴

日本と中国では、出生率低下の原因と子育て支援の度合いに相違が見られるものの、少子化が進行する傾向は同じである。近年、東アジアの少子化に対する関心が高まる中で、子どものケアの問題、すなわち育児に焦点が当てられている。日本・中国の子育て支援環

境の特徴では、日本と中国の子育て支援環境はどのような特徴を持っているのだろうか³。

日本では育児の責任が母親に集中しており、父親と親族の育児参加が相対的に少ない。保育所は働く母親のみを対象としているため、専業主婦家庭に対しては、幼稚園に入る年齢まで施設ケアがほとんど提供されていない。また、家事労働者の役割は小さい。1999年の「新エンゼルプラン」導入以降、地域の子育てサークルがNPOを立ち上げる事例も見られ、専業主婦家庭の育児援助に一役買っている。一方、中国では、育児は母親だけの責任という社会通念がなく、母親の他に、父親や親族、特に祖父母が育児に協力的に参加している。親族間の子どもの預け合いは援助というより当然のこととして行われている。子どもは大きな親族ネットワークの中で育てている。親も親族ネットワークの中に埋め込まれている。保育施設の役割が大きく、特に大都市では家事労働者もある程度活用されている。また、中国の旧市街地で、近隣ネットワークは子どものケアにおいて多大な役割を果たしていた(落合・山根・宮坂 2007 ; 落合 2013)。

なぜ日本と中国の子育て支援環境はそれぞれ異なる特徴を持っているのだろうか。この点金子(2006)は、日本社会のマクロレベルでの少子化原因として、①小家族化による子育て支援の家族力の喪失、②コミュニティレベルで存在していた従来の子育て支援システムの崩壊、③女性の社会進出に伴う機会費用の増大、④友人関係ネットワークによる子育て支援システムの弱まりなどの4点を挙げている(金子 2006 : 32)。この指摘から、現代日本の少子化の背後に、育児が構造的に困難となっているという状況があるといえる。日本では、高度成長期に専業主婦が一般化し、「夫は仕事、妻は家庭」という性別役割分業意識が定着した。幼児期における母親の重要性が強調され、子育てや家事が最優先されるようになった。内閣府のデータによると、近年、女性の社会進出が進展したにもかかわらず、依然として6割以上の女性労働者は第1子の出産を機に離職している。仕事と育児の両立が難しいため、やむを得ず辞めた女性も少なくない(内閣府 2012 : 156)。

一方、中国の場合、女性の職場進出・共働きを勧める社会主義政策のもとで、男性も家事と育児を分担しており、また、共働き家庭を支える公的保育施設も存在している(落合・山根・宮坂 2007 : 291-294)。また、中国では親族による育児援助が重要な役割を果たしている。鄭(2003)によると、従来の研究では、このような親族ネットワークの存在を可能にした原因を解明する際、「家本位」や「世代の継承を重んじ、家族や親族を重視する伝統」

³ この点については、郭(2014)「都市の少子化と子育て支援ネットワークに関する日中比較研究」『現代社会学研究』第27巻を参照した。

によるものという文化的な視点からの研究が多いが、社会的要因に着目した研究は見当たらないという。そして、鄭は、戸籍制度は人口を一定の場所に固定させる機能を持っているため、親族ネットワークの存在を可能にしていると指摘する(鄭 2003)。また、なぜ中国で家事労働者が活用されているのだろうか、大橋(2004)は、家政サービスの成立基盤に着目している。この産業は農村・都市の地域格差と女性の中における格差によって成り立っている。1990年代後半からの国有企業の改革により、女性たちの失業と再就業の困難が問題になった。また、「農村人口の出稼ぎ労働者化」も盛んである。家政産業の背後には、仕事を失った女性や農村からの出稼ぎ女性と、彼女らを雇用することによって家事やケア労働から解放される高収入者層女性たちとの経済的格差が存在する(大橋 2004: 1-2)。外部からの支援(来訪型支援)の育嬰師も同様である。

以上の検討をふまえて本研究では、日本と中国の都市における子育て家庭が誰から子育て支援を受け、どのような施設を利用しているのか、子育て支援ネットワークの実態について、調査の結果をもとに分析する。具体的には、日本における育児の社会的支援、中国における母親の育児支援等について、日中比較の観点から検討する。

第2章 育児の社会的支援と児童虐待一日中比較

児童虐待は日本・中国の両国において大きな問題となっている。日本では、全国の児童相談所（児相）が2016年度に対応した児童虐待の件数（速報値）は、前年度比18.7%（1万9292件）増の12万2578件で、過去最多を更新したことが2017年12月17日、厚生労働省のまとめで分かった。厚労省は「心理的虐待が増え、警察からの通告が増加している。報道によって学校など関係機関の意識も高まっている」と分析している。一方、中国でも、2012年以來、メディアに報道された幼児虐待事件の数が56件に達した。その中で、殴打などの体罰が最も多く、ほぼ半分を占めている。ほかの事件には、爪楊枝や注射針などの針状のものを使って幼児を刺したり、食事や飲み物を与えなかったり、睡眠薬などを飲ませたり、紙やトイレットペーパーを無理やり食べさせたりしたことも挙げられる。ここでは、育児の社会的支援を検討し、両国における児童虐待の現状・要因を述べ、その防止策を考えたい。

1. 日本における育児の社会的支援

子育て支援は、児童虐待予防の機能として期待されている。女性の子育てにおける不安感や負担感に焦点化して組まれる子育て支援施策は、同時に児童虐待予防の対象としても女性を意識させる。実際、現在では多様なプログラムが企画・実施され、子育て支援による母親の不安軽減、児童虐待予防に大きな期待がかかっている。しかし残念ながら、それらは十分に効果を発揮していない。子育て支援策によって子育て不安が激減しているとか、児童虐待件数が年々減少しているという声はきかない。むしろ、既述のように虐待件数は増加している。期待される子育て支援策がなぜ十分な効果を上げないのか、期待される児童虐待予防の機能がなぜ果たせないのか、これらを検証する必要がある。ここでは、この問題を取りあげ、政策対象における性別の偏りに着目し、対象設定における性別偏重の不合理的と合理的な対象設定を考察する。

1) 育児政策の転換

本研究の子育て支援の定義である「子どもの健全な発達を目的として、親が主体的に子育てに向き合うことを支援する」はどのような関係にあるのだろうか。「子育て支援は、極めて多様な意味あい使われているが、この言葉は1994年に政府による子育て支援の総

合計画としてのいわゆる「エンゼルプラン」が策定により明確化された。このエンゼルプランの正式名称は、「今後の子育て支援のための施策の基本方向について」であるが、これが国の政策において「子育て支援」という言葉が使われた最初のものである(汐見 2008)。エンゼルプランでは、「安心して出産育児ができる環境整備」「家庭における子育てを支援する社会システムの構築」「子育て支援における子供の利益の最大限の尊重」の3点が基本的視点として掲げられている。また、同年には特に保育に関する具体的計画として、「緊急保育対策5か年事業」が策定され、低年齢児保育、延長保育、一時保育などのサービスの大幅な拡充が、具体的な数値目標とともに打ち出された。

1999年に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」(新エンゼルプラン)、2004年には「少子化対策大綱に基づく具体的実施計画」(子度も・子育て応援プラン)が策定され、こうした過程において、保育サービスの拡充による共働き家庭の母親の育児と仕事の両立支援のみならず、男性も含めた働きかたの見直しによる仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現などにも、より重点が置かれ始めた(内閣府 2009)。

このように、1990年代から2000年代を通じて、持続的に社会問題化され続けた少子化への対応策として、子育てを社会的に支援することの必要性に焦点が当てられ、実際に各種の支援サービスの供給が開始されていった。もちろん、現実に供給されている支援サービスの量および質が十分なものとなっているかどうかについては、議論の必要があるだろう。このように、1990年代から2000年代を通じて、持続的に社会問題化され続けた少子化への対応策として、子育てを社会的に支援することの必要性に焦点が当てられるようになった。もちろん、現実に供給されている支援サービスの量および質が十分なものとなっているかどうかについては、議論の余地があるだろう(松木 2011:13-14)。

ここで必要なのは「少子化」対策でなく、「子育ての社会化」対策をどうするかを考える視点である。つまり、子どもを増やすことが第一の目的ではなく、子育ての枠組みを「母のみ子育て」に偏った構造からから、「性別やミウチのみにとらわれない」構造へとパラダイム転換することが求められる。原らがこのパラダイムハ転換を「次世代育成力の再構築」と名付けた(原・館 1991)⁴。しかし、その後も「少子化対策としての子育て支援」の施策が

⁴ 原ひろ子は、次の世代を産み育てる能力として「次世代育成力」という用語を提案している。特に後者は、男女共にという視点を超え、家族を超えた人と人との絆のなかでの子産み子育てという次世代への文化の継承を含めた広大な地平を予測している。また、館かおるは、少々異

相次いで出され続け、新エンゼルプラン（1999）、新々エンゼルプラン（2004）がそれである。それにもかかわらず、少子化傾向にはどめはかからなかった。それは、これらの施策が、母親自体が子どもを育てるということを前提とする「母親に対する子育て支援」だったためではないか。「子ども（次世代）を育てるのは誰なのか」という大きなビジョンを問い直すことをせずに、子育て支援は母親を支援するということが同義とされ、母親が担うべき子育てを保育者ないしは子育て経験のある女性たちが支援するという構造自体は、この間に何も変わっていなかったのである。

このような流れのなかで、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」（2003:以下「次世代法」と表記）が制定される。次世代法の目的には「次代を担う子どもと家庭を支援するための国、地方公共団体、事業主及び国民の責務と、行動計画策定といった事項を定める」とある。つまり子育て責任は社会にあることを明記したのである。そして「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」として、男性の子育て参加や企業の取り組みなどを定めている。「母親の問題」として矮小化されてきた子育てが、社会的な問題として取り上げられた。ここに育児政策の転換がみられるが、しかしながら、子育てをめぐる社会的な構造がドラスティックに変化してきたとはいえない。

2) 地域子育て支援拠点事業

現在、保育所などの子育ての外部機関に当たっては、国レベルにあっては、2012年8月に制定公布された「子ども・子育て関連3法」（正式名称は、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律）に基づき、既存の教育・保育制度の再編成を根幹とする子ども・子育ての総合的な支援体制の構築に向けて様々な施策が検討され、その一部については、すでに前倒し実施されつつある。そのなかで、重要な基本的な考え方及び具体的な施策の1つとして、「地域における子ども・子育て支援の充実（地域子育て支援拠点など）」が挙げられる。

地域子育て支援拠点事業は、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、

なった角度から男女の基本的な人権として「産育権」を唱える（木脇2012）。

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としている。実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)である。

厚生労働省の「地域子育て支援拠点事業実施要項」によれば、この事業の内容としては、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、事業方法としては、①基本事業、②一般型、③連携型がある。

本事業の実施状況をみると⁵、2015年度は前年度よりも280か所増の6,818か所となっている。これを運営主体別にみると、社会福祉法人が2,608か所で最も多く、市町村直営が2,445か所、NPO法人が681か所となっている。親子が予約もなく自由につどうことができるドロップ・イン型の子育てひろばや、曜日や時間を区切って開設する出張ひろばがその典型である。実施状況を開催日別にみると、出張ひろばを除く全類型の6,658か所のうち、60.7%が週5日開催となっている。このサロンは主に児童会館や小学校、地区センターで開設され、地域の民生委員児童委員協議会や実行委員会、NPOなどが実働している。3歳未満で幼稚園や保育所に通っていない子どもの約9割が家庭にいることや、母子の閉塞した子育ての状況を鑑みれば、地域にこうした親子の「居場所」がふえ、子育てを相談する仲間ができるのは好ましいことである。さらに、子育てを通して地域コミュニティが再構築できるとしたら、社会構造的にも新しい段階へ進む可能性を見出すことができるかもしれない。しかし、市が働き掛けて実現したこれらの子育てサロンの「数」が増えることで、子育て環境が整い、子育て支援の目的が達成したかのように思われるとしたらそれは極めて行政的な数の論理であり、子育て支援の「本質」とは離れてしまう。子育てひろばが世に満ちることが子育て支援のゴールではないし、そうであってはならないだろう。また、子育てひろばの多くは子育て終了後の女性が母子を見守る形で行われている。現在の子育て支援は行政が主体者となった点においては変化がみられるが、「女性が女性を助ける」構造は変わっていない(木脇 2012:38)。

他方、地域の子ども・子育て支援の質・量の観点からみると、地域子育て支援拠点事業は、全国に10,000か所(国費活用8,000か所、地方単独2,000か所)の整備を目標とするが、しかし、0~2歳人口千人あたりの実施か所数で実施状況は、千葉県、東京都、愛知県、

⁵ 厚生労働省「子ども・子育て支援平成27年度実施状況」。

大阪府、広島県、福岡県、鹿児島県、沖縄県は、2 か所以下となっており充分ではない。子育て家庭の孤立や育児不安の解消等を図る身近な相談・交流の場所である地域子育て支援拠点の設置については、子育て家庭の居住状況に配慮した量的拡充を必要になる。また、利用者支援事業については、子育て家庭の選択に基づき、良質かつ適切な事業やサービス等を総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保する新制度においてたいへん重要な事業と位置付けられているが、しかし、その連携等のイメージがもちにくいとの意見もあり、利用者支援事業全体の推進に寄与する事例集の作成なども必要になろう。他方、事業の質的拡充に関しては、①地域子育て支援拠点事業の運営費の適正化、②地域子育て支援拠点事業の大規模加算、③研修機会の確保などが必要になる(笠野 2017:18-21)。

3) 男女共同参画の視点からの子育て支援

2012 年の社会保障制度改革国民会議の報告書「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」によって、子ども・子育て支援法の制度的理念が確立された新制度は介護保険モデルを適用しているが、子ども・子育て支援新制度は子どもを社会全体で育てることを主張している。これにより、子ども・子育て支援は社会保障制度の変革であると同時に、子育て観を大きく変えることとなった(中田 2015:242-245)。

子育て支援とひとくくりについても、利用者側そして主体者側にとってのニーズも様々である。国や地方自治体は、遊び場としての子育て支援拠点型事業の数を増やすことで子育て支援を完結したことにはならない。多様なニーズに焦点をあて、利用者が何を求めているのか、あるいは利用できない親子が何を求めているのかを探っていく必要があるだろう。2015 年 4 月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が潜在的なニーズも含めた需要を把握し、それに対応した必要な保育の受け入れ枠を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図るとされているが、そのなかで、少数派の親子をサポートする視点を忘れないことが重要にある。

森田 (2011) は、日本の子育て政策に対し、『「標準家族」の子ども以外に対する配慮が欠如』しているとし、さらに「チルドレンファースト」であると指摘している。現在、子育て支援の主体が、国、地方自治体、民間、NPO、サークル、任意団体など多岐に及んでいるが、自治体が提供するサポートと NPO の役割分担も不明確である。現状では、自治体ができない預かり型などの細やかなサポートや、カフェ型子育て支援などの先駆的な子育て支援サポートを NPO が行っているが、NPO は資金と人材で大きな悩みを抱えている。なかに

は自らの資金の持ち出しで賄っている団体もあり、子育てサポーターの善意と無償労働の上に、これらの子育て支援が成り立っているという現実もある。子育て支援の新しいニーズに対して、当面市民がボランティアに行くしか方法がないとしたら、国が子育て支援助成を創設して後方支援するなどの方法も考えられるだろう(木脇 2012:42)。加えて、ますます高まる子育て支援の必要性に対して、安易な受け皿づくりは見直し、小規模保育所事業等に見られるような劣悪な保育水準は是正すべきである。

子育てはながく「だれにでもできる無償労働」と位置づけられてきた。専門職でありながら、保育士の社会的地位や給与は極めて低くとどめられている。同様に子育て後の女性が善意で子どもをみている形態の子育て支援であれば、「子育て＝無償労働」のパラダイムを再生産するばかりである。この構造に甘んじている限り、少子化対策としての子育て支援はもちろん、男女共同参画としての子育て支援も国の政策の意図通りの機能はしないだろう。血縁およびジェンダーによらない子育ての社会構造をもとに、子育て支援のあり方を考えていくことが今後の大きな課題である子どもの人格発達において、家庭と家庭外における集団育児を弁証法的に統合する「子育ての社会化」という理念は重要である、としながらも、子どもの人格発達には子どもの社会性の発達が不可欠の要素として含まれており、しかも社会性の発達には「親子の関係」が決定的に重要な意味をもっている、と論証する。つまり、子育ての責任は家庭と社会にあるが、子どもの発達の面においては、家庭、特に「親子の関係」が重要な意味をもち、それは社会的責任を伴うことだと解釈する。先行研究における子育て支援論に関して、子どもの人格発達という面にまで踏み込み、それは「親子の関係」に影響される、という視点からの子育て支援論がほとんどなく、その視点から子育て支援を考察することは、今後の子育て支援を構築していく上で重要なことではないだろうか。

日本の成人世代の次世代育成力が低下していることが少子および子どもに関する様々な問題の原因であるとするなら、現在の成人への支援とともに、成人前の若い世代が豊かな人間関係の下に成長できる環境の整備が急務である。地域社会・職場環境を見直し、人格の生涯発達の観点から、あらゆる年齢層の個人に対する発達支援を行う視点が望まれる。

この子育ての変遷過程においては、既述してきたように、労働と育児の両立という負担を背負う母親のあり方へのジェンダー論からの問題提起もあいまって、女性を一人の労働者として位置づけ、公的責任として福祉施策を整備していく必要性が訴えられてきた経過がある。現在、子育て支援は、「保育指針」でも明示されているように、子ども自身と子育て

とする親への支援という視点を持ち、そして親子関係と子育て環境の支援をするしくみと実践へというように視野を広げた発展の様相をみせている。

4) 小括

日本の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤の整備を進めることが何よりも必要である。日本の成人世代の次世代育成力が低下していることが少子および子どもに関する様々な問題の原因であるとするなら、現在の成人への支援とともに、成人前の若い世代が豊かな人間関係の下に成長できる環境の整備が急務である。地域社会・職場環境を見直し、人格の生涯発達の観点から、あらゆる年齢層の個人に対する発達支援を行う視点が望まれる。

子育ての変遷過程においては、労働と育児の両立という負担を背負う母親のあり方へのジェンダー論からの問題提起もあいまって、女性を一人の労働者として位置づけ、公的責任として福祉施策を整備していく必要性が訴えられてきた経過がある。現在、子育て支援は、「保育指針」でも明示されているように、子ども自身と子育てする親への支援という視点を持ち、そして親子関係と子育て環境の支援をするしくみと実践へというように視野を広げた発展の様相をみせている。

網野（2002）は、「今や、子育ての社会化は、子育て支援という観点を超えて、より積極的に子育てへの参画という観点を内包する必要がある」として、「母性神話と保育の関係にみられる自助か公助かの対峙、対立の次期はもう既に終わっている」と述べている（網野2002：301）。この解釈は、乳幼児期という限定した育児をだれがどこまで担うかという領域をこえ、保育所、幼稚園、学校を含む地域環境における子どもの成長の未熟さ、情緒不安、コミュニケーション不足や環境への適応困難、ひいては虐待を受けている子どもたちの現実を前に、周囲の大人たちが社会の親として支援していかなければ次世代は育たないという段階にきているとの警鐘ととらえることができる。

こうした子育ての「社会化論」は、介護の社会化同様、保育や高齢者の介護領域の社会資源（施設・在宅サービスの役割・機能）が家族機能の変容、当事者の子どもや要介護高齢者と家族のニーズに応じて、質的变化をしつつ領域的に拡大し、公私を問わず地域における支援環境のあり方へと発展する方向性を包含するものになっているといえよう（笠野

2017:24)。

既述したように、児童虐待の防止や子どもの人格発達において、家庭と家庭外における集団育児を弁証法的に統合する「子育ての社会化」という理念は重要であるが、子どもの人格発達には子どもの社会性の発達が不可欠の要素として含まれており、しかも社会性の発達には「親子の関係」が決定的に重要な意味をもっていることに変わりはない。

2. 中国の子育て福祉施策

1) 中国の児童福祉の沿革

中国の福祉制度は1950年代に設立されたが、なお、福祉政策と福祉サービスは、主流な分野ではないため、政策研究とサービスの実践が遅れがちとなっていた。80年代の改革開放政策実施後、中国の福祉事業は急速な発展期に入っており、アジア福祉ネットワークの構築に向け、全国社会保障基金理事会を設立し労働・社会保障部、民政部なども、社会保険、社会福祉、社会扶助に関する一連の法規性文書を制定公布した。1953年、「中華人民共和国民族区域自治実施綱要」『民族政策文献彙報』が公布された後、大きな転換期を迎えたのは、80年代からである。

1981年7月、中国児童少年基金会在が成立したが、これは少年・児童を救うことを主な仕事とする組織である。この中国児童少年基金会在は、中華全国婦女連合会、中華全国総工会、中国福利会、中国人民児童保護全国委員会、共青团中央委員会、中国文学芸術界連合会、中国科学技術協会、中国工商業連合会、中華人民共和国体育運動委員会など11の全国的な大衆団体の発起により成立した。同基金は政府の児童対策費と団体、個人の寄付金によって運営される。2003年9月28日、中国児童少年基金会在は、「孤児支援基金」を創設した。

2010年11月、国務院が「孤児を対象とする児童福祉制度の強化に関わる意見書」を発表し、孤児の扶養、基本的な生活、教育、医療、就職や住宅などの保障を含む政策の強化を求め、孤児の生活費に充てる経費25億元を捻出し、特に中国東北部、中部と西部地区の孤児に、毎月定額の生活費を補助することを決めた。これは、孤児を対象とする福祉制度が全面的に打ち立てられたことを意味している。

「中国、2011 - 2020年児童発展綱要」。綱要は健康、教育、法的保護、環境營造という4つの分野をめぐって、人と物資の投入に力を入れ、児童の生存と発展の条件を改善させ、子供の生存と発展、保護と参加を享受する権利が確保でき、農村部と都市部の差も縮小できることを謳う。また、子供への福利を改善し、体と精神の健康レベルを向上させ、全体

的に引き上げ、子供の権益保護強化や法律上の援助などを明確にしている。

これら一連の福祉政策、組織制度の構築とプロジェクトにより、児童への社会福祉サービス事業を含む地域福祉サービス事業の展開に一定の優遇政策を与え、その発展を促進した上で、地域福祉サービス事業の産業化、規範化は発展に向け一歩前進し、児童の安全健康成長計画はスタートした。

子供たちの受ける医療と保健、教育と福祉などは全面的な改善と向上が図られるようになってきているが、児童虐待防止というテーマは、全国レベルでも取りあげられるようにはなってきたとはいえ、具体的な取り組みは、まだごく一部でおこなわれているに過ぎない。しかし、少しずつ前進しつつあることは確かなようである。また、国務院弁公庁が保護者のいない児童の生活保護に関する文書を公布したことは、保護者のいない児童の保障作業が規範化、標準化と制度化の段階に入ったことを意味しており、その後、政府は25億元の関連補助金を拠出して、各地の保護者のいない児童への暮らしに充て、これによってこれら児童の最低養護基準が徐々に実施されるようになったのである。

一方、中央から地域まで、また、少数民族などの地方政府では、一連の優遇政策が打ち出され、民間経営社会福祉施設が急速に増加してきたことは、社会福祉サービス事業全体に欠かすことのできない存在となってきた。

2) 児童福祉施設「SOS 子どもの村」

「中華人民共和国未成年者保護法」、「中華人民共和国教育法」などの法律・法規によると、国は児童に教育、計画的予防接種などの社会福祉を提供し、特に身障児童、孤児、棄て子など特殊な苦しい状態にある児童に福祉プロジェクト、施設、サービスを提供して、その生活、リハビリ、教育を保障している。現在、全国に192の専門の児童福祉機構と600近くの総合的福祉機構の児童部は、5万4000人の孤児、身障児童を引き取って養っている。全国各地はまたリハビリセンター、知恵遅れ児童訓練班などコミュニティーの孤児、身障者に奉仕する施設を約1万カ所近く設置した。

更に、1986年10月から、親から不適切な養育（虐待・ネグレクト）を受けてきた子どもを保護し、適切な治療を行い、親代わりの大人が自立するまで育てるSOS 子どもの村方式の養育を中国に導入することを目的とし、民間組織が主体となった新たな社会福祉システムを構築し、活動が始まった。

(1) 「SOS 子ども村」

SOS は、Save Our Souls (魂の救済) の略であるが、「SOS キンダーdorf」(ドイツ語で「子ども村」の意味) は、第二次世界大戦後の1949年、創立者であるオーストリアの社会教育学者ヘルマン・グマイナーが、「すべての子どもに家庭を与えよう」というスローガンのもとに、オーストリアのチロル地方の小村イムストに最初の「村」を築いた。以来、NGO としてオーストリアに本部を持ち、世界的に児童福祉施設を展開するSOS の児童養育構想である(崔 2014: 112-113)。今日においては、戦争や災害、親を失い、あるいは病気・離婚、虐待や育児放棄などさまざまな事情によって、親や家庭を失った子どもたちを救い、深く傷ついた心身を治療し、実の家庭に代わる新しい家庭を作って、彼らの成長を支えようとしている。それは、あるいは養育放棄された子どもを、複数の「家」から成る「村」に引き取り、親代わりの職員と一緒に暮らして、その成育と自立を支援するという主旨で活動している。チロル州イムストに、世界で初めて「SOS 子ども村」が創設されて以来、運動はすでに世界132カ国で展開されていて、子ども村は世界中に444カ所あり、約4万8000人が暮らしている。国際組織「SOS 子ども村」の基本主旨によると、一般の孤児院との違いは、「子ども村」では、身寄りのない孤児の健全な養育を目的として、子どもの管理・扶養・教育を「家庭モデル」で行うということである。各国にある「子ども村」では、孤児、虐待や育児放棄、離婚などで家庭に戻ることが困難と判断された10歳までの子どもに対し、平均5~10人の専門のスタッフが親代わりとなって共に生活し、家庭的な環境のもと、本人が自立できるまで育てている(崔 2014: 112-113)。

中国でも、1986年10月から、親から不適切な処遇(虐待、育児放棄)を受けてきた子どもを保護し育てる「SOS 子ども村」方式の養育法を導入することを目的とし、民間組織が主体となって新たな社会福祉システムの構築が始まった。

(2) 「ラサSOS 子どもの村」

孤児、虐待や育児放棄、両親の離婚などで家庭に留めることが不相当と判断された身寄りのない子どもを保護し、適切な治療を行い、親代わりの大人が、子どもたちが自立できるまで育てる「SOS 子ども村」方式の養育を、中国にも導入することを目的とし、民間組織が主体となって新たな社会福祉システムを構築したのである。これらの「SOS 子ども村」は、ほとんど漢民族地域に位置しているが、中国政府と「国際SOS 子ども村」組織の協力により、2001年5月に初めての少数民族のための「ウルムチSOS 子ども村」が創設され、6月に、九番目の「ラサSOS 子ども村」が設置されたのである。「ラサSOS 子どもの村」では、チベット族、回族、モンゴル族、漢族などの孤児183名、「お母さん」と呼ばれる「保

母」17名がいる。親のいない子どもや、両親はいるが病気や障害で扶養できない14歳以下の子どもを受け入れ、援助を始めた。中国の西南部ではここが唯一の「SOS 子ども村」であり、公益的な児童社会福祉施設でもある（崔 2014：114）。

「ラサSOS 子ども村」は、拉貢公路堆龍徳慶県乃鎮崗徳林村に位置しており、緑の芝生に赤レンガの家が映え、色とりどりの花園の中で華やいだ雰囲気醸し出しており、これらの緑と花々に囲まれ、一戸建ての家が軒を連ねている。一家族は、平均8～10名程度の子どもたちが兄弟姉妹となっている。子どもたちに安心できる「家族」を与え、いろいろな悲しみから解放し、子どもたちの笑顔と豊かな心を取り戻すことを目指している。保母にとっては、どの子も優れていて、朗らかで、それぞれ個性が異なって、みな自分の誇りである。母親役となるSOS マザーのもとで、子どもたちも安心感、信頼感を持ち、普通の家族の暮らしをしており、独立した村として機能している（崔 2014：114）。

そこからみれば、施設は、如何に家庭に近づけられるかが大切なことである。子どもが「安全な我が家」、「自分が大切にされている」、「自分は価値のある存在だ」と感じ、安心して育つことのできる環境を整えることが大切だと強く感じられたのである。また、「家族のためのママ」を支える専門家によるサポート、「子ども村」で子どもの養育を担う「ママ」、「ママの補助者」のための研修を制度化するシステムを作る必要があるとともに、更に、児童の生活と民族教育への配慮、これからの一層の開発援助のため、多くのボランティアたちがこの児童村に来て、生活や教育などの手助けを行うことも必要なのではないかと感じたことである。とにかく、子ども村は子どもたちに暖かい家を与え、子供たちはここで楽しい生活を送り、社会各界の関心の下、これらの子供は健全に成長している。

3) 民間福祉施設の現状

孤児救済事業の改革発展を推進するため、中国民政部は、国家発展改革委員会、財政省など14の省庁と共に孤児救済制度の整備を検討し、次のような新たな救済策を打ち出している。一つ、孤児の生活が地元の平均水準を維持できるよう各級財政から生活費を支給する。一つ、児童福祉施設と路上生活児童救助保護センターの新設、改造を急ぐ。一つ、教育、医療、就業、住宅など孤児の生活、成長にかかわる多くの面で支援する、ということである。現状としては、市場経済の条件下での保障制度の内容が整っていないため、孤児の基本生活費の保障程度が低く、孤児に対する保障範囲が完全ではないが、民政部が2010

年末に発表した報告によると、中国には各種児童養護施設が10万カ所以上あり、約274万7000人の保護者のいない児童が入所している。また、2010年末時点、全国では合わせて25万2000人の保護者のいない児童がしかるべき福祉サービスを受けるといった報告があったのである。また、それ以外の孤児の多くは、親族に育てられ、国は様々な救援策を講じて、彼らの生活や成長を保障し、教育や医療設備が整った比較的恵まれた環境のもとで生活している。

ここでの民政部というのは、中華人民共和国国務院に属し、日本の旧厚生省（今の厚生労働省）に相当する行政部門である。日本の庁にあたる9つの職能司が置かれ、社会事務局は社会福祉、児童福祉事業の事務を主管することとされ、民政部によって多くの福祉施設が設けられ、地域において、それぞれの民政庁や民政局など民政部門が設けられ、高齢者や孤児、障害者に入所型福祉サービスを提供している。例えば、チベット民事部門により「児童福祉証明書」、「孤児免費医療証」も発行されている（崔 2014：119）。

4) 小括

以上、みてきたように、中国では「SOS 子ども村」と民間孤児院の実現が、「家族と暮らすことができない子どもたち」への新しい養護・養育のシステムをさらに各地に定着させることが、子どもたちの現状や社会的養護についての市民の理解を広げ、児童虐待防止と、被虐待児童の救済につながると考えられる。また、「すべての子どもに家庭を与えよう」という理念を基本とし、子どもたちに温かい家を与え、愛情ある家庭的環境の中で育て、温かさに満ちた教育を受けさせるという方針の基に、飢餓、病気、いじめ、虐待などで苦しむ子どもたちのため、民間組織が主体となって広く市民の協力を求め、このネットワークとの連携により「国民全体が子どもの健全育成に直接参画する体制」を築き上げる必要がある。これらの福祉施設運営の課題を考えると、先ず新しい養護・養育のシステムをさらに各地に定着させることで、子どもたちの現状や社会的養護についての市民の理解が広がり、児童虐待防止と、被虐待児童の救済ができるであろう。また、既存の児童福祉体系以外に新たな社会福祉システムを作り、子どもの社会的自立に至るまでを支援する新たな仕組みを強化し、構築していかなければならない。もう一方では、孤児救済制度の整備と市場経済の条件下での保障制度の内容を整え、教育、医療、就業、住宅など、孤児の生活、成長にかかわる多くの面で支援することも必要となってこよう（崔 2014：120-121）。それがひいては、既存の児童福祉体系以外の新たな社会福祉システム、即ち子ども

もの社会的自立に至るまでを十全に支援する新たな仕組みの構築、強化に繋がると思われる。

3. 児童虐待の捉え方と現状

1) 児童虐待の意義と分類

子ども虐待に関する記事が連日のようにマスコミで報道されるなど、子どもへの虐待が大きな社会問題となっている。しかし、子ども虐待というものが、子どもを保護すべき立場にある親による子どもの基本的人権への侵害行為であるとするならば、洋の東西を問わず、昔から子どもへの虐待は存在した(才村 2005:1)。一般の人が「虐待」という言葉を聞いて、恐らくまず子どもを殴ったり蹴ったり、という身体的な暴力であり、あるいはその結果として子どもを死に至らしめる親の行為と考える。現状を見ると、虐待が身体的な暴力を中心として、その以外の様々な側面を持つことが明らかになってきたのは、医療や保健、福祉の領域が正面からこの現象を検討したからである。虐待は、児童虐待防止法に示されているように、4つのタイプ(①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待)に分けられる(日本子ども家庭総合研究所 2009:6-7)。このうち、①は生命に危険のある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬は戸外に締め出す、ひもなどにより一室に拘束するなど、②は子どもへの性交や性的行為、性的行為の強要・教唆や、性器を触る又は触らせるなど性的暴力、性的行為の強要・教唆などで、性器や性交を見せる、またはポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要することなどをいう。③は子どもの健康安全への配慮を怠っていることをいい、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない、食事、衣服、住宅などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢などのことで、④は言葉による脅かし、脅迫などで、子どもを無視したり、拒否的な態度を示したり、心を傷つけることを繰り返し言う。自尊心を傷つけるような言動などで、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする、または配偶者やその他の家族などに対し暴力を振るうことをいう。

2) 児童虐待の現状

(1) 日本の場合

2016年8月、厚生労働省は、15年度に全国の児童相談所が対応した虐待通告件数が10万3260件（速報値）と、初めて10万件を超えたことを公表した⁶。子ども虐待に関する統計が初めて取られた1990年の通告件数は1101件であり、25年の時間経過があったとはいえ、100倍にも及ぶ増加は特異なものであると言える。

また、児童福祉法の改正で、05年度より、市区町村も虐待通告に対応することになっているが、14年度の全国の市区町村の虐待通告対応件数は約8万8000件となっている。児童相談所による対応件数と市区町村のそれには、多少の重複があると考えられることから単純な加算はできないものの、児童相談所と市区町村を合わせると、年間に十数万件程度の通告に対応していることになり、事態は極めて深刻である。

今回公表された児童相談所の通告対応に関する統計によると、「心理的虐待」が47.5%と半数近くに及んでおり、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待という虐待の4類型中最多となっている。「心理的虐待」とは、子どもに対して「お前は欲しくて生まれた子じゃない」「お前さえいなければ家族が幸せになれる」など、親などの養育者が子どもの存在価値を否定するような言動をとるものである。身体的虐待やネグレクトなどと比較して、外部からは認識されづらい。今回の統計によると、日本では「心理的虐待」が飛び抜けて多いように思われるかもしれないが、そんなことはない。これは「DVの目撃」を「心理的虐待」とすることによって生じた結果である。

こうした状況を招いた要因は、児童虐待防止法における心理的虐待の定義にある。2004年の同法の改正において、DV（ドメスティックバイオレンス、パートナー間暴力）を目撃することは子どもにとって心理的虐待に当たると明示されている。これを受けて警察庁は、警察がDVであると認知した事例において、父母などの間に未成年の子どもがいる場合には児童相談所に通告するよう指示している。その結果、日本の統計では、欧米先進国のそれと比較して、心理的虐待が多数に上るといった事態となっていると考えられる。こうした状況では、心理的虐待の実情が把握できない。また、海外の虐待統計との適切な比較検討が不可能となってしまう。DVの目撃事例の取り扱いについて、早急に改善すべきである。

⁶ 以下、西澤哲(2017)「急増する児童虐待の社会的背景を探る」(<https://www.nippon.com/ja/currents/2017/12/7>)を参照。

例えば、NCANDS（全米子ども虐待とネグレクト・データ・システム）に基づく2013年の米国の報告（Child Maltreatment 2013）によれば、同年中に全米のCPS（子ども保護機関）に通告のあった事例のうち、虐待もしくはネグレクトが確認されたのは67万9000件であった。その内訳は、ネグレクトが79.5%と最も多く、以下、身体的虐待が18.0%、性的虐待が9.0%と続き、心理的虐待は8.7%と最も少なくなっている。ちなみに米国では、子どもがDVを目撃した可能性がある場合を、虐待4分類とは別に、“Children With a Domestic Violence Caregiver Risk Factor”（養育者がDVのリスク要因を抱えている子ども）としてデータが取られている。13年には、36州で不適切な養育が確認された46万4952件のうち、27.4%に当たる12万7519人の子どもがこれに該当するとされている。

今回報告された虐待事例の総数から心理的虐待を除いた5万4567件を母数として、心理的虐待を除く3つのタイプの構成比を算出すると、身体的虐待が54.5%と最多であり、ネグレクトが44.8%、性的虐待が2.8%となる。先述の米国のデータと比較すると、日本では身体的虐待が多く、ネグレクトと性的虐待が少ないといった特徴があることが分かる。これは、おそらく実態を示したものではなく、ネグレクトや性的虐待に対する過小評価を反映したものと解することができよう。ネグレクトが過小評価される背景には、ネグレクトによって死亡に至る事例が少ないとの誤認があると推測される。また、ネグレクトに対応する関係機関の職員の認識の低さも影響している。慢性的ネグレクトが非器質性成長障害（NOFTT）など深刻な影響を与える危険性があることなどを考慮すると、これは看過できない問題である。

子ども虐待に関する日本の統計は上記のような問題点をはらみつつも、初めて統計が取られた1990年には約1000件であった通告件数が25年後には10万件を超えるといった急激な増加を示していることには注目すべきである。この急増の背景には、2つの要因が指摘される。第一の理由としては、市民の意識の変化である。かつて家族間の暴力等に関しては、家庭内の問題として社会は介入しないといった態度が優勢であった。しかし、今日では、たとえ家族内のことであっても、暴力に対しては社会が介入するといった態度に変化してきている。こうした社会的態度の変化が、2000年の児童虐待防止法の成立につながっていった。また同法の施行が、さらに市民意識の変化を促すといった状況を生み出し、虐待通告件数の急増をもたらしたと言える。しかし、それだけではこれほどの急増を説明することは困難である。

第二の理由としては、やはり虐待の発生件数が実質的に増加していると推測すべきであろう。しかし、こうした現象の社会心理的な要因を実証的に検討することは非常に難しい。さまざまな要因が考えられるが、一つには家族の養育機能の低下を挙げることができるだろう。その低下を示唆する社会統計指標として、①妊娠先行結婚の増加とその離婚率の高さ、②10代の母親の出産数の微増傾向、③全般的な離婚率の上昇、④若い母親と幼児からなる若年母子家庭の増加、⑤母子家庭の貧困率の高さ、挙げることができる。

上記の諸現象は、大正年間に産声をあげ高度経済成長期まで増加の一途をたどった核家族という「標準的な家族」からの変化もしくは偏差の進行を意味している。

こうした変化に伴って、家族の子ども養育機能の低下が深刻化し、それが虐待の増加につながっていると考えることが可能である。なお、上記の家族の変化に伴う家族の養育機能の低下には、家族に対する社会的な資源や支援の在り方が、核家族という「標準的な家族」を前提としているため、そこから上記の諸問題をはらむ家族には支援が届かないといった社会的要因があることに留意すべきである。

(2) 中国の現状

中国では、最近悪質な児童虐待事件が多発している⁷。上海市、南京市や湖北省、広西省で起きた事件が相次ぎ報道され、国民の関心が高まっている。2017年11月8日、上海のオンライン旅行会社・シートリップの社内託児所「携程親子園」で複数の保育士らは2歳以下クラスの幼児らを殴ったりした悪事の映像がネットに流され、中国全土に衝撃を与えた。映像からはほぼすべての保育士らは、虐待に関わっていることが分かった。

事件後、シートリップ社は外部の業者に同託児所の管理運営を委託していたとする声明を発表した。しかし、運営会社の責任者は事件が起こった託児所の責任者が正社員ではないため、責任がないと弁解した。15日の時点では、主管責任が不明なままで、園長と保育士3人は傷害容疑で逮捕された。

事件から数日後、南京のある保育園の保育士も3歳の園児を殴打する映像がネット上に流れた。園児に鼻血が出るほど殴られていたが、その場にいたほかの保育士らは見て見ぬふりをしていた。

⁷湯彦俊（2017/11/10）「上海・シートリップ社内託児所で虐待 託児所運営会社が謝罪」

（http://www.afpbb.com/articles/-/3150059?cx_position=12、2017/12/07）。

また、ポータルサイト・「網易」に掲載された記事（8日付）は、シートリップ社内託児所の虐待事件では、ほぼすべての保育士が、虐待に加担したことから、単なる「偶然なストレス発散」ではなく、「組織ぐるみの虐待」だったと指摘した。原因について同紙は10日の報道で「深刻な保育士不足」「低学歴・半分近くは無資格」を取り上げた。

オーストラリア在住で北京首都師範大学の元副教授・李元華氏は、政府主管部門の責任逃れや調査を促進する監査部門の欠如によって中国本土ではこうした事件が相次いでいるとの見方を示した。一方、李氏は事件の背景として中国共産党政権の統治によるモラル喪失の問題が浮き彫りになったとし、保育士らの倫理・道徳観の欠如がこうした事件の根本原因であると示唆した。保育士らは幼い子供の成長に関心がなく、代わりに「泣くなんて迷惑だから、脅し殴打するもの」とし、乱暴に扱っていたと指摘した。シートリップ社内託児所虐待事件に巻き込まれた一人の園児の母親はネットで「妊娠するのがどれほど難しいのか。赤ちゃんを産むのがどれくらい難しいのか。1歳まで子どもを育てることがどれほど難しいのか。児童虐待をぜったい許さない」と訴えた。

こうした幼児虐待事件に対し、中国のネットユーザーからも「伝統的なものはほとんど捨てられた。残ったのはお金と利益のみ」「私たちの教育が失敗で全滅だった。まず人間になるための教育を実施してほしい」「制度問題だ。効果的に監督できる責任部門はない」のように様々な投稿が寄せられたが、当局によりまもなく削除された。

情報ツールは一般に報道されるニュースからのみであるが、北京青少年法律援助と研究センターが「子どもを家庭暴力の影の元で成長させない—未成年が家庭暴力を受けた事例調査と研究報告」によると、2008年から2013年の6年間にメディアで報道された697件のうち、父母からの虐待は84.79%で、このうち、実の父母からの虐待は74.75%、血の繋がりの無い親からの虐待が10.04%。そして12.05%が祖父母などからの虐待であった。虐待を受けた子どもの中には、父母が両方とも出稼ぎに出ており、親族が面倒を見る「留守児童」多いことが分かった。

世界保健機関（WHO）は、虐待を引き起こす原因を調査し、その結果、精神や健康の要因以外に、経済状況も主な原因の一つであると明らかにしている。両親の経済的不安定さがプレッシャーとなり、家庭内暴力を引き起こし、または両親が出稼ぎをせざる得ず、子どもの面倒を見るには不適切な人に託さなければならず、虐待されるというケースも見られ

るといふ⁸。

3) 児童虐待防止の視点

日本の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤の整備を進めることが何よりも必要である。

子育て支援策に、近年、さらなる重要課題が盛り込まれるようになってきた。児童虐待事件の増加をうけての、虐待予防・防止の機能である。たとえば、育児不安をかかえる親からの相談対応や、孤立した育児からの解放のために仲間作りを促すもの、さらには虐待している親たちへのカウンセリングなどがある。この取り組みは最近、個別の機関対応から、保育所、幼稚園、保健センター、児童相談所、児童センター、社会福祉協議会など公的機関と民間の機関とがネットワークをむすび、親の育児を総合的に支援しようとする方向に向かいつつある。ここで「育児不安をかかえる親」「孤立した育児をする親」とは、主に母親のことである。

しかし、そうした設定に疑義を呈する研究もある。育児の責任を母親一人が背負うことの問題や他者の介入の必要、また、子どもへの虐待を暴力としてとらえジェンダーの視点での非暴力プログラムの有効性を説くもの（村本 2003：12-16）、同じくジェンダーの視点から母親が背負う責任や精神的負担の大きさを問題とし、母親が一人の人間として受けとめられる Mar. 2007 子育て支援は父親支援 123 場の必要を説くもの（森谷 2000：62-67）などがある。母親が虐待の加害者になることが多いため母親への支援を設定することについていえば、確かに「今起っている虐待・すぐにでも起りそうな虐待」に対処するためには、当事者となる者への取り組みが必要であろう。

しかし、それはあくまで「対症療法」的なものであり、なぜ母親が精神的不安をかかえてしまうのか、なぜ母親が孤立してしまうのか、なぜ母親が虐待してしまうのか、問題の根本にある構造的要因に視点をおくことが必要である。

年々働く女性が増加する社会状況の中で、出産により就業継続を断念せざるを得ない女

⁸ The World's Mother Salon (2016)「虐待を罰する法律がない！ 中国の子どもの虐待の現状」
(<http://wm-salon.com/chineseabuse-yuki/.2017/12/07>)

性が多い。そこで、就業継続の困難が子どもを持つ女性に及ぼす影響を見てみよう。内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（2002）では、働いていない女性にその理由をきいたところ「育児の負担が大きいから」が最も多く、20歳代で48.8%、30歳代で64.2%にのぼった。また、30歳代では「配偶者や子どもなど家族が望まないから」が22.4%と高い。育児負担と育児担当者としての家族の期待が重く女性にかかっている。つまり就業継続を断念する要因は「育児負担」や「家族の期待」であることがわかる。さらに総務省「労働力調査」（2004）でも、就業希望を持っていながら働けずにいる女性にその理由をきくと、最も多いのは「家事・育児のために仕事が続けられそうにない」で36.2%である。総務省「就業構造基本調査」（2002）において、就業希望を多く持つ層に着目してみると、3歳未満の子をもつ妻たちであることがわかる。この層の無業者は末子年齢別に見た場合72.4%と最も多く、そのうち就業希望者は42.5%をしめ、非就業希望者を大きく上回る。このように、乳幼児を抱えた母親は職に就くことを強く希望しているにもかかわらず、就業できずにいるという現実がある。子育て支援が児童の虐待防止有効に機能することが期待されたが、現実はそうになっていないのといえよう⁹。

⁹ この点について、毎日新聞社児童虐待取材班による『殺さないで一児童虐待という犯罪』（2002）は詳細に述べている。

第3章 中国における母親の育児への社会的支援

家族の状況によっては、児童に虐待を起こす可能性があり、特に、その傾向を持つ母親への育児の社会的支援が必要である。ここでは、中国における母親に対する育児の社会的支援について述べる。

1. 中国における育児の社会的支援の歴史

一見（2008）は、中国における育児の社会的支援の歴史について次のように概観している。中国における近代育児の社会的支援の歴史は、2003年に100周年を迎えている。19世紀半ばに西欧の襲撃を受けて以来、長い歳月をかけ、戦争と革命を経ながら政治体制を変革（1912年中華民国成立、1949年中華人民共和国成立）し、社会主義国家の建設の途上で文化大革命（1966～1976）の風雨を経験し、その後の改革・開放路線で経済建設を最優先して、大きく成長し続ける中国となった。

2003年に政府から出された幼児の発展の中期目標である「幼児教育の改革と発展に関する指導意見」に基づき、5年以内に、就学前3年間の子どもが教育を受ける比率を55%にまで、就学前1年間の教育を受ける比率を80%にまで高めるとしている。また0～6歳の子どもの保護者が科学的な育児能力をつけることが提唱され、様々な親と子のための教育プログラム（親子園・親子活動）が就学前機関での預かり保育以外にも提供されるようになっていく。

長らく中国の幼児教育現場では旧ソ連の影響もあり、教師がリードする知育が重視されてきた。そこでは子どもに、文字・数と自然や社会の中の事物を認知させることに重点が置かれていた。ところが、最近では、子ども自身が環境に身を置いて自分たちの知りたいこと、やりたいことを発見し、教師や仲間とともに時間をかけて様々な探索するプロセスが非常に重視されるようになっていく。そのような中で、かつてブルジョア的であると批判され消え去ったプロジェクト法が、子ども自身の探索を可能にする新しい活動としてよみがえったのである。それらは、教師中心でも児童中心でもない、「教師の主導作用と子どもの主体性が結合した」姿であると理論的に説明され、探索過程での子ども同士や子どもと教師の相互作用が重視される（一見 2008：214-227）。

中国の幼稚園は、満3～6歳までを対象とする教育機関である。保育のタイプには、全日制、半日制、季節制、定時制、寄宿制などの類型があり、両親の労働や学習を保障するた

めの任務も負っている。翁（2011）による、主管部門は教育部（日本の文部科学省にあたる）であるが、保健衛生面については衛生部（日本の厚生労働省にあたる）が担当している。幼児園の設置形態には、公立園、親の職場立の園（かつての国営企業や集団農場をはじめ、政府機関・大学・軍などの附属幼稚園）、民間設置（各種非政府組織・地域コミュニティ）の園、1990年代になって登場した様々なタイプの私立園などがある。

これに対して3歳未満の乳幼児を預かる託児所の場合は、主管部門は衛生部であるが、1999年以降の「託児所と幼児園の一体化」の動向により0～3歳の年齢段階の「教育」に対して、教育部門がやはり責任を負うようになってきている。教育機関としても位置づけられた託児所は、かつてのように無資格の子育てを終えた女性たちと衛生管理担当者が、子どもを安全に保育するだけの場所から、教員資格をもつ教師が関わる場所となったのである。こうした事情もあり、今日では、単独の託児所は徐々に姿を消し、幼児園の中に合併吸収されるようになった。また、幼児園自体も、少子化の折から保育年齢を下げ、0～6歳までのトータルな就学前教育サービスを提供する場に移行しつつある。

ところで、0歳の集団保育についてみると、1950～1960年代の社会主義建設期には、女性労働力の解放が必要とされ、子どもの多い家族の場合、託児所（全日制、半日制、季節制、定時制、寄宿制も含む）に0歳から預けることに抵抗はなかった。ところが、一人っ子政策がとられた1980年代以後、たった一人の我が子は家族のなかで育てたいとだれもが思うようになり、0歳の集団保育へのニーズは基本的になくなった。そこで、現在のところ幼児園内の託児部（通称は「託児クラス」または「小小クラス」という）の預かり年齢は、1歳半以降（主に2歳児）がふつうである。

中国における「早期の教育」政策の始まりは、1999年、政府の教育方針策定に強い影響力をもっていた李嵐清国務院元副総理が、「科学的な早期教育」に関する専門シンポジウムを組織したことにある、とされる。李副総理は、21世紀の中国が国力を強め持続可能な発展をとげるためにも、早期からの子どもの資質能力を伸ばす教育が極めて重要であると認識し、施策化へのギアを入れたのである。なお、この時の「早期教育」とは、0～3歳の乳幼児と、幼児園に就園していない3～6歳の幼児に対する教育のことで、李副総理は、既存の幼児園での教育を補完しながら、中国全国の0～6歳までの子どもたちが望ましい「科学的な」教育を受ける手立てを講じるよう教育関係者に強く訴えたのである。

ここからも明らかなように、中国での「早期教育」とは、社会全体が取り組む「資質教育」のなかの、「最も初期段階の教育」という位置づけなのである。ここで見る限りでは、

日本で「早期教育」という時の「通常の教育よりも早め早めに先取りして行う教育」（よりふさわしい中国語に「超前教育」がある）という意味合いではなく、あくまでも「早期からの教育を」ということであることがわかる。

翁（2009）による、中国における出産・育児援助制度の歴史的変遷を見てみると、新中国建国後間もない1953年に公布された「中華人民共和国における労働保険条例」において、妊産婦の出産費用を国と企業で負担することを定め、さらに、女性労働者の4期（月経期、妊娠期、出産期、授乳期）の保護規定も設けられている。1979年、「工業企業における衛生施設的设计基準」では、女性労働者の多い企業付近に託児所・妊婦休憩室を設置することが定められた。

出産休暇・産前産後の休暇規定については、1995年「中華人民共和国労働法」において、「女性従業員は出産の際、最低90日の産休を取ることができる」とされている。また、1988年「女性従業員労働保護規定」によると、「女性従業員の産休は90日で、うち休暇を15日とする。難産の場合は、更に15日を増やし、双生子以上の場合は、1人増えるごとに15日を増加する」と規定されている。さらに、上記の規定において、産休及び妊娠・哺乳期間中に、通常給料以下の給料を支払うこと、一方的に労働契約を解除してはならないことも定められた（翁 2009：164-165）。

2. 中国における育児の社会的支援の現状

中国の都市部における最新育児支援の動向の子育て研究において、翁（2010）「中国都市部では、祖父母を中心とする親族による子育て支援は今だに機能している」、「家事や育児に家政婦を活用されている」などがある。しかし、親族らの行う具体的な育児支援についての質的な研究が行われていない。また、近年に家事・育児の重要な担い手としての育嬰師・家政婦の利用実態についての研究も少ないと述べていた（翁 2010：31）。

1) 中国における親族ネットワークによる育児社会的支援

翁（2010）は、親族ネットワークによる育児社会的支援について次のように述べている。

まず、親族による育児支援については、日本では伝統的に「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業、育児役割は主に母親によって果たされてきた。日本と対照的に、中国の都市家族の場合、育児は母親だけでなく、家族・親族にも委ねられており。重要な育児役割を果たしてきた。親族は子どもの両親と同居もしくは近居して子どもの面倒をみるケー

スがかなりある。「育児の主な担い手である親族」、「重要な分担者としての親族」、「ある程度支援する親族」、という大きく3つのタイプに分けることができる。

「育児の主な担い手である親族」は、子どもの日常の身の回りの世話（食事、起床など）はもちろん、しつけや教育など知育・教育の世話も担っている。このような場合には、母親以上に、あるいは母親代わりに、親族が育児に深く関わっているタイプである。

「重要な分担者としての親族」は、子どもの両親が働いている間に、重要かつ不可欠な役割を果たしている。特に生活習慣など日常的な世話に力を入れている傾向があるタイプである。

「ある程度支援する親族」は、同居・近居ではない居住形態、別居という不利な条件のもとで、できる限りの育児支援をするというタイプである（翁 2010：32-34）。

2) 中国における育児の社会的支援の2つのタイプ

また、中国都市部では流動的な人口、厳しい住宅事情などの理由で、皆が両親と同居・近居できるわけではない。仮に祖父母世帯と若夫婦が同居・近居をしている場合も、祖父母世帯が、有職、高齢、病弱などの理由で、子どもの世話ができないこともある。以前には、伝統的な育児役割と援助、つまり、家族・親族というネットワークでの育児は、今だに主流となっている。しかし、市場経済化や医療化が進むにつれて、最近は出産・育児支援の外部化も進んでいる。

翁（2009）による、出産・育児支援の外部に委託する場合には、主に家事労働者を家に招くタイプ（来訪型支援）と設備の整った施設に行くタイプ（施設型支援）の2種類に分かれる（翁 2009：170-173）。家事負担の軽減のために、育嬰師・家政婦を雇って家事・育児を代行してもらうことが一般的に行われ、育嬰師・家政婦による育児支援は、家事労働者を家に招くタイプ（来訪型支援）である。

(1) 来訪型支援（家政婦・月嫂・育嬰師による育児支援）

来訪型支援については、近年、科学的に知識に基づいた出産・育児サービスを各家庭に提供する会社が続々と登場している（翁 2009：170）。育嬰師は、一般的に家政婦よりレベルが高い。

① 家政婦

翁（2011）は、家政婦の場合は正式には「家政サービス員」と称し、かつての「管家」と明らかに異なる（翁 2011：34）。家政婦の仕事内容から見れば、「一般家事労働者」、

「家事・育児全般担当の家政婦」、「月嫂」「育児師」との4タイプがある。各家庭の事情により、雇い主は時給制か住み込み形態で家政婦を雇っている。家事全般を担当し、炊事、洗濯、掃除などを行う家政婦もいれば、家事のみならず、子どもの世話に加え、老人の介護、家庭内教育などの仕事も含む（翁 2010：34-35）。サービス提供の形式も住み込みという形から時給制、定期制など様々な形式が現れた。国家労働局及び社会保障局（日本の厚生労働省にあたる）の配分した「家政サービス員（家政婦）国家職業標準（2000年）」によると、家政婦とは「顧客の要望に従い、各家庭において家事全般を担当し、児童、老人、病人の世話をし、家庭の様々な仕事に携わる人員」と規定されている。また、労働・社会保障部は家政婦の国家職業基準を設け、初級・中級・高級の3段階に応じた家事労働者の資格検定を実施し始めた（翁 2011：34）。

②月嫂

王・李（2015）は、「月嫂」¹⁰「育嬰師」「催乳師」¹¹について次のように説明している。

これらの専門職を派遣するのは出産・育児サービスの一つである。「月嫂」とは、出産後の母子の世話をする専門の家政婦のことである。中国では、出産後の1カ月間を「月子」と言い、日本以上に母体回復の大切な時期としている。出産直後の女性は赤ちゃんに授乳すること、栄養のある物をたくさん食べること、そして寝ること以外、何にもしてはいけない。以前は母親や姑がこの「月子」期間において、産婦及び赤ちゃんの面倒を見ていた。現在、大都市では、多くの家庭が月嫂を雇うようになっている。月嫂は掃除、洗濯など、家事全般を代行し、母体回復に効果のある薬膳料理も作る。加えて、マッサージや哺乳指導、さらに赤ちゃんの世話と、甲斐甲斐しく働く。24時間の住み込みの場合には、産婦がまだ本調子ではない時期に、月嫂が夜泣きする赤ちゃんのために何度も起きて面倒をみる為、母親は寝不足に陥るなどという心配もない。気になることや疑問点には即座に回答してくれるから、産後の戸惑いも不安もない（王・李 2015：1-39）。

翁（2009）による、出産・育児サービスを各家庭に提供する会社は、客のニーズに合わせ、8時間の昼間コースと24時間の泊りコースを作り、月嫂のレベルや戸籍などに従い、異なる給料を支払う（表3-1）。

¹⁰「月嫂」とは、月子期間中に産婦および新生児の世話をする専門の家政婦のことであり、正式的な名称は「母嬰護理員」である。「月嫂」は掃除、洗濯など、家事全般を代行するだけでなく、母体回復に効果のある薬膳料理も作る。加えて、乳房按摩や哺乳指導、さらに赤ちゃんの世話と、さまざまな仕事をこなす。

¹¹「催乳師」とは、日本の助産師のように母乳マッサージを施術する専門家。催乳師免許は国家労働局の管理監督を受ける国家資格となっている。

表 3-1 上海市のある「月嫂」紹介所の「月嫂」賃金の案内

ランク	経験	認定資格	仕事内容	月給
初級月嫂	1年以下	50時間以上で育成コースを受けた上で、社内の初級試験に合格できれば、初級初級月嫂として認定される。	赤ちゃんの基礎ケア（入浴・着替え・おむつ交換などの日常ケア）、生活ケア（授乳・食事・哺乳瓶といった食器の消毒作業など）及び専門ケア（適当なマッサージ・赤ちゃんの体の異常を観察すること及び適当な対応） 妊婦のケア（産後の保養、妊婦向けの食事の用意など）	4800元（約80000円）
中級月嫂	2年以上	社内の中級月嫂試験に合格できれば、初級から中級に昇進できる	同上	5800元（約100000円）
高級月嫂	3年以上	社内の高級月嫂試験に合格できれば、高級に昇進できる	同上、その他（赤ちゃんとのコミュニケーション・赤ちゃんの早期知力の開発、母体回復など）	6800元（約110000円）
特級月嫂	3年以上	社内の特級月嫂試験に合格できれば、特級に昇進できる	上述したものを含んだ上で、赤ちゃんにカルシウム質及び他の栄養成分をタイムリーに補充し、妊婦に科学的な育児知識及び赤ちゃんの知力と才能を伸ばす方法を伝授すること	8800元（約130000円）
ゴールドプレート月嫂	4年以上	催乳師の資格が必要となる	上述したものを含んだ上で、赤ちゃんの早期成長によくある病気に対する観察・予防及び適当な対応し、産後初級の母親の心理面をサポートすること	11800元（約200000円）
ダイヤモンド月嫂	4年以上	催乳師の資格が必要となる	他のランクの月嫂と比べて、催乳師の役割も担うこと	13800元（約220000円）
王冠級月嫂	4年以上	催乳師の資格が必要となる	他のランクの月嫂と比べて、催乳師の役割も、心理カウンセラーの役割も担うこと。妊婦の産後抑うつ状態の発生を予防すること	15800元（約250000円）

http://www.dir.co.jp/consulting/asian_insight/120621.html

会社は「身分証」、「健康証」、月嫂の専門の研修を受けたこと証明する「專業証」の3

つを所持している人だけを派遣しているという。月嫂となっているスタッフの多くは、本市の国営企業などをリストラされて再就職が難しい40～50代の女性や、近郊都市から出稼ぎに来ている30～40代の地方女性である。このように、月嫂は中年女性の再雇用の受け皿ともなっている（翁 2009：171）。

③育嬰師

王・李（2015）は、育嬰師について次のように説明している。

「育嬰師」は、月子後の少し大きくなった子どもの世話をする家政婦のことであり、家政婦の中「月嫂」、「育嬰嫂」の総合である。0～3歳の乳幼児の発達特徴を把握・理解した上で、乳幼児の日常生活の世話・病気の看護・早期教育などの知識に従って、科学的方法で、乳幼児の飲食・睡眠・行動能力・知能などを伸びながら、社会的行為・性格（人格）を親と一緒に訓練する。

また、各々の子どもにそって考え、遅れがちの子どもにでも、子どもを愛し、尊重する上で、耐性・興味を持って観察し、じっくり、ゆっくり取り込む。なお、育嬰師は教員免許を持ち、専門家の位置づけがなされている。

月嫂や育嬰師を雇うことは決して珍しいことではない。「プロの手を借りたい、科学的な方法で月子を過ごし、赤ちゃんを育てたい、親たちに負担をかけたくない」という若い母親世代の考えが月嫂や育嬰師の浸透を後押ししていると言える（王・李 2015：1-39）。

3) 施設型支援と地域における支援

翁（2009）は、地域の早期教育センターによる育児支援について次のように述べている。

地域における育児支援活動には、育児支援活動に関わる機関は人口計画委員会、教育局、病院、早期教育センターなどであり、それぞれの機関協力し合い、様々な活動を行っている。

施設型支援（月子センター）については、最近、瀋陽のような大都市では月嫂の派遣会社だけでなく、高収入の人々向けの「月子センター」や「月子病院」という出産直後の母子をサポートする新しい社会も登場し始めた。「月子センター」、「月子病院」とは自宅で月子を過ごすのではなく、設備を整えた施設で医者や看護婦の手伝いをもらいながら月子を過ごす。月子センターで一か月を過ごす場合には少なくとも2万元、最も高い月子センターの場合に一日9880元もかかる。ベビー・ルーム、赤ちゃんシャワー・水泳ルーム、産後回復室（ヨガやエステを行う場所）などの設備が設けられており、退職後の小児科医者、

内科医者、産婦人科の医者一人ずつ、6人の看護婦及びその他のスタッフ数人が雇われているという。月嫂や月子センターの出現は若い母親たちに安心感を与え、月嫂や医者など外部の専門家により子育てをめぐる世代間のギャップも埋めることができるという。このような育児サポート制度は都市部における育児援助と育児役割の形態に新たな変化をもたらしている。言い換えれば、今の都市部では育児は親族ネットワークだけに頼るのではなく、育児プロや会社など家族外部に育児を委託する傾向が生み出されつつある。中国都市部における出産・育児の特徴として、「医療化」、「商品化」、「外部化」という3つのキーワードを用いて認めている（翁 2009：171-173）。

翁（2010）による、病院や保健センターでは、妊婦さんに妊娠検査、手術、産後療育などの通常医療サービスを提供する以外に、1歳までの赤ちゃんに対して「親子活動」、そして新米の親に対して「新米親講座」、「母嬰の健康プログラム」も行っている。「親子活動」は医者が乳幼児教育の専門家と協力して、新米親及び乳幼児に対して行う育児指導である。「新米親講座」は主に医者が講師となり、新米親に赤ちゃんの発達に関する知識を伝えたり、応急置を教えたりする講座である。「母嬰の健康プログラム」の内容は主に①親子活動、②理論的な講座、③母嬰健康サロン、④赤ちゃんとの触れ合い、⑤妊婦コンサートなどである。

早期教育センターで行う育児支援活動には、1-3歳児を対象とする「親子活動」を行っている。一人の教師が主導して参加者にいろいろ教えたり、一緒に動いたりすると同時に、もう一人か二人の教師が助手として主導の教師を助ける。週2回というペースで行われている（翁 2010：36-37）。幼稚園による育児の社会的支援については、1979年から始まった一人っ子政策で、一人っ子を持つ夫婦が政府からさまざまな支援を受けることができるようになった。毎月、月給の約10%の支援金を子どもが14歳になるまで受け取ることができる。さらに保育料、入学金、教育費、医療費、就職活動支援、住宅費、年金で支援を受けることができる。

しかし、計画出産に違反した場合は、月10%の支援金をカットされ、超過出産費や社会養育費（保育費・教育費）が課せられ、医療費と出産入院費なども自己負担しないといけない。特に公務員の場合は昇給・昇進など一切停止される。

改革開放政策が進んでから、国営幼稚園、私立幼稚園などの数量が全体的に拡大し、幼稚園の特徴はその中心が生活基盤型から就学準備型へと重点が移ることになり、経営形態も多元化した。表3-2は、OECD(2006)のStarting Strong IIを表にまとめたもので、中国

の幼児教育改革の状況を読み解くうえで参考になると考え表示した。

中国でも都市の入園難問題は少しずつ解決されるようになった。特に1級、2級の幼稚園の条件はよく、教師の能力も優れており、幼児収容数は大きい。また、私立の幼稚園や積極的な社区の園に対しては、政府が管理を強化し、幼稚園の経営条件を改善し、保育教育の質を高め、社会サービスの役割を引き受けることが要求されている(泉 2008:5-27)。

表 3-2 伝統的なカリキュラム別の特徴

	就学準備型	生活基盤型
子どもと子ども期の理解	形成されるべき幼き人、未来社会投資の対象として子ども；生産的な知識労働者、従順なよき市民……国と大人が目指している幼児期への善意で功利的なアプローチは、このような考えに基づいている。教育は有意な学習、就学準備……に焦点が当てられ、……室内学習に特典が与えられる傾向。	権利の主体としての子ども：自主性、幸福、子ども自身が備えている前提上で育つ権利。自分自身の学びの主人公、自然な学びと研究の方略をもった芳醇な子ども……。仲間や大人との共同体の運営メンバーとしての子ども。そこでは子どもの影響が探求される。屋外では、楽しくて自由な子ども。子ども期は二度と来ない。
保育センター	一般的にセンターは、個人の要求に基づくサービスであり、個々の保護者には「選択」するものとみなされている。それは、発達と学習と指導の場所と見られており、子どもたちは事前に設定された発達と学習のレベルに到達することを期待されている。	センターは、公共の社会—教育的サービスと見なされている。そこでは個々の保護者の利益と同様に共同体の利益が考慮される。それは生活の場であり、そこで子どもと教師が、あること、知ること、なすこと、生活することを一緒に学ぶ場であるとみなされている。センターの目的は、子どもの発達と学びを援助すること、そして民主主義の価値の経験を提供することである。一般的目標に向けて努力することが期待されている子どもたちに、プレッシャはほとんどない。
カリキュラムの展開	しばしば、目的と結果を詳述した、指示的で事務的なカリキュラム。カリキュラムは、教師個人によって、クラスや設定状況に関わらず、標準化された方法で提供されうると想定されている。	カリキュラムの詳細と実行の権限が、地方自治体とセンターに委譲された、幅広い国の指針。同僚との協同の感覚、子どもは何を学ぶことを望んでいるか、子どもはいつに学ぶのかといった研究の開拓の責任が、センターの職員の手に移された。
プログラムの焦点	特に就学準備に有効な領域の学習と技能に焦点化。主として教師が指導する。教師—子ども関係は、教師1人に対する多人数の子どもをとおして、また、細分化したカリキュラムの目標を達成する必要から、手段視される可能性がある。	ともに活動をしている丸ごとの子どもと、幅広い子どもの家族に焦点化。学びと同様に発達目標を追跡する。プログラムは子ども中心—教師や仲間との相互影響が奨励され、保育施設での生活の質は高い重要性が与えられている。
教授学的方略	教師の指導と子ども主導の活動との混合のバランスや主題活動が奨励されている。一般的には教師個人によって運営されている。国基準カリは正確に実施されなければならない。強調点は、個人の自主性と自己調整に置かれている。	国基準カリは教育的テーマやプロジェクトの選択の手引きである。子ども自身の学びの方略と興味を中心に、すなわち、関係をとおして、遊びをとおして、適切な瞬間に教師が足場を設けることをとおして学びことに信頼が置かれている。
言葉と読み書きの発達	国語における個人的能力に焦点が置かれている。話す能力、音韻の気づき、文字認知は重要視されている。自発的な読み書き実践が強調されている。言語スキル、前読書の知識、前数学の知識、認知スキル、社会性の発達のための標準（目安となる基準）が確立されているようだ。	言葉の生成とコミュニケーション能力における国語の個人的能力に焦点が置かれてきている。象徴機能や「100の言葉をもった子ども」も強調されている。家族の識字や世代内言語経験も奨励。
子どもに対する目的と目標	明記されている目標—一般的に認知発達に関係する一すべてのセンターが到達すべき国基準が設定されていて、時には年齢毎に書き換えられている。	明記された成果よりも幅広い方向性。目標は達成されるべきものというより、それに向けて努力されるべきものである。目標の拡散は経験され、質が積極的に遂行されなければ、実施義務は縮小される。
幼児のための室内・屋外空間	室内は第一に学習の場であると考えられており、教材はここに集められている。屋外は一般に楽しいレクリエーションの領域で、健康と運動発達に重要であると見なされている。	室内も屋外も等しく教育的に重要である。より多くの思索と調査が屋外空間の組織化とその使用に与えられている。幼児は、夏も冬も1日3～4時間屋外で過ごす。環境とその保護は重要なテーマである。
評価	学習の結果と評価はしばしばなされ、少なくとも小学校に入学する際には求められる。クラスの目標ははっきりと決められる。事前に規定されている能力に関する一人ひとりの子どもの相対評価は、教師の役割の重要な部分かもしれない。	正式な評価は要求されていない。幅広い発達目標は、一人ひとりの子どもに対して、教師と親と子どもの話し合いで設定される。目標は、スクリーニングが必要かどうか、インフォーマルに評価される。複合的な評価方法は好まれている。
質の管理	質の管理は、明瞭な目的と査察そしてしばしば事前に定められている学習の結果に基づいている。プログラムの評価には、サンプルに基づいて標準化されたテストが使用される、しかしほとんどのセンターでは、子どものテストは許可されていない。技能習熟度の評価は一般的実施されおらず、指導主任の責任である。外部の視察官も確認するが、それはECEC教育の養成を受けていない人が職員の下で働いているか（とくに保育所で）、職員になっているようなところであろう。	質の管理はより参加型で、教育者およびチームの責任に基づいている。それは地域に依存しており、保護者会と地方自治体によって助言される。記録は、子どもの成長を評価するためだけでなく、職員の教育的アプローチについての同僚間研究にも使用される。子どもの結果は広い範囲で探求され、自治体ごとのやり方でインフォーマルに評価される。外部評価は、自治体の教育アドバイザーまたは視察官によって実施される。その焦点は、子どもの評価よりもセンターの仕事ぶりに置かれている。

OECD(2006)の Starting Strong II

地域の人々による育児の社会的支援については、人口計画委員会の職員は管理範囲内に住む0-3歳の赤ちゃんを管理して、3か月ごとに乳幼児のいる家庭を訪問し、科学的な育児法を宣伝する。また、管理範囲内の教育局は定期的に早期教育センターの先生たちを指導する研修会を開くことなど行っている。

一見（2008）は、「資質教育」に呼応した近年の動向に、幼稚園や自治体が、積極的に0歳からの家庭教育をサポートするようになったことがあげられる。従来、家庭保育は、子どもの祖父母が父母に代わって行うか、農村から都市に出稼ぎに来る住み込み家政婦がベビーシッターを兼ねたりするのがふつうで、あくまで私事の範囲でこなされてきたが、今、状況は変化している。

第1の動向は、「親子園」、または「親子活動」と呼ばれるものである。これは、0~3歳までの子ども及び3歳以上の未就園の子どもと親が、週末や週日の特定の日に幼稚園あるいは地域のセンターに集まって、専門家からの健康指導、育児指導を受けたり、親子で自由に遊んだり、一緒に様々活動を行うものである。そのような場に足を運ぶと、時には一人の乳幼児に両親と双方の祖父母計6人の大人が付き添っているケースもあり、一人っ子への家庭内の熱い視線が感じ取れる。日本の子育てグループづくりのように、母親の育児不安や孤独の解消を図り、母親同士の交流関係を築くことから始めるソフトなアプローチではなく、我が子をいかによりよく育てるについてのダイレクトな指導の機会であるように見受けられる。地域の有力な幼稚園などを拠点として、周辺の未就園児の親に、親子園活動の無料参加の自治体がある。

第2の新たな動向は、乳幼児の早期のケアと教育についての専門資格として2003年から国家労働・社会保障部が「育嬰師」という資格を新たに設けたことである。育嬰師は、ハイレベルなベビーシッターとして雇用されたり、各家庭を訪問して育児指導を行ったり、親子園・親子活動で指導にあたりたりする。近年では、3歳未満の保育や育児指導も担当するようになった幼稚園の教師たちも、この資格を取得することが奨励されている。ところで、一人っ子の祖父母が孫の世話をよりよく行うために資格講習を受けるケースもあり、各地での資格研修の講習会は盛況であるという（一見 2008：225-226）。

3. 考察

虐待等のハイリスクの母親において、一番深刻な問題は経済的な問題である。それを解決する為に、生活保護、母子手当など（福祉事務所）、生活福祉資金（社会福祉協議会）な

ど、民生委員との連携により活用することが望まれる。また、ハローワークの支援を進めることも望まれる。これによって、経済的に安定し、就労が実現することが母親の心理的安定につながり、児童虐待の予防や減少に貢献すると考えられる。

虐待した母親に対して、母親自身に問題がある場合や家族関係に問題を持つ場合は、母親の実態把握に基づいて、個人カウンセリングと共に当事者同士のセルフヘルプ・グループによる心理療法を実施することで母親の肯定感を引き出し母親の情緒を安定させることが必要と考えられる。また、母親を支援する人の役割（後見的な人）として、母親に育児方法・社会性の育成・状況判断力の向上・情緒のコントロールなどを学習させる必要がある。このように、母親の情緒を安定させてから、親子関係や他者との人間関係を安定させ、ストレス解消方法を身につけさせ、生理的・心理的・社会的・経済的自立ができるように支援することが必要と考えられる。

さらに、カウンセラーやソーシャルワーカーの支援を受けながら、個別カウンセリングや家族療法に取り組む。また、ソーシャルワーカーにより、家族病理を改善し、家族関係が安定してから、家族全員で協力しながら、家族全員に育児上の役割を確認しあい、育児への参加を可能な限りすすめること、育児上の家族関係を調整すること、地域の育児に関する専門機関を活用することなどで育児機能がより良くなると考えられる。

一方、各専門機関は、児童が心理的援助を受けることに対する母親の同意の取り付けに向けた調整を始め、母親や子どもへの心理的援助を行う調整、援助段階における施設や心理的援助機関との調整、情緒的関係の形成に向けた家族との面会などの母子再接触についての母親との調整などが主な課題となり、各専門機関が一堂に介して話し合うなどの連携が必要と考えられる。

また、各専門機関は、家庭における育児支援と育児方法のあり方を伝え、地域における育児支援と育児方法のあり方を伝える。また、専門機関における育児支援と育児方法のあり方を伝え、多くの専門機関を連携させながら、援助する必要があると考えられる。以上をまとめると以下のようなになる。

母親の支援の為に、母親の実態把握に基づいて、個別的に取り組むと共に、学校・医療・福祉・地域・労働・警察などの関係機関が連携することとその過程で個別カウンセリングとソーシャルワークが必要となる。特に母親への支援と母親への再教育、さらに、家族全体を対象とした家族療法やソーシャルワークが必要となると考えられる。結果として、母親が、生理的・心理的・社会的・経済的に安定することで、育児の機能が豊かになると考

えられる。

日本と対照的に、中国の都市家族の場合、育児は母親だけでなく、家族・親族にも委ねられており、重要な育児役割を果たしてきた。親族は子どもの両親と同居もしくは近居して子どもの面倒をみるケースがかなりある。「育児の主な担い手である親族」、「重要な分担者としての親族」、「ある程度支援する親族」、という大きく三つのタイプに分けることができる。都市部では流動的な人口、厳しい住宅事情などの理由で、出産・育児支援を外部に委託する場合には、主に家事労働者を家に招くタイプ（来訪型支援）と設備の整った施設に行くタイプ（施設型支援）の2種類に分かれると考えられる。家事負担の軽減のために、育嬰師を雇って家事・育児を代行してもらうことが一般的に行われ、育嬰師・家政婦による育児支援は、育嬰師・家事労働者を家に招くタイプ（来訪型支援）であり、特に富裕層に限定されるが、育嬰師の役割が期待されると考える。地域における育児の社会的支援活動には、育児の社会的支援活動に関わる機関は人口計画委員会、教育局、病院、早期教育センターなどであり、それぞれの機関が連携して、様々な活動を行っていくことが重要であると考えられる。

第4章 中国における育児の社会的支援と虐待予防

1. 質問紙調査の目的と方法

1) 調査の目的と方法

中国における育児の社会的支援の実態や虐待予防への意識等を調べるため、質問紙調査を行った。本章では、調査の目的と方法を述べた後、調査結果として、調査対象者の特徴、育児の社会的支援の実態、虐待予防への意識等について述べる。次に第5章では家族形態別の分析結果と考察、第6章では母親の就労タイプ別の分析結果と考察を示す。

調査は独自に作成した調査票を用いた質問紙法で行った。質問紙は中国語で作成された(巻末資料参照)。調査項目は年齢、職業、主な育児担当者、家族構成等の情報、妊娠・出産前後、及び今後の育児における社会的支援の状況、児童虐待への態度や関係機関への関わり意識等の項目が含まれていた。それらの調査項目を通じて親の子育て意識や子どもの基本的な生活環境を検討した。

調査対象者は中国の瀋陽市における子どもを持つ保護者で、中国遼寧省瀋陽市において「中国における子育て環境に関するアンケート調査」という調査票を配布し、回答を依頼した。子どもを持つ保護者が調査票を持ち帰り、1か月間かけて筆者が家庭訪問して調査票を回収した。200部配布して、105部回収された(回収率52.5%)。

2) 倫理的配慮

調査票の分析と公表においては、個人が特定されないように扱うことを保護者に確約し、調査票記入への協力をもって調査への同意と判断した。この調査は「鹿児島国際大学教育研究倫理審査委員会」からの承認を得て実施された。

3) 調査地の概要¹²

瀋陽市は9市区1市3県から成る。全市面積は12,980平方kmで遼寧省全体の約8.8%を占める。常住人口は823万人(戸籍人口は725万人)で、遼寧省全体(4,389万人)の約19%。言葉としては、漢語(中国語)を使う。

¹²http://www.shenyang.cn.embjapan.go.jp/jp/northeast/neintroduction/northeast_1_1_1.htm

2009年時点では、瀋陽市の幼稚園数は約1100カ所あり、在園する児童は約110万人、専任の教師は約1万人、その他スタッフは約1万2000人いる。幼稚園工作規定によると、瀋陽の幼稚園には全日制・半日制・定時制・全托制・日托制など様々なコースがある。全托制とは寄宿制で、月曜日の朝から金曜日の夕方までの期間、24時間保育を行う制度である。これに対し、朝から夕方まで幼稚園に行かせる場合を日托制という。幼稚園の運営形態は公立だけでなく、政府機関や企業や軍隊等が設置した幼稚園や私立幼稚園等各種の形態がある。幼稚園の学費は、瀋陽市の教育部門が学費項目や標準額を定める事になっており、家庭の状況にあわせて月額約150円から2000円くらいまでである。

瀋陽市は中国東北部における最大の経済中心都市である。特に機械工業を中心として農業地域も含まれている。2012年のGDPは6,607億元、前年比10.0%増、固定資産投資は同23.3%増と、引き続き高い成長を継続しており、また、高速道路、高速鉄道等のインフラ整備が進められている。東北地区における物質の集散地であり、重要な貿易センターとなっている。遼寧省及び中国における対外開放地域の中で重要な役割がある。

今回、瀋陽市内の幼稚園としては、私立幼稚園のノーベル永泰幼兒園（诺贝尔永泰幼儿园）を尋ねて、調査を実施した。

ノーベル幼兒園は、1999年に創立された。遼寧省五つ星の幼兒園であり、瀋陽市内に5カ所創立されている。総面積10000平方メートル。総専任教師30人、そのうち、女性教師29人。入園園児は2歳半から6歳まで総計500人が通っている。そのうち、女子園児は半数である。総クラスは36クラスである。

皇姑区ノーベル永泰幼兒園は、5カ所の幼兒園の中では、一番大きく、創立が一番古い（1999年）。園長1人、専任教師21人、そのうち、実習教師5人。入園児は180人である。朝8時半までに保護者が子どもを幼兒園へ連れてきて、当日担当教師が受け取る。

調査日には、2つのクラスを調査対象とした。1つは年長児（5歳）のクラスである。16人の子どもに担当教師は2人である。教師指導の上で、歌を歌いながら遊んでいた（ハンカチ落とし）。昼寝の後、担当教師がプリントを見せながら国旗や果物を教えていた。2つ目のクラスは、親子クラスであり、毎週2回あり（毎週土、日曜日）、主に入園前の子どもであり、入園する半年前から、幼兒園に早く慣れる為に、親子で遊びながら、学習をしていた（資料3）。

2. 調査対象者の特徴

1) 調査対象者の基本的属性

調査票の記入者は母親が 77 人(73.3%)、父親が 15 人(14.3%)、祖父母が 13 人(12.4%)であった。祖父母の内訳は父方の祖父が 2 人、父方の祖母が 6 人、母方の祖父が 3 人、母方の祖母が 2 人である。母親が約 7 割と圧倒的に多い。

中国の法律により、結婚年齢は女性 20 歳、男性 22 歳からであり、調査対象者の年齢は、20 代が 6 人、30 代が 81 人、40 代が 5 人、50 代が 4 人、60 代が 9 人であった。子どもの年齢は、0～6 歳であった。

図 4-1 は親の職業状況を示している。この図によると、母親も父親も働いている親が多く、105 組のうち母親は 97 人 (92.3%) で、父親は 102 人 (97.1%) であり、経済的に余裕があると考えられる。その具体的な職業から見ると、会社員として働いている父母が多く、母親は 56 人 (57.7%)、父親は 48 人 (47.1%) である。自営業として働いている父母は、母は 16 人 (16.5%)、父親は 22 人 (21.6%) である。公務員として働いている父母は、母親は 6 人 (6.2%)、父親は 11 人 (10.8%) である。専業主婦の母親は 8 人 (8.2%) のみで、無職の父親は 3 人 (2.9%) である。また、その他の母親は 11 人 (11.3%)、父親は 18 人 (17.6%) である。公務員は、公務員試験が難しく、収入も少ないため、会社員の方が圧倒的に多いと考えられる。なお、その他と回答している場合は、実際には短期就労を意味していると考えられる。そのため、以後の分析では、この質問でのその他の回答を短期就労と見なして分析を行うこととする。

次に、子どもと同居している家族に関する質問への回答状況を整理すると、図 4-2 のようになるが、父母と子どもの場合を核家族、父母と祖父母の場合を直系家族とすると、核家族が 54 名、直系家族が 24 名となる (図 4-2)。

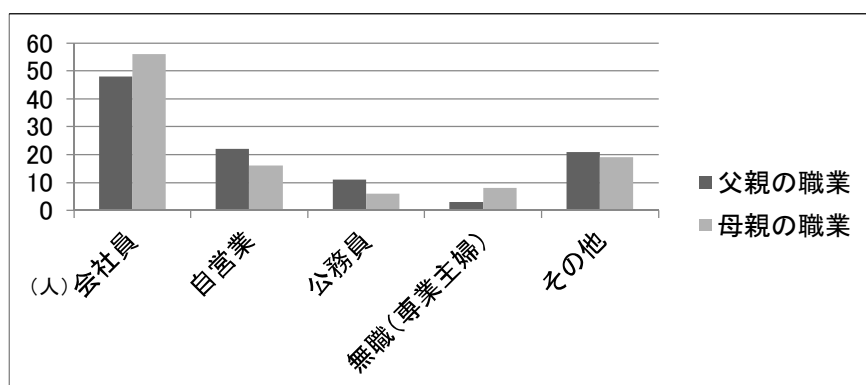


図 4-1 親の職業

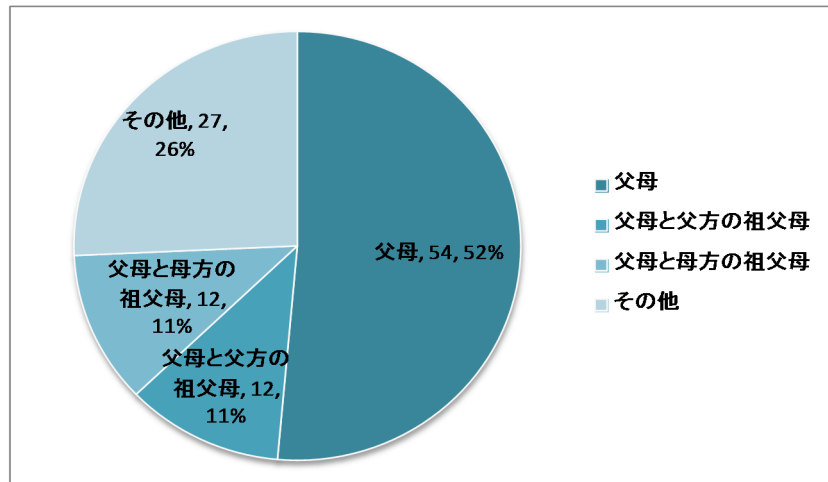


図 4-2 同居家族（家族形態）

2) 主な育児担当者

主に子どもを世話している人について、「主に育児を担当しているのは誰ですか」という問いで複数の項目を選択可能にして聞いた。母親が最も多く 70 名、次いで父親 37 名であった（図 4-3）。

母親あるいは父親のいずれかまたは両方に○をつけている人の数は 71 名であった。母親と父親への○の重なりについてみると、母親のみに○をつけた人は 34 名、母親と父親の両方に○をつけた人は 36 名、父親のみにつけた人は 1 名であった。

また、祖父母（「父方の祖父」「父方の祖母」「母方の祖父」「母方の祖母」の 4 つ）のいずれかに○をつけた人は 57 名であった。祖父母のいずれかに○をつけた 57 名に関して、祖父母の選択肢 4 つのうち 1 つに○をつけたのは 31 名、2 つに○をつけたのは 22 名、3 つに○をつけたのは 2 名、4 つ全てに○をつけたのは 2 名であった。

なお、この問いに対して、母親あるいは父親のいずれかまたは両方に○をつけている 71 名のうち、祖父母（4 項目）のいずれかに○をつけた人は 23 名、祖父母（4 項目）には○をつけていない人は 48 名であった。母親及び父親に○をつけず、祖父母（4 項目）にいずれかに○をつけた人は 34 名であった。「その他」1 人は父母のいずれか及び祖父母のいずれかに○をつけていた（図 4-4）。

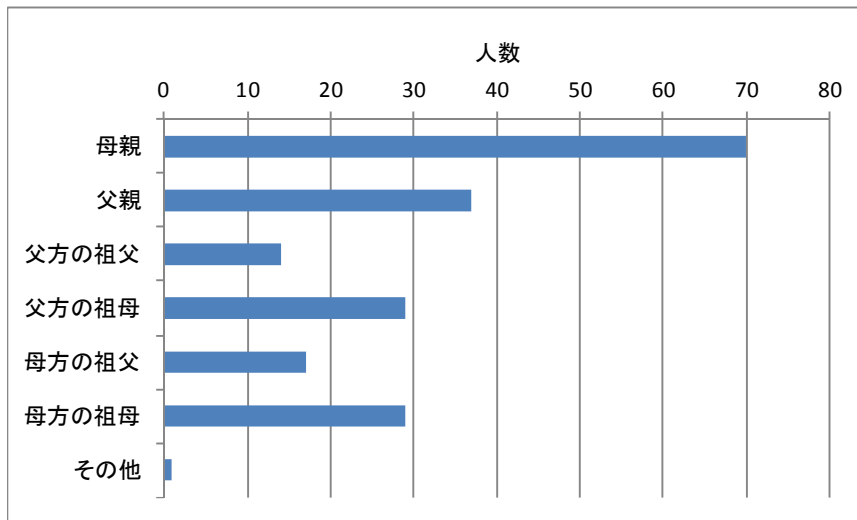


図 4-3 主に育児を担当している人（複数回答）

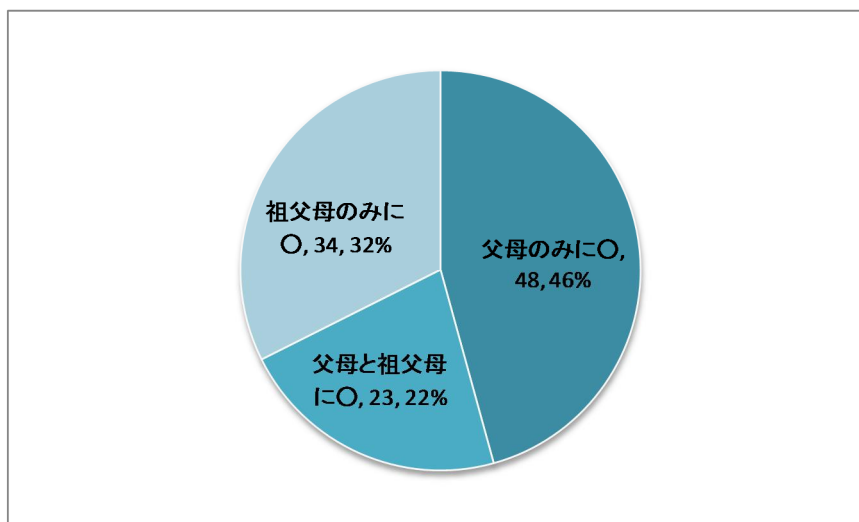


図 4-4 主に育児を担当している人に関する回答状況（父母か祖父母か）

3. 育児の社会的支援の必要性

1) 妊娠時の親の心理と妊娠中に必要とした支援

図 4-5 は、妊娠した時の親の心理を示している。母親も父親も同じくうれしい気持ちが高く 80%を超えている一方、不安な気持ちもやや高く約 60%であった。

また、妊娠中に必要とした支援について、「あなたは妊娠中にどんな支援があればよかったですか」という問いで、4つの項目を示して複数の項目を選択可能にして答えもらった。育児的支援を望む親は72人(68.6%)で、心理的支援の希望者は22人(21.0%)、

経済的支援の希望者は19人（18.1%）、生活的支援の希望者は19人（18.1%）であった（図4-6）。

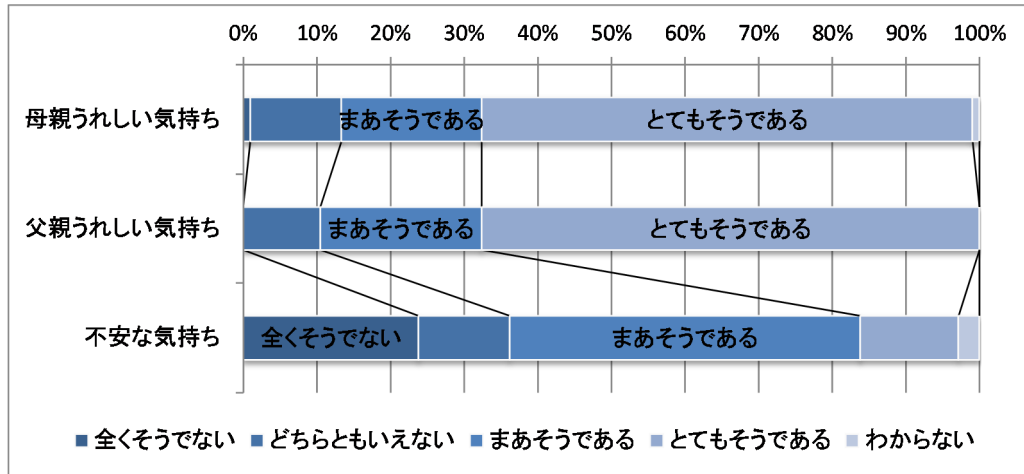


図 4-5 妊娠した時の気持ち

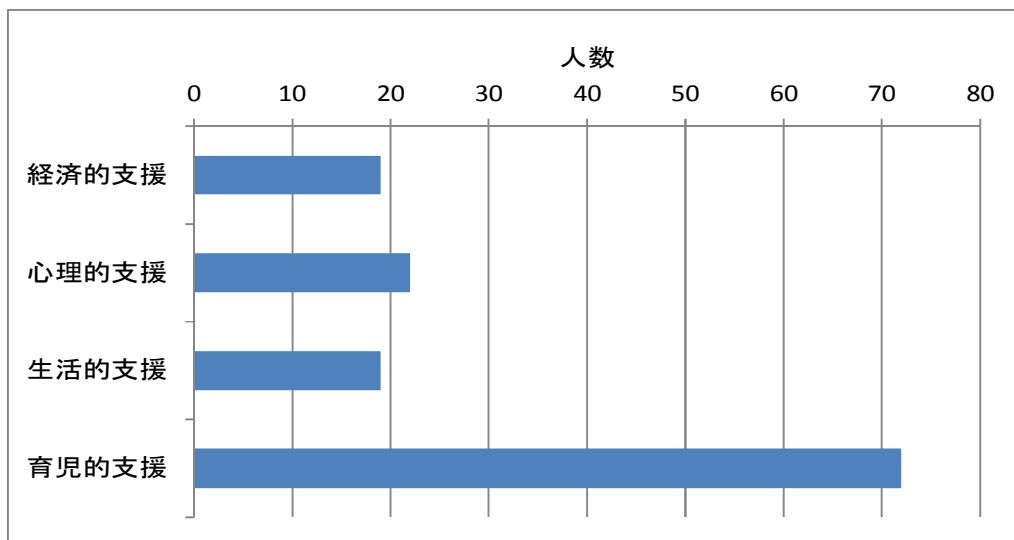


図 4-6 妊娠中に必要とした支援（複数回答）

2) 出産後の心理と必要とした支援

出産後の心理について、「出産後のことを思い出してください」として、うれしい気持ち、不安な気持ち、気分が落ち込むなど鬱な気持ち、苦痛などしんどい気持ちという4種類の気持ちについて、それぞれ「全くそうではない」から「とてもそうである」の4段階の選択肢と「わからない」という選択肢を示して回答してもらった。「とてもそうであ

る」と「まあそうである」の合計は、出産した後、親たちのうれしい気持ちがとても高く 97 人 (92.4%) であった。不安な気持ちは 62 人 (59.0%)、苦痛と感じている人は 65 人 (61.9%)、鬱な気持ちは 47 人 (44.8%) であった (図 4-7)。

さらに、出産直後の親たちの心理に関して、以下のような主成分分析を行った。母親が記入した場合に限って、出産直後の親たちの心理のうち、うれしい気持ちを除く 3 項目により、主成分分析を行った。各項目とも「わからない」と回答した場合を除き、「全くそうでない」を 1 点、「どちらともいえない」を 2 点、「まあそうである」を 3 点、「とてもそうである」を 4 点として計算した。なお、これらの質問では「あまりそうでない」という選択肢を設けていないため、計算結果の解釈は慎重に行う必要がある。

主成分分析の結果、固有値が 1 以上の主成分は 1 つで、第 1 主成分の固有値は 1.98、寄与率は 66.1% であった。主成分負荷量は、不安な気持ちは 0.760、気分が落ち込むなど鬱な気持ちは 0.863、苦痛などしんどい気持ちは 0.813 であった。

この第 1 主成分は、3 項目全ての主成分負荷量が高く、主に親の不安・うつの総合的な度合いを示すと理解できる。各データの主成分得点と各調査項目の点数とを照らし合わせてみると、出産直後の親たちの気持ちに関する質問に「まあそうである」「とてもそうである」などの回答が多い人の場合には第 2 主成分の主成分得点が低い (負の値となっている場合が多い)。

次に、出産前後に必要とした育児的支援については、「妊娠・出産後にまつわることで誰かの支援が必要であったか思い出してください」として、「これまでどのような手助けが必要だったか項目ごとにお答えください」と、9 つの項目ごとに回答してもらった。

支援を必要としたかどうかについて「とてもそうである」「まあまあそうである」と回答したものをまとめると、「子育ての相談」「部屋の掃除や洗濯など周りの整理」が約 7 割、「赤ちゃんの世話(沐浴・オムツ交換など)」「病院受診の手助け(運転など)」「子どもの一時預かり」「夫や家族との語らいの時間的余裕」「自分の悩みの相談や話し相手」が 6 割から 7 割、「経済的支援」が約 4 割であった (図 4-8)。

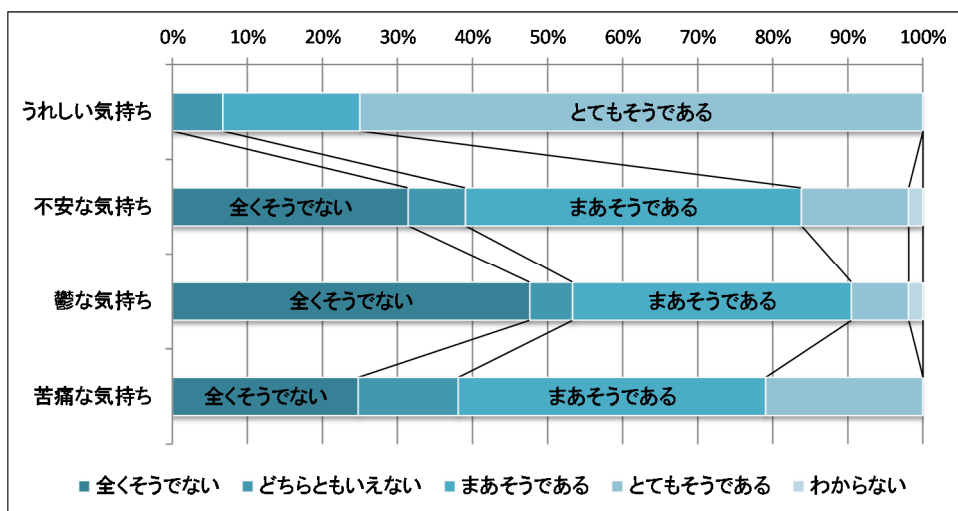


図 4-7 出産後の親たちの心理

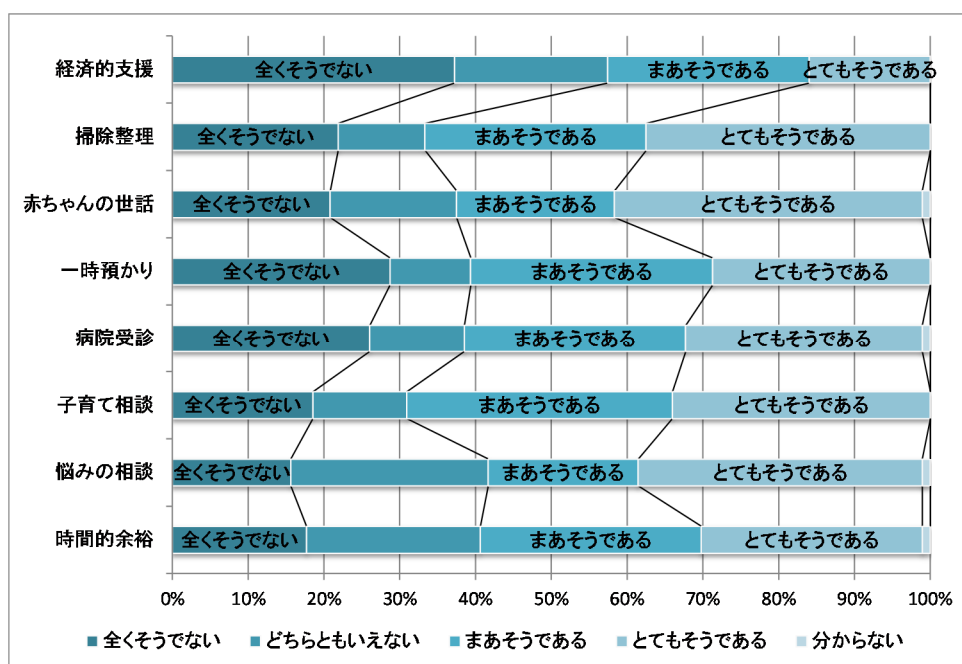


図 4-8 出産前後に必要とした支援の具体的内容

出産の前後に必要なとした支援についてさらに調べるため、以下のような主成分分析を行った。母親が記入した場合に限って、出産前後に必要なとした支援(8項目)により、主成分分析を行った。主成分分析の計算方法等は、出産直後の親たちの心理に関する主成分分析を行った際と同様である。

主成分分析の結果、表 4-1 に示したように、固有値が 1 以上の主成分は 3 つとなり、第 2 主成分までで累積寄与率は 66.8% となった。第 1 主成分から第 2 主成分までの各項目の

主成分負荷量を示すと、表 4-2 によるになる。

第 1 主成分では、とくに「部屋の掃除や洗濯など周りの整理」「赤ちゃんの世話(沐浴・オムツ交換など)」「子どもの一時預かり」「病院受診の手助け(運転など)」「子育ての相談」の主成分負荷量の値が高かったが、それ以外の項目についても低くない値であった。総合的な支援の必要性を示していると考えられる。

第 2 主成分ではとくに「自分の悩みの相談や話し相手」「夫や家族との語らいの時間的余裕」の主成分負荷量の値が高く、他の項目の値は経済的支援が 0.3 程度であることを除いてかなり低かった。第 2 主成分の主成分負荷量が高かった 2 項目に共通するのは、「話し相手」や「語らい」といった会話であり、主に会話の必要性を示していると考えられる。

なお、各データの主成分得点と各調査項目の点数とを照らし合わせてみると、「部屋の掃除や洗濯など周りの整理」などの手段的支援に関わる質問に「とてもそうである」「まあそうである」などの回答が多い人の場合は第 1 主成分の主成分得点が高い。「自分の悩みの相談や話し相手」などの感情面の支援に関わる質問に「とてもそうである」「まあそうである」などの回答が多い人の場合は第 2 主成分の主成分得点が低い（負の値の場合が多い）。

表 4-1 出産前後に必要とした支援についての
主成分分析の結果（固有値と寄与率）

	固有値	寄与率	累積寄与率
主成分 1	4.02	50.3%	50.3%
主成分 2	1.32	16.5%	66.8%

表 4-2 出産前後に必要とした支援についての
主成分分析の結果（主成分負荷量）

	主成分 1	主成分 2
①経済的支援	0.493	0.302
②部屋の掃除や洗濯など周りの整理	0.800	0.147
③赤ちゃんの世話(沐浴・オムツ交換など)	0.816	0.174
④子どもの一時預かり	0.831	0.202
⑤病院受診の手助け(運転など)	0.829	0.054
⑥子育ての相談	0.810	0.082
⑦自分の悩みの相談や話し相手	0.531	-0.693
⑧夫や家族との語らいの時間的余裕	0.396	-0.805

3) 今後必要とする支援

今後必要とする支援については、「あなたは今後どのような支援がほしいと考えていますか」という問いで、6つの項目に関してそれぞれ「全くそうではない」から「とてもそうである」の4段階の選択肢と「わからない」という選択肢を示して回答してもらった。

今後支援を必要とするかどうかについて「とてもそうである」「まあまあそうである」と回答したものをまとめると、「保育園での遊び場提供」が6割強、「子どもの世話を毎日頼める人がほしい」が約6割、「子育て仲間（育児サークルへの参加）」「経済的支援がほしい」「保健師の家庭訪問（相談・指導）」が5割前後、「ホームヘルプサービス」が3割強であった（図4-9）。

また、今後必要とする支援については、誰に子どもの世話を頼みたいかについても質問している。5つの選択肢から1つ選んでもらった。父親、母親に頼みたいと回答した人が最も多く約5割、次いで多かったのは配偶者で2割強であった（図4-10）。

今後必要とする支援についてはさらに、子どもが病気のときに、病児保育をしてくれる施設でどんなことをしてほしいかについて、4つの項目を示し、複数の項目を選択可能に

して回答してもらった。その結果、「優れた医療技術」が最も多く、次いで「良い医療環境」と「優れた医療設備」の順であった（図 4-11）。

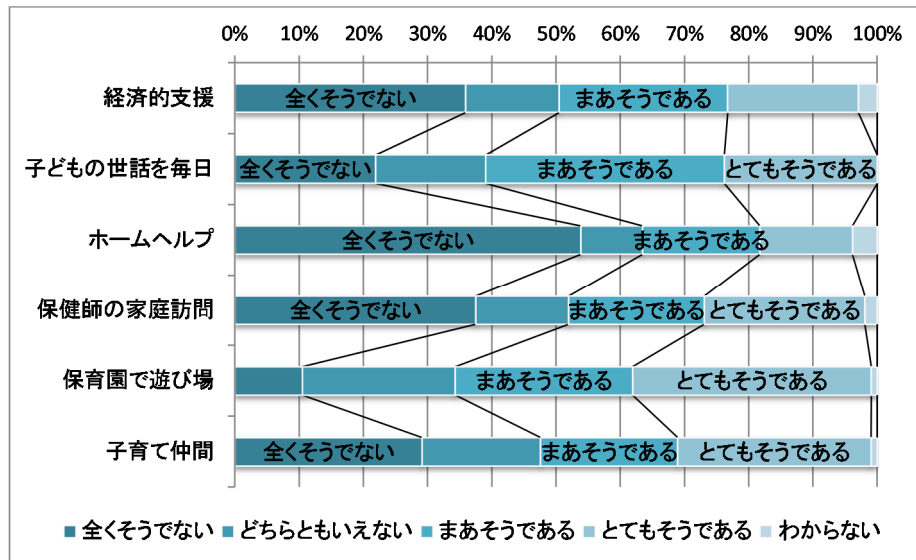


図 4-9 今後必要とする支援（6項目）

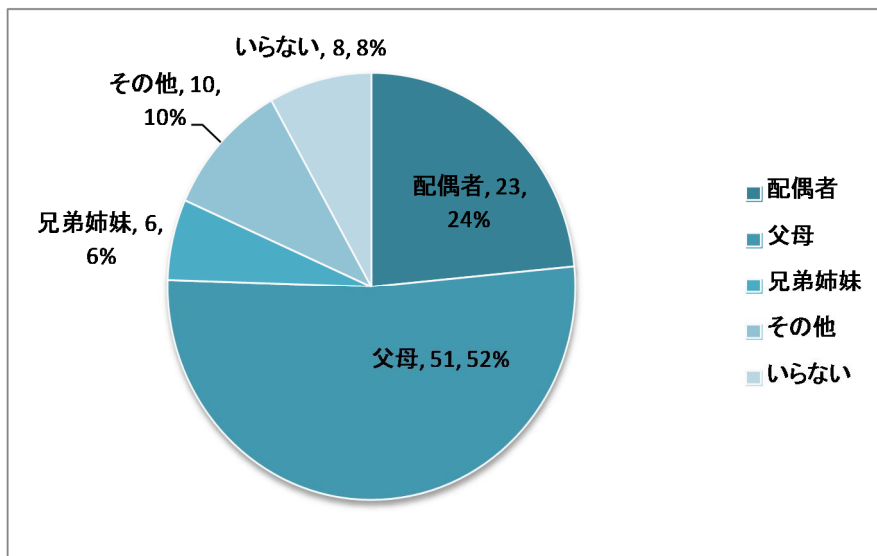


図 4-10 今後、誰に子どもの世話を頼みたいか

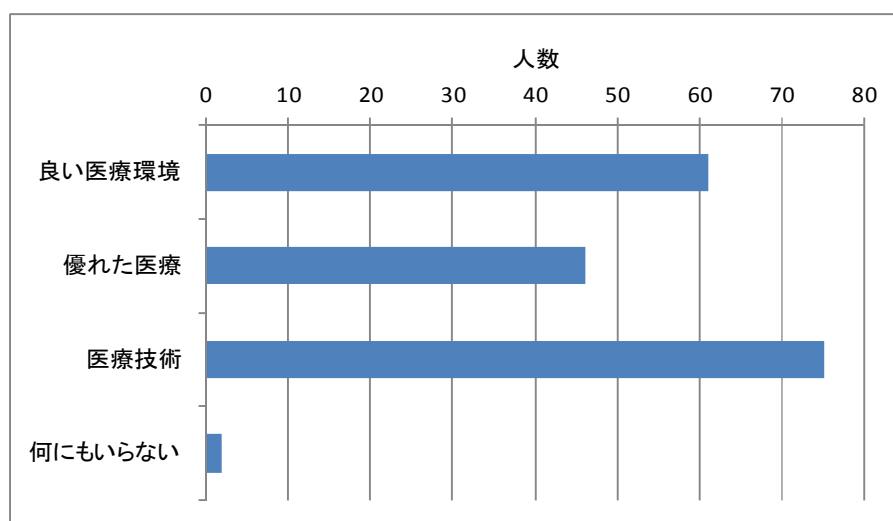


図 4-11 病児保育をしてくれる施設でどんなことをしてほしいか

4. 虐待予防に関わる調査結果

1) 親の被虐待経験及び育児上のいらいらへの対応

幼い頃の被虐待体験について、「あなたは、幼い時つらい体験がありましたか」という問いで、4つの項目のそれぞれについて、経験があるかないかを尋ねた。複数の項目を選択可能にして回答してもらった。経験があると答えた人数は、無視された経験が17人、体罰された経験が13人、言葉の暴力をされた経験が11人、育児放棄をされた経験が1人であった。4項目いずれかの経験があると答えた人は29人だった(図4-12)。

「あなたは、育児上でいらいらしたことがありますか」と聞いたところ、「全くそうでない」と回答したのは13名、「まあそうである」72名、「とてもそうである」20名との結果であった。

質問紙の記入者が母親である場合のみに限定して、親の被虐待経験(幼い時のつらい体験の有無)と育児上のイライラの有無とのクロス集計を行った。親の被虐待経験については、「その他」に回答した人を除いたうえで、体罰、無視、言葉の暴力、育児放棄のいずれかに○をつけた人と、それらに○をつけなかった人の2つのグループに分けて集計した。フィッシャーの正確確率検定を行ったところ、5%水準で有意差が見られた($p=0.02726$)。幼い時に体罰等を経験した母親においては、育児上のイライラに関して「まあそうである」という回答が9割近く、「全くそうでない」と回答した人が1人もいなかった(表4-12)。

また、育児上でイライラした時の子どもへの対応に関して、「あなたは、育児上でいらいらした時、子どもにどのように対応していますか」という問いで、6つの選択肢の中から

1つ選んでもらうかたちで聞いた。「ふだん通り」と答えた人が55名と最も多く、「体罰」5名、「無視」16名、「言葉の暴力」11名、「その他」14名で、「育児放棄」と答えた人はいなかった（図4-13）。

質問紙の記入者が母親である場合のみに限定して、親の被虐待経験（幼い時のつらい体験の有無）と育児上でイライラした時の子どもへの対応とのクロス集計を行った。どちらの質問に関しても、「その他」と回答した人を除いたうえで、体罰、無視、言葉の暴力、育児放棄のいずれかに○をつけた人と、それらに○をつけなかった人の2つのグループに分けて集計した。カイ二乗検定を行ったところ、5%水準で有意差は見られなかったが、p値は0.1未満と比較的低い値であった（ $p=0.0711$ ）。データの数をもっと多ければ、有意差が見られた可能性があると思われる。幼い時に体罰等のつらい体験がある母親のほうで、育児上でイライラした時に体罰等をする傾向が高いことが示唆される（表4-4）。

「あなたは、子どものことで、専門機関や専門家に相談したことがありますか」と聞いたところ、「専門機関に相談した」12名、「専門家に相談した」11名、「相談していない」79との回答であった。また、「子どものことでどこに相談に行きましたか」という問いで、7つの選択肢の中から1つを選んでもらったところ、「病院」17名、「近所の人」10名、「ママ友」9名が主な回答であった（図4-14）。

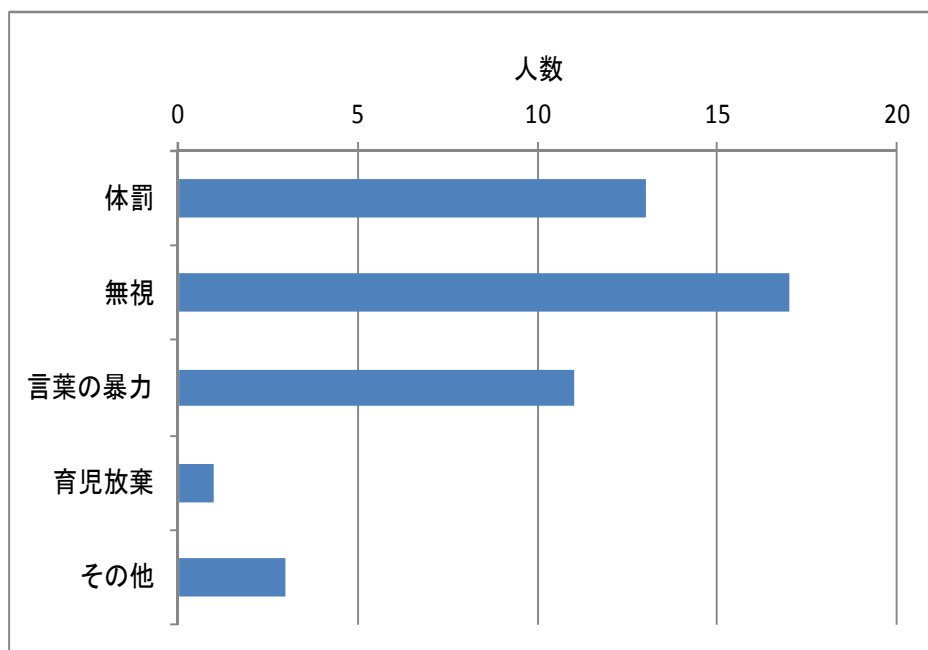


図4-12 幼い時のつらい体験（複数回答）

表 4-3 幼い時のつらい体験の有無と育児上のイライラの有無

		育児上のイライラの有無			
		全くそう でない	まあそう である	とてもそ うである	合 計
幼い時の つらい体 験の有無	体罰等に ○なし	10 18.2%	32 58.2%	13 23.6%	55 100.0%
	体罰等に ○あり	0 0.0%	19 86.4%	3 13.6%	22 100.0%
	合 計	10 13.0%	51 66.2%	16 20.8%	77 100.0%

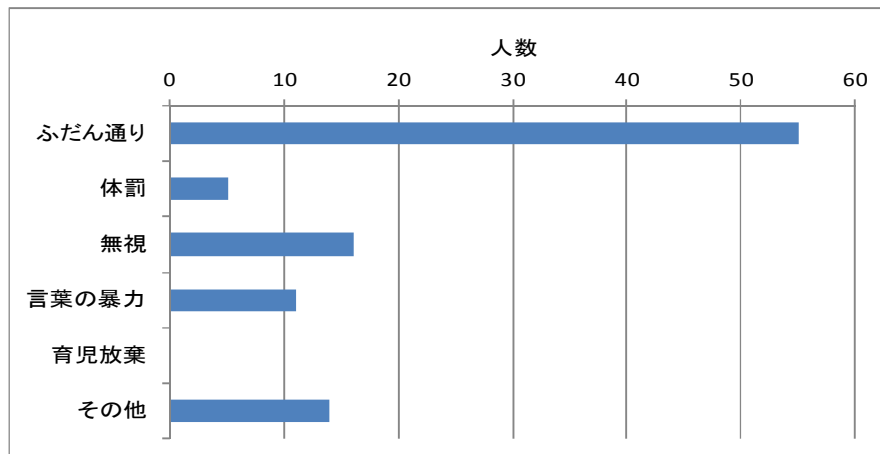


図 4-13 育児上でイライラした時の子どもへの対応

表 4-4 幼い時のつらい体験とイライラした時の子どもへの対応

		育児上でイライラした時の子どもへの対応		
		体罰等に○なし	体罰等に○あり	合計
幼い時のつらい体験	体罰等に○なし	28	14	42
		66.7%	33.3%	100.0%
	体罰等に○あり	7	10	17
		41.2%	58.8%	100.0%
合計		35	24	59
		59.3%	40.7%	100.0%

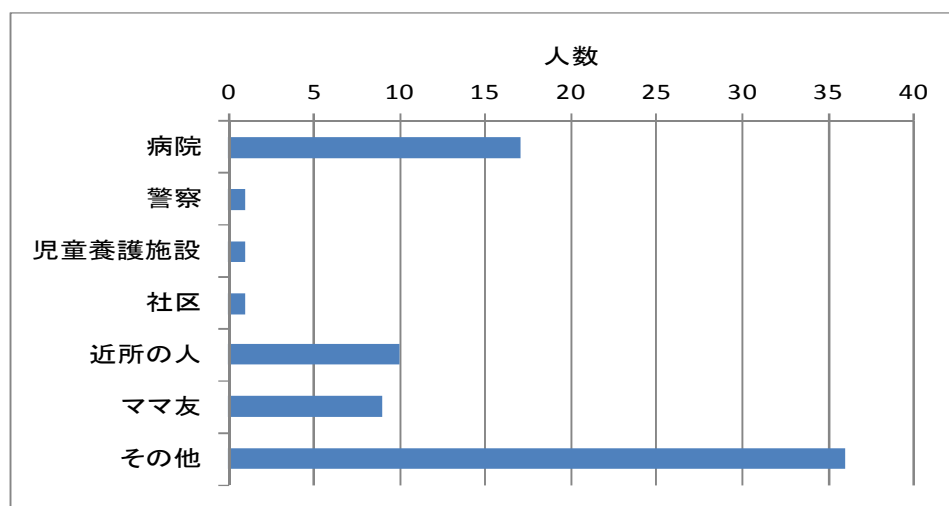


図 4-14 子どものことでどこに相談したか

2) 児童虐待への態度と関係機関への関わり

虐待に対する気持ち等について、『児童虐待』という言葉を知ってどんな気持ちになりますか』という問いに対して6つの選択肢を示して1つ選んでもらった。「何とも思わない」は18名、「予防しないといけないと思う」は28名であり、「怖い気持ちになる」「暗い気持ちになる」「不安な気持ちになる」を合わせると43名であった(図4-15)。

また、「あなたは『児童虐待』に対して、どのような態度を取りそうですか」という問いに対しては、「自分もやる可能性がある」12名、「自分は絶対にしない」86名、「その他」6名との回答だった。

「あなたは、育児上でいらいらした時、誰に相談しますか」という問いに対しては、6つの選択肢を示して1つ選んでもらった。「配偶者」が36名と最も多く、「親」17名、「ママ友」13名であった（図4-16）。

また、「あなたは、育児経験のある人の経験談を聞きたいですか」という質問に対しては、「全くそうでない」4名、「まあそうである」25名、「とてもそうである」71名、「わからない」3名との回答状況であった。

そして、「近所で虐待らしい情報が入った時、どこに通報しますか」という問いを6つの選択肢を示して聞いたところ、「警察」が75名と最も多かった（図4-17）。

さらに、「あなたは児童虐待と社会的支援の有無とが、関係あると思いますか」という問いに対しては、「全くそうでない」1名、「まあそうである」30名、「とてもそうである」67名、「わからない」6名との回答状況であった。

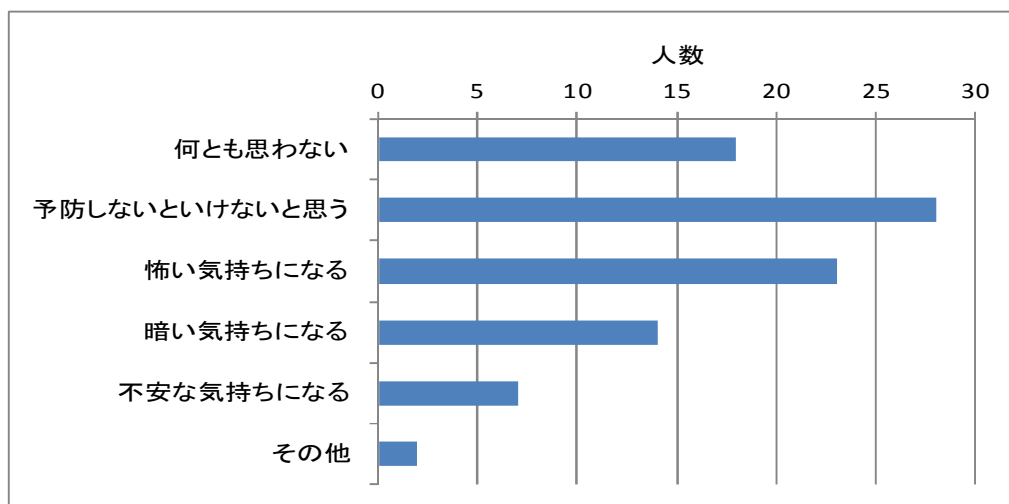


図4-15 「虐待」という言葉を聞いてどんな気持ちができるか

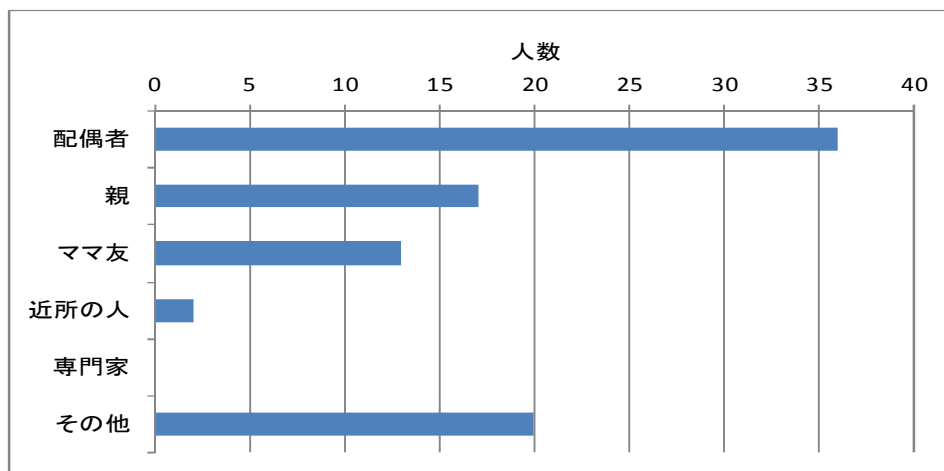


図 4-16 育児上でイライラした時、誰に相談するか

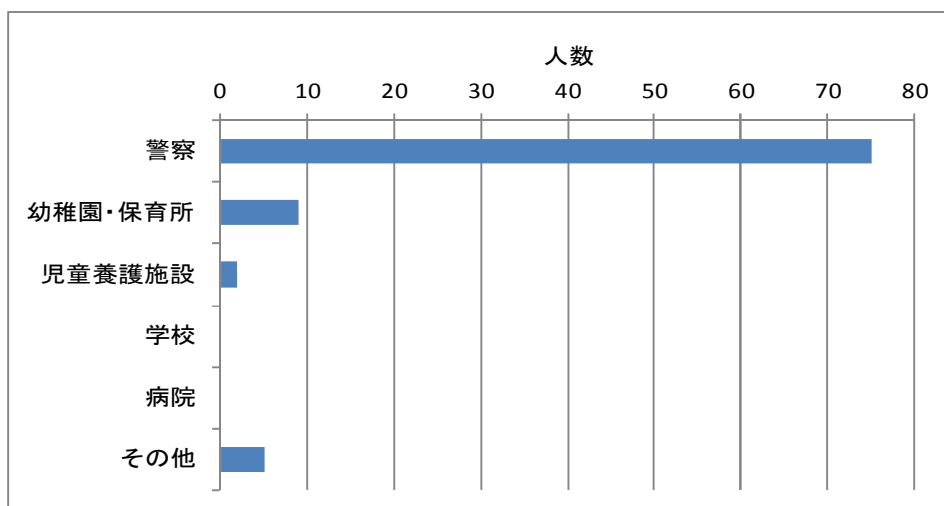


図 4-17 近所で虐待らしいとの情報が入った時、どこに通報するか

5. 考察

調査全体の結果では、育児的支援を求めている割合が、72人（74.2%）であった。求めている支援の具体的な内容としては、「赤ちゃんの世話」・「子育て相談」・「悩みの相談」が多く、これらに役立てていくことが必要であると考えられた。一人っ子政策のため親が未熟であることが多いことも考えられ、子どもの発達に関する知識や経験などが不足している（養毛・趙 2012）。伝統的な祖父母による子育てという考え方も強く、祖父母に育児支援を期待しているが、親たちの有職、祖父母の高齢・病弱・伝統的な子育て方法の弱い所があるなどの理由で、専門家の育児指導が必要である。

また、中国の法律により、最低の結婚年齢は女性が20歳で、男性が22歳である。20歳

代後半・30歳代前半に出産した人が多く、経済的に余裕ができてから子どもを産むことを考えるようになった家族が多い。妊娠したことを知った時、夫婦とも喜び、これからの3人の生活に期待している。しかし、経験などが不足しているために、今後の育児において、保護者が何らかの不安を持っている。105家族のうち72家族は育児的支援を期待している。育児の経験が浅いため、育児指導に関心がある。出産した後、夫婦とも嬉しい気持ちが非常に高いが、不安な気持ちも苦痛の気持ちも高く、育児の社会的支援が必要である。

育児支援の相手については、調査者のうち51人は親に、23人は配偶者に、10人はその他に、8人は必要がない、6人は兄弟・姉妹を挙げ、伝統的な祖父母による子育てという考え方が多い。しかし、経済的に安定している人は35人であり、親たちの有職、祖父祖母の高齢・病弱、伝統的な子育て方法の弱い所があるなどの理由で、子どもの世話ができないこともある。特に、赤ちゃんの世話・悩みの相談・子育ての相談など社会的支援を非常に期待している。家事負担の軽減・もっと科学的に育児するために、家政婦・育嬰師を雇って家事・育児を代行してもらうことも期待している。

安定した育児をするためには、外部からの育児支援、すなわち、行政の専門家による育児支援と育嬰師・家政婦（ベビーシッター）の育児支援と家族による育児支援とを連携させて、総合的な育児の社会的支援の必要性を検討することが必要であると考えられる。

育児の社会的支援の具体的な内容としては、「赤ちゃんの世話」・「悩みの相談」・「子育て相談」が多いため、乳幼児の早期ケアと教育に関する専門的資格の養成教育を受けた育嬰師が期待される。育嬰師は、地域の事情に応じ、そして利用者・家族のニーズに基づく総合的な子育て支援の施策・体系化などを研究し、さらに、人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うような態度が認められ、活躍が期待されている。

育児の社会的支援が実現すると、母親の情緒が安定し、子どもに言葉をかけ、日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようになる。このような多様な体験を通じて子どもの豊かな感性を育て、創造性を豊かに育てることができる。よって、子どもの心身の豊かな発達を保障し、虐待を予防するためにも、育児の社会的支援が必要である。

第5章 育児の社会的支援等に関する家族形態別の分析

1. 家族形態別に見た出産前後に必要とした支援

質問紙の記入者が母親である場合のみに限定して、家族形態（核家族・直系家族）と出産直後の親の心理とのクロス集計を行った。出産直後の親の心理については、不安な気持ち、鬱な気持ち、苦痛な気持ちの3つの質問についてそれぞれクロス集計を行った。各質問に関しては、「わからない」を除き、「全くそうでない」「どちらともいえない」をまとめて「そうでない」とし、「まあそうである」「とてもそうである」をまとめて「そうである」としたうえで集計を行った（以下、出産前後に必要とした支援等でも同様の方法で計算を行っている）。

家族形態別に「そうである」の割合を見ると、核家族の場合、「不安な気持ち」「苦痛な気持ち」は約6割であったが、「鬱な気持ち」は約4割と比較的少ない。直系家族の場合、「鬱な気持ち」と「苦痛な気持ち」が約7割と高い（表5-1）。

カイ二乗検定を行ったところ、家族形態と鬱な気持ちとの間で、5%水準で有意差が見られた（ $p=0.0341$ ）。核家族のほうで出産後に「鬱な気持ち」を感じた母親が少ないとの傾向であった。他の2項目は有意差が見られないが同様の傾向があるようにも見える。この結果はやや解釈しにくいだが、今回の調査では直系家族のデータ数が比較的少なく、データ数が多い場合には異なる傾向が見られる可能性もあるように思える（表5-1）。

家族形態（核家族・直系家族）と出産前後に必要とした支援とのクロス集計を行った。家族形態別に「そうである」の割合を見ると、核家族では、「子育ての相談」「子どもの一時預かり」「赤ちゃんの世話」「部屋の掃除や洗濯」「病院受診の手助け」が6割以上であり、他の項目も4割以上であった。直系家族の場合、「子育ての相談」が8割強、「悩みの相談や話し相手」が7割であり、他の項目も4割以上であった（表5-2）。

カイ二乗検定を行ったが、5%水準で有意差が見られる項目はなかった。ただし、「悩みの相談や話し相手」に関しては、 p 値は0.1未満と比較的低い値であった（ $p=0.0692$ ）。なお、記入者が母親である場合に限定して家族形態と「自分の悩みの相談や話し相手」のクロス集計を行ったところ、カイ二乗検定では5%水準で有意差が見られた（ $p=0.0162$ ）。直系家族のほうで出産前後に「悩みの相談や話し相手」を必要とした母親が比較的多いとの傾向が見られる。今回の調査では直系家族のデータ数が比較的少なく、データ数が多い場合には異なる傾向が見られる可能性もあるように思える。

前章では、記入者が母親である場合に限って、出産前後に必要とした支援と親たちの心理に関して、それぞれ主成分分析を行った。その結果得られた主成分得点の平均値の差が家族形態によって差があるかどうかを調べた。「核家族」と「直系家族」についての主成分ごとに主成分得点の平均値と標準偏差は表 5-3 の通りである。

この値を見る際に、先に述べたとおり、以下の点に注意する必要がある。出産直後の親たちの気持ちの第 1 主成分の主成分得点が高い場合、出産直後の親たちの気持ちに関する質問に「まあそうである」「とてもそうである」などの回答が多い。出産前後に必要とした支援に関する第 1 主成分の主成分得点が高い場合に、「部屋の掃除や洗濯など周りの整理」などの手段的支援の必要性に関わる質問に「とてもそうである」「まあそうである」などの回答が多い。出産前後に必要とした支援に関する第 2 主成分の主成分得点が高い場合、「自分の悩みの相談や話し相手」などの感情面の支援の必要性に関わる質問に「とてもそうである」「まあそうである」などの回答が多い傾向が見られる。

各主成分に関し、2 つ家族形態のグループ間で、主成分得点の平均値に差がみられるかを t 検定（ウェルチ検定）により調べた。その結果、いずれも 5%水準では有意差が見られなかったが、出産前後に必要とした支援に関する第 2 主成分の主成分得点に関しては、p 値は 0.1 未満と比較的低い値であった（ $p=0.0927$ ）。この結果を見る限り、この第 2 主成分に関して、直系家族のほうで主成分得点の平均値が低いように見える。出産前後において核家族よりも直系家族のほうで「自分の悩みの相談や話し相手」「夫や家族との語らいの時間的余裕」などに対応する支援の必要性が高いことが示唆される（表 5-3）。

表 5-1 家族形態と出産直後の心理

心理	家族形態	そうでない	そうである	合計(N)
不安な 気持ち	核家族	42.5%	57.5%	100% (40)
	直系家族	37.5%	62.5%	100% (16)
鬱な 気持ち	核家族	62.5%	37.5%	100% (40)
	直系家族	31.3%	68.8%	100% (16)
苦痛な 気持ち	核家族	38.1%	61.9%	100% (42)
	直系家族	31.3%	68.8%	100% (16)

表 5-2 家族形態別に見た出産前後に必要なとした支援

支援内容	家族形態	そうでない	そうである	合計(N)
①経済的支援	核家族	60%	40%	100% (50)
	直系家族	47.4%	52.6%	100% (19)
②部屋の掃除や洗濯など周りの整理	核家族	35.3%	64.7%	100% (51)
	直系家族	45%	55%	100% (20)
③赤ちゃんの世話(沐浴・オムツ交換など)	核家族	34%	66%	100% (50)
	直系家族	40%	60%	100% (20)
④子どもの一時預かり	核家族	33.3%	66.7%	100% (51)
	直系家族	47.4%	52.6%	100% (19)
⑤病院受診の手助け(運転など)	核家族	34.6%	65.4%	100% (52)
	直系家族	36.8%	63.2%	100% (19)
⑥子育ての相談	核家族	32.7%	67.3%	100% (52)
	直系家族	15%	85%	100% (20)
⑦自分の悩みの相談や話し相手	核家族	54%	46%	100% (50)
	直系家族	30%	70%	100% (20)
⑧夫や家族との話合いの時間的余裕	核家族	46%	54%	100% (50)
	直系家族	40%	60%	100% (20)

表 5-3 家族形態別に見た出産前後に必要なとした支援と親の心理の主成分得点

	出産後の親たちの心理		出産前後に必要なとした支援			
	第1主成分		第1主成分		第2主成分	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
核家族(38)	-0.18	1.37	-0.12	2.03	0.37	1.04
直系家族(12)	0.22	1.43	0.40	1.88	-0.38	1.32

注) 出産後の親たちの心理の主成分得点のケース数は核家族 39 名、直系家族 16 名である。

2. 家族形態別に見た今後必要とする支援

次に、家族形態別に、現在及び今後必要とする支援に関する質問のクロス集計を行った。「そうである」の割合を家族形態別に見ると、核家族では「遊び場提供」が6割弱で最も多く、「子どもの世話を毎日」が約6割であり、他の項目も4割以上であった。直系家族では、「経済的支援」「遊び場提供」「子育て仲間」が6割台と多く、「ホームヘルプ」が約2

割と低い、それ以外の項目は4割から5割程度と比較的高かった（表5-4）。

カイ二乗検定を行ったが、5%水準で有意差が見られる項目はなかった。ただし、「経済的支援がほしい」に関しては、p値は0.1未満と比較的低い値であった（ $p=0.0573$ ）。直系家族のほうで「そうである」の比率が高いように見えるが、データ数がもっと多ければ有意差が認められる可能性もある。

表5-4 家族形態別に見た現在および今後必要とする支援

支援内容	家族形態	そうでない	そうである	合計 (N)
①経済的支援がほしい	核家族	56.9%	43.1%	100% (51)
	直系家族	33.3%	66.7%	100% (24)
②子どもの世話を毎日頼める人がほしい	核家族	40.7%	59.3%	100% (54)
	直系家族	45.8%	54.2%	100% (24)
③ホームヘルプサービス	核家族	59.6%	40.4%	100% (52)
	直系家族	78.3%	21.7%	100% (23)
④保健師の家庭訪問（相談・指導）	核家族	52.9%	47.1%	100% (51)
	直系家族	54.2%	45.8%	100% (24)
⑤保育園での遊び場提供	核家族	33.3%	66.7%	100% (54)
	直系家族	33.3%	66.7%	100% (24)
⑥子育て仲間（育児サークルへの参加）	核家族	50%	50%	100% (52)
	直系家族	34.8%	65.2%	100% (23)

3. 考察 — 家族形態別の育児の社会的支援

1) 核家族における育児支援

核家族の場合、出産直後の親の心理については、「そうである」の割合は「不安な気持ち」「苦痛な気持ち」は約6割であったが、「鬱な気持ち」は約4割と比較的少ない。直系家族と比較すると、核家族のほうで出産後に「鬱な気持ち」を感じた母親が少ないとの傾向であった。他の2項目は有意差が見られないが同様の傾向があるようにも見える。出産前後に必要なとした支援の「そうである」の割合は、「子育ての相談」「子どもの一時預かり」「赤ちゃんの世話」「部屋の掃除や洗濯」「病院受診の手助け」が6割以上であり、他の項目も4割以上であった。現在及び今後必要とする支援に関して「そうである」の割合を見ると、核家族では「遊び場提供」が6割弱で最も多く、「子どもの世話を毎日」が約6割であり、他の項目も4割以上であった。

核家族は、親族との別居という不利な条件のもとで、できる限り核家族で育児をするというタイプである。また、中国都市部では流動的な人口、厳しい住宅事情などの理由で、皆が両親と同居・近居できるわけではない。仮に祖父母世帯と若夫婦が同居・近居をしている場合も、祖父母世帯が、有職、高齢、病弱などの理由で、子どもの世話ができないこともある。家事負担の軽減のために、家政婦を雇って家事・育児を代行してもらうことが一般的に行われている。よって、瀋陽市の親族による育児支援では、流動的な人口、厳しい住宅事情などの理由で、経済的に、余裕がある場合は、家事負担の軽減のために育嬰師を雇って家事・育児を代行してもらうことが一般的になりつつある。特に、「赤ちゃんの世話」や「子どもの一時預かり」・「子育て相談」は、外部からという育児の社会的支援を求める傾向が強いと考えられる。

2) 直系家族における育児支援

直系家族の場合、出産直後の親の心理については、「鬱な気持ち」と「苦痛な気持ち」が約7割と高い。核家族と比較すると、直系家族のほうで出産後に「鬱な気持ち」を感じた母親が多いとの傾向であった。出産前後に必要なとした支援の「そうである」の割合は、直系家族の場合、「子育ての相談」が8割強、「悩みの相談や話し相手」が7割であり、他の項目も4割以上であった。記入者が母親である場合に限定すると、直系家族のほうで出産前後に「悩みの相談や話し相手」を必要とした母親が比較的多いとの傾向が確認された。ただし、直系家族のデータ数が比較的小さく、データ数が多い場合には異なる傾向が見ら

れる可能性もあるように思える。また主成分分析で得られた主成分得点に関して見たところ、有意差は見られなかったもの、出産前後において核家族よりも直系家族のほうで「自分の悩みの相談や話し相手」「夫や家族との語らいの時間的余裕」などに対応する支援の必要性が高いことが示唆された。

第6章 育児の社会的支援等に関する母親の就労タイプ別の分析

1. 就労タイプ別に見た出産前後に必要なとした支援

妊娠時における母親の気持ちについて、調査への回答者が母親である場合に限り集計した。無回答と「わからない」という回答を除き、「とてもそうである」「まあそうである」と回答したものをまとめて「あった」とし、それ以外の回答を「そうでない」として集計している。会社員と公務員を合わせて「正規雇用」とした（他の表も同様）。

正規雇用の母親以外の就労タイプの人数が少ないので比較は難しいが、妊娠時の気持ちについては、母親の就労タイプにより大きな差はないように見える（表 6-1）。

また、出産後における母親の気持ちについて、調査への回答者が母親である場合に限り集計したところ、正規雇用の母親以外の就労タイプの人数が少ないので比較は難しいが、正規雇用と短期就労の母親の場合、不安や鬱の気持ち、苦痛などしんどい気持ちがあった割合が約 5 割から 7 割と高い水準であった（表 6-1）。

表 6-1 妊娠時及び出産後における母親の気持ち

母親の気持ち	母親の就労タイプ	そうでない	あった	合計
妊娠に気づいた時、不安な気持ちがあった	正規雇用	37.3% (19)	62.7% (32)	100% (51)
	自営業	20.0% (1)	80.0% (4)	100% (5)
	専業主婦	28.6% (2)	71.4% (5)	100% (7)
	短期就労	27.3% (3)	72.7% (8)	100% (11)
出産後、不安な気持ちがあった	正規雇用	31.4% (16)	68.6% (35)	100% (51)
	自営業	66.7% (4)	33.3% (2)	100% (6)
	専業主婦	42.9% (3)	57.1% (4)	100% (7)
	短期就労	36.4% (4)	63.6% (7)	100% (11)
出産後、気分が落ち込むなど鬱な気持ちがあった	正規雇用	48.0% (24)	52.0% (26)	100% (50)
	自営業	83.3% (5)	16.7% (1)	100% (6)
	専業主婦	75.0% (6)	25.0% (2)	100% (8)
	短期就労	45.5% (5)	54.5% (6)	100% (11)
出産後、苦痛などしんどい気持ちがあった	正規雇用	31.4% (16)	68.6% (35)	100% (51)
	自営業	50.0% (3)	50.0% (3)	100% (6)
	専業主婦	62.5% (5)	37.5% (3)	100% (8)
	短期就労	25.0% (3)	75.0% (9)	100% (12)

出産前後に必要とした支援についての回答結果は、表 6-2 に示した通りである。なお、支援を必要としたかどうかについては無回答と「わからない」という回答を除き、「とてもそうである」「まあそうである」と回答したものをまとめて「そうである」とし、それ以外の回答を「そうでない」として集計している。

表 6-2 出産前後に必要とした支援

支援内容	母親の就労タイプ	そうでない	そうである	合計(N)
経済的支援	正規雇用	47.4%	52.6%	100%(57)
	自営業	64.3%	35.7%	100%(14)
	専業主婦	71.4%	28.6%	100%(7)
	短期就労	81.3%	18.8%	100%(16)
部屋の掃除や洗濯 など周りの整理	正規雇用	23.7%	76.3%	100%(59)
	自営業	28.6%	71.4%	100%(14)
	専業主婦	85.7%	14.3%	100%(7)
	短期就労	50.0%	50.0%	100%(16)
赤ちゃんの世話 (沐浴・オムツ交換 など)	正規雇用	35.6%	64.4%	100%(59)
	自営業	35.7%	64.3%	100%(14)
	専業主婦	33.3%	66.7%	100%(6)
	短期就労	50.0%	50.0%	100%(16)
子どもの一時預かり	正規雇用	36.8%	63.2%	100%(57)
	自営業	42.9%	57.1%	100%(14)
	専業主婦	28.6%	71.4%	100%(7)
	短期就労	50.0%	50.0%	100%(16)
病院受診の手助け (運転など)	正規雇用	35.6%	64.4%	100%(59)
	自営業	50.0%	50.0%	100%(14)
	専業主婦	14.3%	85.7%	100%(7)
	短期就労	53.3%	46.7%	100%(15)
子育ての相談	正規雇用	23.3%	76.7%	100%(60)
	自営業	35.7%	64.3%	100%(14)
	専業主婦	28.6%	71.4%	100%(7)
	短期就労	56.3%	43.8%	100%(16)
自分の悩みの相談 や話し相手	正規雇用	39.0%	61.0%	100%(59)
	自営業	50.0%	50.0%	100%(14)
	専業主婦	50.0%	50.0%	100%(6)
	短期就労	43.8%	56.3%	100%(16)
夫や家族との語り の時間的余裕	正規雇用	40.7%	59.3%	100%(59)
	自営業	35.7%	64.3%	100%(14)
	専業主婦	50.0%	50.0%	100%(6)
	短期就労	43.8%	56.3%	100%(16)

母親の就労タイプ別に「とてもそうである」「まあまあそうである」を合わせた割合を見ると、母親が正規雇用の場合、「子育ての相談」「部屋の掃除や洗濯など」が7割強ととくに多く、「赤ちゃんの世話」「子どもの一時預かり」「病院受診の手助け」「悩みの相談」「時

間的余裕」も約6割と多く、どの項目も比較的高い割合となっているように思える。「経済的支援」は正規雇用では約5割だが、他の就労タイプと比べると高い割合であるように見える。母親が自営業の場合、「部屋の掃除や洗濯など」の割合が7割であり、「赤ちゃんの世話」「子育ての相談」「時間的余裕」も6割強と比較的高い。母親が専業主婦の場合、「病院受診の手助け」が8割強と最も高く、「子どもの一時預かり」「子育ての相談」「赤ちゃんの世話」も多かった。短期就労（その他）の場合、「悩みの相談」「時間的余裕」が高い。正規雇用以外の人数が少ないため、就労タイプ別の差を検定等で確かめるのは難しいが、それぞれの就労タイプによって、回答傾向に特徴があるように思われる。

2. 就労タイプ別に見た今後必要とする支援

現在および今後必要とする支援に関しても、支援を必要とするかどうかについて「とてもそうである」「まあそうである」と回答したものをまとめて「そうである」とし、就労タイプ別にクロス集計を行った（表6-3）。

母親の就労タイプ別に「とてもそうである」「まあそうである」を合わせた割合を見ると、母親が正規雇用の場合、「遊び場提供」の割合が約7割と最も高く、「子どもの世話を毎日」「子育て仲間」が約6割と高かった。自営業の場合、「子どもの世話を毎日」が約6割で最も高く、次いで「遊び場提供」が5割であった。

正規雇用と自営業の間で、「そうでない」か「そうである」かの回答状況に有意差があるかどうかを、フィッシャーの正確確率検定（有意確率5%）により計算した。その結果、表3の「経済的支援」と「保健師による訪問」について有意差がみられた（ p 値は、それぞれ0.04125、0.0131）。どちらの項目も、母親が正規雇用の場合で「そうである」の割合が約5割であるのに対し、自営業の場合は約2割とかなり低い。

専業主婦の場合、最も多いのは「保健師による訪問」で8割強、「子どもの世話を毎日」「経済的支援」も多かった。短期就労（その他）の場合、「遊び場提供」が5割強で最も高く、次いで「経済的支援」が5割であった。

誰に子どもの世話を頼みたいかについては、「父親・母親に頼みたい」が52.0%、「配偶者に頼みたい」が23.5%であった。母親の就労タイプ別が正規雇用の場合、「配偶者に頼みたい」は15.8%とかなり低くなっている（なお、集計においては「子どもの世話を毎日頼める人がほしい」に「そうである」と回答した人以外の人も含めて集計した）。

表 6-3 現在および今後必要とする支援

支援内容	母親の就労	そうでない	そうである	合計(N)
経済的支援がほしい	正規雇用	48.3%	51.7%	100% (60)
	自営業	80.0%	20.0%	100% (15)
	専業主婦	28.6%	71.4%	100% (7)
	短期就労	50.0%	50.0%	100% (18)
子どもの世話を毎日頼める人がほしい	正規雇用	37.1%	62.9%	100% (62)
	自営業	37.5%	62.5%	100% (16)
	専業主婦	25.0%	75.0%	100% (8)
	短期就労	52.6%	47.4%	100% (19)
ホームヘルプサービス	正規雇用	58.3%	41.7%	100% (60)
	自営業	73.3%	26.7%	100% (15)
	専業主婦	57.1%	42.9%	100% (7)
	短期就労	88.9%	11.1%	100% (18)
保健師の家庭訪問(相談・指導)	正規雇用	44.3%	55.7%	100% (61)
	自営業	80.0%	20.0%	100% (15)
	専業主婦	14.3%	85.7%	100% (7)
	短期就労	73.7%	26.3%	100% (19)
保育園での遊び場提供	正規雇用	27.4%	72.6%	100% (62)
	自営業	50.0%	50.0%	100% (16)
	専業主婦	37.5%	62.5%	100% (8)
	短期就労	44.4%	55.6%	100% (18)
子育て仲間(育児サークルへの参加)	正規雇用	42.6%	57.4%	100% (61)
	自営業	60.0%	40.0%	100% (15)
	専業主婦	42.9%	57.1%	100% (7)
	短期就労	57.9%	42.1%	100% (19)

表 6-4 誰に子どもの世話を頼みたいか

母親の就労タイプ	配偶者	父母	兄弟姉妹	その他	いない	合計(N)
正規雇用	15.8%	50.9%	10.5%	12.3%	10.5%	100% (57)
自営業	40.0%	46.7%	0.0%	6.7%	6.7%	100% (15)
専業主婦	37.5%	50.0%	0.0%	12.5%	0.0%	100% (8)
短期就労	27.8%	61.1%	0.0%	5.6%	5.6%	100% (18)
合計	23.5%	52.0%	6.1%	10.2%	8.2%	100% (98)

3. 考察 — 母親の就労タイプと社会的支援

1) 正規雇用の母親の育児の社会的支援

正規雇用の母親の場合、不安や鬱の気持ち、苦痛などしんどい気持ちがあった割合が約5割から7割とおおむね高くなっている。出産前後に必要とした支援に関しては、「子育ての相談」「部屋の掃除や洗濯など」が7割強ととくに多く、「赤ちゃんの世話」「子どもの一時預かり」「病院受診の手助け」「悩みの相談」「時間的余裕」も約6割と多く、どの項目も比較的高い割合となっているように思える。「経済的支援」は正規雇用では約5割だが、他の就労タイプと比べると高い割合であるように見える。今後必要とする支援に関しても「遊び場提供」の割合が約7割と最も高く、「子どもの世話を毎日」「子育て仲間」が約6割と高かった。「経済的支援」と「保健師による訪問」について自営業の場合と比較する、母親が正規雇用の場合で「そうである」の割合が約5割であり、自営業の場合が約2割であるのに比べて高い。

正規雇用の母親においては、勤務形態や勤務時間帯の固定であり、出産のための育児休暇の後に復職を希望する母親には、復職しやすい職場環境や労働条件の柔軟な対応が求められる。

2) 自営業の母親の育児の社会的支援

母親が自営業の場合、出産前後に必要とした支援に関しては「部屋の掃除や洗濯など」の割合が7割であり、「赤ちゃんの世話」「子育ての相談」「時間的余裕」も6割強と比較的高い。今後必要とする支援に関しては、「子どもの世話を毎日」が約6割で最も高く、次いで「遊び場提供」が5割であった。さきにふれたように、「経済的支援」と「保健師による訪問」の「そうである」の割合は自営業の場合は約2割とかなり低い。

自営業の母親の場合、勤務形態や勤務時間帯の多様化のため、家族・親族というネットワークでの育児と出産・育児支援の外部に委託する社会的支援を求めている。通常の保育に加え、低年齢児保育や延長保育を普及させることが必要である。また、病気など子どもの面倒をみられない場合に備え、病児保育の体制を整備することも大切である。

3) 専業主婦の母親の育児の社会的支援

母親が専業主婦の場合はデータ数が少ないため、データ数が多くなった場合には異なる傾向が見られる可能性も比較的高いと思われるが、今回の調査結果からは次のような傾向

が読み取れた。出産前後に必要とした支援に関しては「病院受診の手助け」が8割強と最も高く、「子どもの一時預かり」「子育ての相談」「赤ちゃんの世話」も多かった。専業主婦の場合、今後必要とする支援に関しては、最も多いのは「保健師による訪問」で8割強、「子どもの世話を毎日」「経済的支援」も多かった。

日本でも在宅育児への支援がさまざまに実施され始めている。しかし、支援の大半は気軽に子連れで出かけられ、同世代の母親たちと談笑しながら子どもと遊べる場の提供などである。そうした支援も重要であるが、専業主婦の苦悩は単に談笑できる仲間をもつことで解決されるものではない。専業主婦の母親が切実に求めているものは、子育て相談に適切に対応することと、母親であると同時に社会人として認められることであり、地域活動や再就職を通して社会的、経済的自立の道を助ける支援である。専業主婦が訴える社会的活動などに正面から応えてくれる支援は、日本では極めて少ない（大日向 2003）。

このことは、中国においても同様である。在宅育児への支援や地域活動や再就職を通して、母親に社会的、経済的自立の道を助ける育児の社会的支援が必要であると考えられる。

4) 短期就労の母親の育児の社会的支援

母親が短期就労（その他）の場合、前述した理由のため解釈の適切性については慎重である必要があるが、今回の調査結果からは次のことが読み取れた。出産前後に必要とした支援に関しては「悩みの相談」「時間的余裕」が高い。今後必要とする支援に関しては「遊び場提供」が5割強で最も高く、次いで「経済的支援」が5割であった。

社会的支援の要望は他の就労タイプと比べて少ないように思われるが、仕事と子育てを両立させるためには、家族・親族というネットワークでの育児と出産・育児支援の外部に委託する社会的支援を求めていると考えられる。職場だけでなく地域団体が協力して子育てに取り組んでいく事（育嬰師など）と特定保育（保育期間を柔軟に選択できる）を充実させることが重要であろう。

以上のように、専業主婦の場合、家事や育児に縛られ、社会的活動からの疎外感をもつため、苦悩は単に談笑できる仲間をもつことで解決されるものではなく、在宅育児への支援や地域活動や再就職を通して社会的、経済的自立の道を助ける育児の社会的支援の大切さが示唆された。また、自営業・正規雇用・短期就労の母親の場合、ある程度社会的活動をしているが、働く勤務形態や勤務時間帯の多様化のため、仕事と子育てを両立させるためには、通常の保育に加え、低年齢児保育や延長保育・特定保育（保育期間を柔軟に選択

できる)・病児保育を普及させることが必要であると考えられる。また、それぞれの家庭の実態に応じて柔軟に対応できる育嬰師の役割も期待できると考えられる。

第7章 育嬰師による育児の社会的支援

新川（2017）によれば、現場で働く専門職者は、日常的に子育て家庭と密接に関わり、複雑で難解な問題がさまざまな要因と関連して生起している子どもと家庭の支援を行っている。そのため、多様化、複雑化した子育て家庭支援の担い手である専門職者の学びのニーズに対応したファミリーソーシャルワーク実践教育として、反省的思考に基づいた深い探究が不可欠であると新川は述べている。中国における育児の社会的支援は多様であるが、その中で、今回は、家庭現場で働く専門職者として育嬰師の役割に注目した。以下、育嬰師について述べる。

1. 育嬰師の概観

王・李（2015）は、育嬰師による親子への全般的な支援内容等について次のように説明している。

1) 育嬰師による親子への全般的な支援内容

（1）出産してから6カ月以内

出産した母親の健康回復のために食事栄養面や身体運動面・精神衛生面などを工夫する。母乳育児をするということは、赤ちゃんの心と体の健康の土台を作ることで、お母さんに母乳のやり方を指導する。衛生のため、乳房を洗い・マッサージなどを指導する。母乳の出が悪い場合は、粉ミルクの使い方や哺乳瓶の洗浄の仕方を母親に指導する。

また、乳幼児の体温を維持すること、皮膚を清潔に保つこと、排泄物（いわゆるウンチやオシッコ）を処理することなどを担当する。心身の健康増進のために、屋外に出て日光浴・外気浴・外遊びなどを行い、数多くの言葉を聞かせることによって、言語の習得の基礎をつくる。母親と子供の愛着感や帰属感を高める為に、スキンシップを指導する。

（2）6カ月から1歳半まで

生後6か月頃から、乳児に離乳食を食べさせる（乳に加えて半固形食を与え、次に固形食を与える）。6ヶ月を過ぎたあたりから、赤ちゃんは発熱したりカゼのような症状がでたり、と病気にかかりやすくなり、赤ちゃんの健康状態と成長度合いを確認する。

（3）1歳半～3歳頃

この時期には、母乳と離乳食を与えるのをやめ、幼児向けの食事（幼児食）に切り替える。また、この頃には言葉を覚え始める。おむつを外し、トイレのしつけ（トイレトレー

ニング)も始める。また、自我が芽生え、行動範囲もぐんと広がり、段々と自分の意志で行動していくようになるので、子どもの好奇心とやる気を育てる遊びをさせる。

2) 育嬰師の養成条件

- (1) 学習を継続させる(乳幼児の生理・心理・社会面の発達を中心として)。
- (2) 愛情・忍耐力・誠実・責任感を持てるようにする。
- (3) 危機管理能力を育てる。
- (4) 現代の教育理念と育児の科学的概念をバランス良く保つことができるようにする。
- (5) 趣味は広く、知識の幅を広げる意欲を育てる。
- (6) 社会性・協調性を持てるようにする。
- (7) 問題解決の能力を持てるようにする。
- (8) 心身の健康を保つことができるようにする。
- (9) 清潔の習慣を維持できるようにする。
- (10) 前向きに取り込む姿勢を持ち続けるようにする。

3) 安全な環境を作る

以下①～⑧のように、危険防止に務めることで、安全な環境を作る。

- (1) 家具・収納品の転倒・落下防止
- (2) 有毒物・鋭利物等の誤飲防止
- (3) 受動喫煙・飲酒の防止
- (4) 熱傷・凍傷の防止
- (5) 熱中症・脱水症の防止
- (6) 眼の外傷の防止
- (7) 心理外傷の防止
- (8) 溺水の防止

以上のように、育嬰師は、毎日親子が生活している部屋の床・壁・机などを清掃し、室内の家具・用品を使いやすいようにきれいに並べる。また、親子に快適な生活環境を作る為には、部屋の空気を入れ換え、室内の温度・湿度を調節するなど室内の環境管理に務める。

4) 育児の社会的支援の担い手としての育嬰師の活動と役割

- (1) 誠実に精一杯で仕事をする
- (2) 平等に取り扱い、子どもに安心感・自信心・自尊を与える。
- (3) 子どもの精神・心理発達の順序を把握しながら、科学的に育てる
- (4) 個性・品格・行動習慣を大切に育てる
- (5) 子どもの個人差を考えながら、潜在能力を十分に引き出す
- (6) 日常生活の世話・看護・教育に対する専門性の持つ
- (7) 科学的育児・教育・保育をバランス良く育てることを親に伝える
- (8) 守秘義務を維持する
- (9) 関係機関と連携してすすめる

2. 育嬰師へのインタビュー調査の目的と方法

1) 研究の目的と仮説

中国における育児の社会的支援について、育嬰師へのインタビュー調査に検討することを研究の目的とする。仮説として、育嬰師は育児の社会的支援に貢献できるとした。

2) 研究の方法

インタビューによる調査方法と内容は、以下のようである。

独自に作成された質問紙法で行った（巻末資料参照、なお、インタビューの内容は中国語で提示された）。中国遼寧省瀋陽市に育嬰師の派遣会社「瀋陽慧朵家政服务有限公司」を通じて、5人の在職中の育嬰師に、1人約30分間のインタビューを実施した。

3) 分析方法

インタビューに関しては、調査対象者に対して、口頭及び書面を用いて研究の趣旨説明し同意を得た。インタビュー内容から個人が特定されないよう配慮した。データの保存については鍵をつけた保存庫で管理し、分析後に破棄することと個人が特定されないようにすることを育嬰師に確約し、さらに「鹿児島国際大学教育研究倫理審査委員会」からの承認を得て実施した。

インタビューは1件につき1度、約30分間程度であった。その後、インタビューデータを逐語化し、文意を損なわない形でエピソードを抽出した。その上で抽出されたデータを

比較し、同じようなエピソードを1つのグループにまとめに（第1次コードの生成）。さらに、ある程度カテゴリーが生成された時点で同じようなカテゴリーをグループでまとめ、第2次コード、第3次コードを作成した。逐語化以後の作業については筆者ら4名の合議により実施し、データに基づいたモデル化ができるよう調査者個々人の先入観に依存しないよう留意した。

3. 結果

1) 仕事につく動機と採用

表 7-1 仕事の動機

3次コード	2次コード	1次コード
仕事の動機	自己意識 に関わる 動機	<ul style="list-style-type: none"> ・自分は児童教育専攻を卒業したので、それを生かしたいと思って、この仕事をすることにしました。 ・いとこの子どもの面倒を見る人がいなくて、とても大変だったことがこの仕事のきっかけです。 ・長年、この仕事をしてきたから、雇用者からの評価が高いので。
	経済的理 由と他者か らの勧め	<ul style="list-style-type: none"> ・やはり、主人の給料だけで生活が厳しいため。 ・家庭の収入を増やしたいため。 ・この仕事は母親が選んでくれました。

表 7-1 に示したように、育嬰師の仕事の動機には学校での専攻を生かしたい場合、周りの親族の育児状況を見て判断した場合、長年この仕事を経験して自他の評価が高かった場合などが含まれていた。一方、経済的な問題と他者からの勧めも動機となっていた。

表 7-2 採用面接と学歴・研修内容

3次コード	2次コード	1次コード
採用面接と学歴・研修内容	採用の面接の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小物を手作りするのが上手ですかと聞かれた。 ・ピアノ、歌、踊りなどができますか。 ・この仕事は以前の雇用者（保護者）の紹介で来ましたか。 ・面接時には、雇用主に歌を歌ってくださいと言われた。 ・本当に簡単な質問ばかりでした。 ・学歴や仕事の範囲や得意な分野・どんな資格を持っているなどの経歴を聞かれた（5人）。 ・子どもの保護者の要求によって対応ができますか。 ・休日も働いてほしいと要求された。
	学歴	<ul style="list-style-type: none"> ・専門学校卒業（4人）。 ・大学卒業。 ・大学在学中。
	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育専攻（2人）。 ・児童教育専攻。 ・教員免許の資格を持っています（3人）。 ・栄養学も勉強しました（2人）。 ・栄養学や少し医学を勉強しました。 ・行動発達の勉強をしました。 ・音楽系ができる。 ・踊りや歌も大学で学びました。
	特技	<ul style="list-style-type: none"> ・先生の仕事は同じ子どもの仕事ですが、今回は全然違う仕事でした。 ・学生時代には、理科系の成績があまり良くないので、文科系を中心として勉強しました。 ・6年間小学校の数学の教師をしました。 ・小さい頃から踊りが好きで、10年間勉強しました。 ・子どものおもちゃや生活の小物などをたくさん作りました。
	就職前研修	<ul style="list-style-type: none"> ・自由に参加し、研修した後に、終了証がもらえた。 ・就業前研修には、子どものケアや緊急対策などの研修をしました。 ・出産後の母子のケアや栄養学や緊急時対策などを勉強して、合格しました。 ・最初の時には、出産後の母子のケアや栄養学や緊急時対策などを勉強して、合格しました。 ・仕事をする前に派遣会社で子どものケアや緊急対策などの研修を受けたことがありました。

表 7-2 に示したように、採用面接をする時には雇用者から学歴や資格・特技・就職前研修などさまざまな質問をされていた。ピアノ、歌、踊り、小物作りなどの表現活動ができるかの確認、保護者の要求に応えられるか、労働条件についても質問されていた。研修では、母子のケア、栄養学、緊急対策などが必要であると強調していた。

2) 仕事の喜び、困難、家族との信頼関係

表 7-3 仕事の喜び

3次コード	2次コード	1次コード
仕事の喜び	個人的な喜び	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもはとても好き（2人）。 ・子どもの面倒を見るのが好き。 ・一番好きなのは、子どもと一緒に遊びことです。 ・子どもはなんでも喜びます。 ・子どもを観察することがとても楽しいです。 ・子どもにおもちゃを作ってあげるのが好きです。 ・絵を描く時が楽しいです。 ・子どもの飾りつけはとても好きで、雇用主の子どもは女の子の場合が一番嬉しいです。 ・髪の毛を整えることや洋服、飾り物をつけることがとても楽しいです。 ・私は子どもに教えたことを覚えてくれると、とても嬉しいです。
	印象深いこと	<ul style="list-style-type: none"> ・この仕事は、もし子どもが好きじゃなかったら、できないと思う。 ・以前世話をした子どもが私のことを覚えてくれるのは何より嬉しいです。 ・子ども時代から幼稚園の先生の仕事に憧れていました。 ・保護者が協力してくれることがとても嬉しいです。

表 7-3 に示したように、育嬰師には仕事の喜びとしては子どもが好きで細かい作業（絵画・手芸など）が好きという「個人的な喜び」があり、また、印象深いこととして子どもの仕事がかつてからの憧れであった。母子との信頼関係、絆から仕事のやりがいを感じていた。

表 7-4 困難点

3次コード	2次コード	1次コード
困難点	勤務時間の不満	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の時間が長くて困っています（5人）。 ・今は仕事が忙しくて、研修を受ける時間がありません。 ・仕事が忙しい為、研修する時間がなかったです（2人）。 ・1日の仕事が終わると、とても疲れます。 ・もうついていけないと思って、3年間休んだ。 ・勉強する時間がなかったです。 ・一週間の試用期間は時間の無駄だと思います。 ・仕事が忙しい為、彼氏がいません。
	仕事上の葛藤	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の家庭内の事は、家族に任せるしかありません。 ・息子がまだ幼かったが、十分対応できなかったです。 ・自分の子どもに早期教育の時間がとれないので、困っています。 ・雇用主がとてもお金持ちで、我がままな人だったことです。 ・今は、日帰りの仕事ですが、仕事が忙しいです（2人）。 ・給料が少ないことです（2人）。 ・5年前に一度この仕事をやめたいと思った時期がありました。
	勤務上の葛藤	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人見知りの時期には、特に対応が難しいです（2人）。 ・わがままな子どもと対応する時に、どうやって対応したら良いかわからなかった。 ・最初はいろいろなことで悩んでいた。 ・足りないところがたくさんあります。 ・私は人と話すことが苦手です。 ・経験不足で、住み込みの仕事がしたいが、会社が紹介してくれません（2人）。 ・経験がまだ足りません。 ・最初は、保護者とどうやって話すべきか、わからなかった為悩んだことがあった。
	問題解決の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・大きなことはないけど、細かいことがあった場合には、先輩に聞いてから解決します。 ・先輩に聞いて少しずつ解決しました。今はほとんどありません。

表 7-4 に示したように、仕事の困難点は「勤務時間の不満」や「仕事上の葛藤」・「勤務上の葛藤」・「問題解決の仕方」の4つタイプに分けることができる。仕事の時間が長いこと、自分の子どもに関わる時間が制限されること、雇用主の母子との関わりがうまくできないことなどで葛藤していた。先輩に相談することで問題の解決をしようとしていた。

表 7-5 勤務条件

3次コード	2次コード	1次コード
勤務条件	勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・大体 18 時くらいに帰れます。 ・大体 7 時から 17 時までになる (4 人)。 ・雇用者は 1 週間の試用期間で確かめをします。 ・一年間の仕事でした。 ・私の仕事は週 6 日間の契約です。 ・1 日仕事ですね。 ・私達の仕事は大体 2 歳から 3 歳までの 1 年間しかありません。
	勤務中の休憩時間	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの昼寝の時に少し休みます (3 人)。 ・休みの時間がないです。
	時間外の仕事	<ul style="list-style-type: none"> ・息子と一緒に残業をしたですね。 ・親の帰るまで待たないといけません。 ・朝、親が出かける前に行かないといけない、夜も親が帰って来るまでにいる。 ・日曜日のみ自分の子どもを連れ、仕事をする事の許可をもらいました。 ・息子が 2 歳時に、自分の子どもを親に願って、この仕事に復帰しました。
	住み込みの有無	<ul style="list-style-type: none"> ・1 歳以内の子どもの場合には、住み込みの契約があります。 ・住み込みはしないのも最初からの条件です。 ・自分の子どもが出来てから、日帰りだけにしました。 ・住み込みはしないのも最初からの条件です。 ・住み込みは 3、4 年前にありました。
	月収	<ul style="list-style-type: none"> ・6000 元ぐらいです (100000 円くらい)。 ・5000 元 (90000 円くらい) (2 人)。 ・4000 元以上です (70000 円くらい)。 ・3000 元以上です (50000 円くらい)。
	通勤	<ul style="list-style-type: none"> ・電車や地下鉄などで行きます (3 人)。 ・交通費は自己負担です (4 人)。 ・徒歩いて 15 分の距離だけなので、歩いて行きます (2 人)。

表 7-5 に示したように、勤務条件は「勤務時間」や「勤務中の休憩時間」・「時間外の仕事」・「住み込みの有無」・「月収」・「通勤条件」など 6 つタイプにわけることができる。勤務時間は平均すると 7 時から 17 時までの 10 時間であった。子どもの昼寝の時に休憩していた。日曜出勤や住み込みの例もあった。月収は、経験や熟練度によって個人差があった。通勤の方法は、各人に合った方法で、交通費は自己負担であった。

表 7-6 家族との信頼関係

3次コード	2次コード	1次コード
家族との信頼関係	子どもとの信頼関係	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳までの子どもは依頼心が強くて、真似する事もとても多くなる、それを中心として、一緒に遊び、一緒に生活することが大切です。 ・歌うと、子どもがよく寝ます。 ・歌や踊りを一緒にしたりした。 ・最初の時がとても大事です。 ・子どもに優しく対応する事だけで、信頼感ができやすいです。 ・最初は、子どもが泣いたらすぐイライラしていた。経験をするうちに少しずつ上手くできるようになりました。 ・先月偶然に外であった時に、私の顔を見た瞬間、すこし笑ってくれた。 ・自分の子どもと思うようにしなければなりません。 ・私は体や顔が小さく、声がソフトです。
	保護者との信頼関係	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事をする前にまず、信頼感を作ることが大切です。 ・工夫とは言えないかもしれませんが、とにかく「報告・連絡・相談」が大切です。 ・親との信頼関係を作る為には、コミュニケーションがとても重要な事です。 ・朝、仕事前に親に夜間の子どもの状況を必ず聞く、夜仕事を終わる前に親に1日の子どもの状況を報告する事かな（2人）。 ・家庭内で子どもと親が一緒にいる時の状況も詳しく聞きます。 ・子どものお母さんとよく相談する事が大切です。 ・親の要求が多いです。 ・親にもとても喜んでもらえます。 ・今の親は子どもの早期教育にとっても熱心です。 ・保護者の要求により判断する（2人）。
	育嬰師の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・とても重要ですね。子どもより、周りの家族との信頼感がとても大切です。 ・一人一人の実態に応じて対応します。 ・仕事する時には一生懸命すると、自然に親との信頼関係を出来ます。
	保護者と育嬰師の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの為には、なんでも協力します。 ・親はほとんど協力してくれます。 ・家族はとても理解してくれます。 ・主人はとても理解してくれます。 ・親が育てた子どもは若い先生と信頼感ができやすいです。 ・祖父母が育てた子どもは若い先生と信頼感ができにくいという事を感じています。 ・優しい雇用主です。 ・特に今の親は子どもの教育をとっても重要だと考えます。 ・信頼感の形成のために、かなり工夫しなければなりません。
	家庭内のトラブルの調整	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと一緒にいる時間が親より私の方が長いため、子どもが親の言うことが聞かない時に家庭内のトラブルの調整をしなければなりません。 ・親が調整してほしい時に、協力します（2人）。 ・家庭内のトラブルは、親子のトラブルしかしないです。 ・ほとんどないけど、でも親の要求があれば、私も協力します。

表 7-6 に示したように、家族との信頼関係は「子どもとの信頼関係」や「保護者との信頼関係」・「育嬰師の工夫」・「保護者と育嬰師の協力」・「家庭内のトラブルの調整」など 5 つタイプに分けることができる。最初の母子の出会いの印象が大事であること、一人一人の実態を把握すること、子どもの好きなこと、(歌、踊り、絵画など)を共にすること、報告・連絡・相談を密にすることで、母子との信頼関係を形成することができているようであった。家庭内のトラブルに対応することもあった。

3) 仕事の継続と今後の展望

表 7-7 育児支援への貢献度と継続性

3 次コード	2 次コード	1 次コード
育児支援への貢献度と継続性	貢献内容	<ul style="list-style-type: none"> ・もし、育児支援がなかったら、親と子どもだけで、子どもの性格・社会性・行動性の育成は大変難しくなります。 ・3 歳前に早期教育を受けた子どもと受けられなかった子どもを比べたら、知的・言語・性格・社会性などの発達状況が違ってくる。 ・小学校前の子どもの教育がとても重要だと思う。 ・特に子どもの心身の発達には役に立つと思います。 ・2 歳の子どもは、ものすごく動き出しますので、一緒に遊んだりすると子どもはよく成長します。
	育児支援への自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・とても貢献できていると思います。 ・とても貢献できています。 ・もちろん、育児支援はとても大事なことです。 ・とても素敵な仕事ですので、続けたいです。 ・簡単な仕事ではないです。
	仕事の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ずっと続けたいと思います (2 人)。 ・今後も続けていきたいです。 ・仕事ができなくなるまで頑張りたいと思います (2 人)。 ・何歳までするか、また考えていないができる限りやりたいです。 ・体力が続く限り、ずっと続けたいと思います。 ・何歳までするか、まだ考えてないです。

表 7-7 に示したように、育児支援への貢献度と継続性は、「貢献内容」や「育児支援への自己評価」・「仕事の継続性」など 3 つタイプに分けることができる。育嬰師の育児支援への貢献度を高く評価しており継続する気持ちも強いことが明らかとなった。就学前の子どもの心身の発達が、初期経験として重要であることを自覚していた。

表 7-8 育嬰師の今後の展望

3次コード	2次コード	1次コード
育嬰師の今後の展望	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> 施設や教育道具などはまだ少ないです。 少し仕事の時間を短くした方が良いと思います。 経済に余裕がある人しか雇用できません。(2人) 管理機関が厳しく管理すべきであると思います。 育嬰師もっと増えた方がいいと思います。(3人) 育嬰師の仕事をする時にいろんな技術を持ってないといけない事がわかってない人もいます。
	将来研修すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> 栄養学は必要です。 一緒に話したり、遊んだり、散歩したり、いろんなことを考えます。 毎日子どもにバランスよく料理を作ります。 子育て経験が全然なかった。 子どもの毎日の行動を観察し、行動発達表を利用します。 子どもはほとんど絵を描くことが好きで、とても役に立ちました。 子どもが昼寝時には、雇用者の栄養も考えないといけないし、部屋の掃除もしなければなりません。 心身の発達に特に注目しています。
	これからの注意点	<ul style="list-style-type: none"> 心身的にはとてもいいです。 子どもの性格や習慣や考え方などはそれぞれ違ってきます。 3歳までの子どもを中心として仕事をします。 今の親は子どもの早期教育にとっても熱心です。 仕事がちゃんとできる人とできない人の個人差が大きいです。 今は育嬰師の仕事をする人たちの半数以上は、専門知識を持てるが、半数は何の知識も持ってない人がいます。 子どもも家庭環境の影響で、とても自己中心的になります。 今の若者たちは、他の仕事ができないからこの仕事をする事考えています。
	育嬰師の将来性	<ul style="list-style-type: none"> 社会の期待度も年々高くなっています。 幼稚園の先生になるつもりですが、給料があまりに安い為、育嬰師の仕事を選びました。 幼稚園の先生や育嬰師になるという考え方を持つ人がかなりいます。 私はとても成長できたように感じました。 仕事の経験が積むことで、収入もよくなります。
	将来解決すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが家庭内で自分の好きな食物ばかりを食べる傾向があります。 子どもは自分のおもちゃを他の子どもに絶対触らせない傾向があります。 子どもを外に連れて行くと、遊び場で他の子どもが自分の物を触ると殴る傾向があります。

表 7-8 に示したように、育嬰師の今後の展望は「今後の課題」や「将来研修すべきこと」・「これからの注意点」・「育嬰師の将来性」・「将来解決すべき事」など 5 つタイプに分けることができる。育嬰師の将来性については、社会のニーズも増加しており、母子と育嬰師が共生し、共に学び成長できることに意味を見出し将来性のある仕事と認知している。解決すべきこととして、子どもの自己中心性に応ずる教育の仕方、勤務時間の最適化、育嬰師の実力の個人差が大きいことなどを挙げている。

4. 考察

育嬰師のインタビュー調査によると、仕事に就く動機としては、学校で専攻したのでこれを生かす為にこの仕事を選んだり、この仕事を長年やってきて自他の評価が高かった、親族の育児状況を見て育児支援の必要性を感じたことなどが含まれていた。一方、経済的理由でこの仕事を選んだ事例や親族の勧めでこの仕事を選んだ人もいた。この結果から見ると、育嬰師の仕事に関して、長年続けてきた人や新卒の学生や卒業生はこの仕事にやりがいがあると感じており、収入が良いという考え方もある。

採用面接には、学歴・資格・特技・就職前研修などさまざまな質問がなされていた。雇用主の要求レベルは多く、質も高くなっているため、育嬰師の専門性を高める必要があると考えられる。育嬰師としては少なくとも専門学校や大学を卒業し、就学前教育・児童教育専攻の必要がある。仕事の為に栄養学・母子のケア・医学・行動発達学・音楽・緊急対策など様々な分野を広く深く研修する必要がある。

仕事が始まると、子どもの面倒を見ることが多く、かなり細かい作業をするので（絵を描く・おもちゃを作る・子どもの飾りつけなど）、技能面や人間発達についての知識、コミュニケーション力、状況判断力などが育嬰師に求められる。

育嬰師の仕事は勤務時間が長く、1日 10 時間体制でかなり長く、途中で子どもの昼寝の時にしか休憩できない。時間外の仕事も発生するので、かなり多忙な仕事であることは事実である。仕事と自己の家庭とを両立できるかが課題であり、さらに仕事が多忙の為に、研修する時間がなく、経験不足で、なかなか進歩する事ができない。自己研修に務め、経験を積むことで育嬰師としての実力のレベルが向上すると給料も良くなると考えられる。

子どもとの信頼関係を作る為に、一人一人の実態に応じて対応し、一緒に遊び、一緒に生活すると共に成長することができ、雇用主との信頼関係を作る為に、コミュニケーションがとても重要で報告・連絡・相談を密にして、親との協力体制ができれば、仕事がしや

すくなる。家庭内のトラブルの調整については、子どもと一緒にいる時間が雇用主より長い為、子どもが雇用主の言うことを聞かない時などに家庭内のトラブルの調整をしなければならないこともあるようだが、難しい課題である。育嬰師は、この仕事が育児支援に貢献しており、達成感を得て、特に、肯定的に捉えており、子どもの身体、視覚、聴覚、知能、言語、情緒、社会性の育成にはとても役に立つと考えている。よって、仕事の継続意識も強い。

これからは、管理機関が育嬰師の国家試験で、育嬰師のとしての一定の専門性の水準を保ち、施設や教育道具などを充実させ、勤務時間を適切に調整すること、待遇を良くすること、研修制度を充実させること、時に複数の育嬰師が共同で共学しながら育児をすることなどで育嬰師は増加し、育嬰師が育児の社会的支援に貢献できるのである。

第8章 総合考察

1. 仮説に即した考察

中国の法律により、最低の結婚年齢は女性が20歳で、男性が22歳である。20歳代後半・30歳代前半に出産した人が多く、経済的に余裕があつてから子どもを産むことを考えるようになった家族が多い。妊娠したことを知った時、夫婦とも喜び、これからの3人の生活を期待している。しかし、経験などが不足の為に、これからの育児において、保護者が何らかの不安を持っているとみられる。回答者の中に、母親が他の保護者より圧倒的に多く育児に参加している。育児支援の具体的な内容としては、「赤ちゃんの世話」・「子育て相談」・「悩みの相談」が多く、これに応じてゆくことが必要である。一人っ子政策のため親が未熟であることが多いこともあるので、子どもの発達に関する知識や経験などが不足している。伝統的な祖父母による子育てという考え方も多く、祖父母に育児支援を期待しているが、親たちの有職、祖父母の高齢・病弱・伝統的な子育て方法の弱い所があるなどの理由で、専門家による育児指導が必要である。

本研究では3つの研究仮説を設定し、第1の仮説は家族形態別によって求める支援の内容は異なるかを確認することであったが、これについては、家族形態別に分けて見ると、核家族の場合は親族と別居という不利な条件の為、全て外部に委託する育児の社会的支援を求めていることが明らかになった。一方、祖父母を含む直系家族は、祖父母世帯と若夫婦が同居・近居をしている条件で、家族・親族というネットワークを持ちながらも、育児と出産・育児支援を外部に委託する育児の社会的支援を求めている。従って、全体として育児の社会的支援を求めているが、家族形態別によって求める支援の内容は異なると考えられ、家族形態別に支援内容が異なっていることが確認できた（仮説1）。

第2の仮説は母親の就労タイプ別に検討し、データを収集し、全体として育児の社会的支援を求めているが、母親の就労タイプ別によって求める支援の内容は異なるかを確認することであったが、これについても、母親の就労タイプ別によって求める支援の内容は異なることが確認できた（仮説2）。専業主婦には、家事や育児に縛られ、社会的活動からの疎外感をもつ為、苦悩は単に談笑できる仲間をもつことで解決されるものではなく、在宅育児への支援や地域活動や再就職を通して社会的、経済的自立の道を助ける育児の社会的支援の大切さが示唆された。また、自営業・正規雇用・短期就労の母親には、ある程度社会的活動をしているが、働く勤務形態や勤務時間帯の多様化の為、仕事と子育てを両立さ

せる為には、通常の保育に加え、低年齢児保育や延長保育・特定保育（保育期間を柔軟に選択できる）を普及させることが必要であり、病気など子どもの面倒をみられない場合に備え、病児保育の体制を整備することに応じてゆくことが大切である。

第3の仮説は、育嬰師の専門性の構造を分析して、育嬰師が育児の社会的支援に貢献しているかを確認することであったが、育嬰師のインタビュー調査によると、肯定的にとらえていることが明確になった。育嬰師のインタビュー調査から見ると、育嬰師は、この仕事が育児の社会的支援に貢献できており、達成感を得て、特に、肯定的に捉えており、子どもの身体、視覚、聴覚、知能、言語、情緒、社会性の育成には有効であると考えている。よって、仕事の継続意識も強いと考えられる。

管理機関が育嬰師の国家試験で育嬰師としての一定の専門性の水準を保ち、施設や教育道具などを充実させ、勤務時間を適切に調整すること、待遇を良くすること、研修制度を充実させること、時に複数の育嬰師が共同で共学しながら育児をすることなどで育嬰師は増加し、育児の社会的支援にさらに貢献できる。従って、育嬰師が育児の社会的支援に貢献できることが確認できた（仮説3）。

2. 総合考察と今後の課題

調査全体の結果では、育児を求められるの社会的支援の具体的な内容としては、「赤ちゃんの世話」・「子育て相談」・「悩みの相談」が多く、これらに応じてゆくことが必要である。一人っ子政策のため親が未熟であることが多く、子どもの発達に関する知識や経験などが不足しがちである。伝統的な祖父母による子育てという考え方も強く、祖父母に育児支援を期待しているが、親たちの有職、祖父母の高齢・病弱・伝統的な子育て方法の弱い所があるなどの理由で、専門家の育児指導が必要である。

また、中国の法律により、最低の結婚年齢は女性が20歳で、男性が22歳である。20歳代後半・30歳代前半に出産した人が多く、経済的に余裕ができてから子どもを産むことを考えるようになった家族が多い。妊娠したことを知っていたから夫婦とも嬉しく、これからの3人の生活を期待している。しかし、経験などが不足しているために、今後の育児において、保護者が何らかの不安を持っている。調査対象の105家族のうち72家族は育児的支援を期待している。育児の経験が薄いため、育児指導に関心があり、出産した後、夫婦とも嬉しい気持ちが非常に高いが、不安な気持ちも苦痛の気持ちも高く、育児の社会的支援が必要があると考えている。

育児支援の相手については、伝統的な祖父母による子育てという考え方が多い。しかし、経済的に安定している人は、親たちの有職、祖父祖母の高齢・病弱、伝統的な子育て方法の弱い所があるなどの理由で、子どもの世話ができないこともある。特に、赤ちゃんの世話・悩みの相談・子育ての相談など社会的支援を非常に期待しているが、安定した育児をするためには、家事負担の軽減・もっと科学的に、家政婦・育嬰師を雇って家事・育児を代行してもらうことも必要になる。すなわち、行政の専門家による育児支援と育嬰師・家政婦（ベビーシッター）の育児支援と家族による育児支援とを連携させて、総合的な育児の社会的支援の必要性を検討することが必要であろう。

育児の社会的支援の具体的な内容としては、「赤ちゃんの世話」・「悩みの相談」・「子育て相談」が多いため、乳幼児の早期ケアと教育に関する専門的資格の養成教育を受けた育嬰師が期待される。育嬰師は、地域の事情に応じ、そして利用者・家族のニーズに基づく総合的な子育て支援の施策・体系化などを研究し、さらに、人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うような態度が認められ、活躍が期待されている。

育児の社会的支援が実現すると、母親の情緒が安定し、子どもに言葉をかけ、日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようになる。このような多様な体験を通じて子どもの豊かな感性を育て、創造性を豊かに育てることができる。よって、子どもの心身の豊かな発達を保障し、虐待を予防するためにも、育児の社会的支援が必要になる。

核家族の場合、直系家族と比較すると、核家族のほうで出産後に「鬱な気持ち」を感じた母親が少ないとの傾向であったが、これは親族との別居という不利な条件のもとで、できる限り核家族で育児をするというタイプである。また、中国都市部では流動的な人口、厳しい住宅事情などの理由で、皆が両親と同居・近居できるわけではない。仮に祖父母世帯と若夫婦が同居・近居をしている場合も、祖父母世帯が、有職、高齢、病弱などの理由で、子どもの世話ができないこともある。家事負担の軽減のために、育嬰師・家政婦を雇って家事・育児を代行してもらうことが一般的に行われている。特に、「赤ちゃんの世話」や「子育て相談」・「悩みの相談」は、外部からという育児の社会的支援を求める傾向が強いと考えられる。

また、直系家族の場合、核家族と比較すると、直系家族のほうで出産後に「鬱な気持ち」を感じた母親が多いとの傾向であり、出産前後に「悩みの相談や話し相手」を必要とした母親が比較的多いとの傾向が確認された。直系家族については、2つのタイプが考えられ

る。1 番目のタイプは、全面的には、母親以上に、あるいは母親代わりに、親族が育児に深く関わっている「育児に主な担い手である親族」タイプである。それに、2 番目のタイプは、生活習慣など日常的な世話に力を入れている傾向がある「重要な分担者としての親族」タイプである。祖父母世帯と若夫婦が同居・近居をしている条件で、家族・親族というネットワークを持ちながらでの育児と出産・育児支援を外部に委託する社会的支援を求めていると考えられる。

正規雇用の母親の場合、働く勤務形態や勤務時間帯の固定のため、家族・親族というネットワークでの育児と出産・育児支援の外部に委託する社会的支援を求めている。出産のための育児休暇の後に復職を希望する母親には、復職しやすい職場環境や労働条件の柔軟な対応が求められる。母親が自営業の場合、働く勤務形態や勤務時間帯の多様化のため、家族・親族というネットワークでの育児と出産・育児支援の外部に委託する社会的支援を求めている。通常の保育に加え、低年齢児保育や延長保育を普及させることが必要である。また、病気など子どもの面倒をみられない場合に備え、病児保育の体制を整備することも大切であるとする。母親が専業主婦の場合はデータ数が少ないため、データ数が多くなった場合には異なる傾向が見られる可能性も比較的高いと思われるが、今回の調査結果からは次のような傾向が読み取れた。出産前後に必要なとした支援に関しては「病院受診の手助け」が8割強と最も高く、「子どもの一時預かり」「子育ての相談」「赤ちゃんの世話」も多かった。専業主婦の場合、今後必要とする支援に関しては、最も多いのは「保健師による訪問」で8割強、「子どもの世話を毎日」「経済的支援」も多かった。このことは、中国においては、在宅育児への支援や地域活動や再就職を通して、母親に社会的、経済的自立の道を助ける育児の社会的支援が必要になる。母親が短期就労（その他）の場合、社会的支援の要望は他の就労タイプと比べて少ないように思われるが、仕事と子育てを両立させるためには、家族・親族というネットワークでの育児と出産・育児支援の外部に委託する社会的支援を求めているのである。職場だけでなく地域団体が協力して子育てに取り組んでいく事（育児師など）と特定保育（保育期間を柔軟に選択できる）を充実させることが重要であろう。

以上のように、専業主婦の場合、家事や育児に縛られ、社会的活動からの疎外感をもつため、苦悩は単に談笑できる仲間をもつことで解決されるものではなく、在宅育児への支援や地域活動や再就職を通して社会的、経済的自立の道を助ける育児の社会的支援の大切

さが示唆された。また、自営業・正規雇用・短期就労の母親の場合、ある程度社会的活動をしているが、働く勤務形態や勤務時間帯の多様化のため、仕事と子育てを両立させるためには、通常の保育に加え、低年齢児保育や延長保育・特定保育（保育期間を柔軟に選択できる）・病児保育を普及させることが必要である。また、それぞれの家庭の実態に応じて柔軟に対応できる育嬰師の役割も期待できると考えられる。

0～3歳の乳幼児の育児の社会的支援として、育嬰師の役割が大きいことが確認できた。今後の課題として、育嬰師自身のレベルアップ（子どもの生理・心理・社会面など、視野・守備・範囲を広げることで育児の質を上げる）と共に関係機関（社区、保健所、病院等）との連携により、育嬰師がプロとして、成長できるような支援体制の確立も必要である。また、国家資格化や待遇を改善して、育嬰師が安心して働けるような労働環境を整えることも課題となる。育児の社会的支援の内容は、各人・各家庭によって、様々で個人差にも大きい。多くの家庭で育嬰師を活用できるよう養成機関の充実と費用の助成も検討する必要がある。

今後の課題として、関係者への詳細な面接を通して、各人、各家庭が求めている育児の社会的支援の内容をより詳細に明らかにすることである。このことが実現した時、各家庭や育嬰師・専門機関がどういう形で連携していくことが良いかが明らかとなり、育児の社会的支援の全容が明らかになるであろう。

謝辞

最後に、研究のアンケートやインタビューに協力して下さり多くの貴重なご意見を下さった子どもを持つ保護者・育嬰師の方々に心から感謝申し上げます。そして、長期にわたり研究計画から論文作成に至るまで、貴重なご指導やご助言を頂きました蓑毛良助 教授並びに中山福祉社会学研究科長・田畑洋一客員教授をはじめ鹿児島国際大学大学院の先生方や周りの大学院生の方々に深く御礼を申し上げます。

引用文献

- 網野武博 (2002). 『児童福祉学 (子ども主体) への学際的アプローチ』 東京: 中央法規出版.
- 青木紀久代 (2012). 「中国瀋陽における子育て事情—幼児教育施設と学校を訪ねて」『子育て支援と心理臨床』. 子育て支援合同委員会, 6 : 33-38.
- 牛黎濤 (2001). 「現代中国における「子育て」文化の変容—一人っ子研究の現状を踏まえて—」『仏教文化学会紀要』. 仏教文化学会, 10 : 37-47.
- 原ひろ子・館かおる (1991) 『母性から次世代育成力へ—産み育てる社会のために』 東京: 新曜社.
- 林浩康 (1998). 「現代社会における子育て観の揺さぎ」. 『北星論集』. 35 : 97-110.
- 平塚知真子 (2006). 「子育て支援と『親になる』ための学びに関する考察—『親のコミュニティ形成』に着目して—」『筑波大学大学院教育研究科教科教育専攻学校教育コース、修士論文』. 1-10.
- 池田祥子 (2003) 「『子育て支援』という社会的理念の検討—『子育て・教育』の閉塞感を拓くために—」. 大場幸夫『育つ・ひろがる〈子育て支援〉』東京: トロル出版部. 35-45.
- 一見真理子 (2008). 「全人民の資質を高める基礎早期の教育—中国」. 泉千勢・汐見稔幸・一見真理子 (共著). 『世界の幼児教育・保育改革と学力』 東京: 明石書店. 214-241.
- 郭莉莉 (2014). 「都市の少子化と子育て支援ネットワークに関する日中比較研究—札幌・北京調査を事例に—」. 『現代社会学研究』 27 (1-18) : 1.
- 金田利子、斎藤政子 (2004) 「21 世紀家族の創造とその援助の視点」『家族援助を問い直す』 東京: 同文書院. 10-11.
- 金子勇 (2006) 『少子化する高齢社会』 東京: 日本放送出版協会.
- 笠野恵子 (2017). 『保育におけるソーシャルワーク研究』 (鹿児島国際大学大学院福祉社会学研究科社会福祉学専攻、博士論文).
- 木脇奈智子 (2012) 「多様化する『子育て支援』の現状と課題: 新たなニーズとそれに対応する事例から」『藤女子大学 QOL 研究所紀要』 7 (1) : 37-43.
- 厚生労働省 (2015) 「子ども・子育て支援平成 27 年度実施状況」.
- 毎日新聞児童虐待取材班 (2002) 『殺さないで児童虐待という犯罪』 東京: 中央法規出版

社.

松木洋人 (2011) 「子育て支援の社会的インプリケーション」『東京福祉大学・大学院紀要』2 (1) : 13-21.

養毛良助・趙陽 (2012). 「虐待の予防に関する一考察～ハイリスクの母親の支援を中心として」. 『鹿児島国際大学福祉社会学部児童相談センター年報』25 : 6-16.

森谷育代 (2000) 「児童虐待防止のための子育て支援に関する考察-ジェンダー問題の視点から」『月刊社会教育』44 (9) : 62-67.

森田美佐 (2011). 「『子育て支援』はもう十分か?-2000年代からの日本の子育て支援策の成果と課題」『高知大学教育学部研究報告』71 : 187-196.

村本邦子 (2003) 「虐待・暴力とジェンダー-子育て支援の現場から」解放教育研究所編『解放教育』(1) 明治図書出版社. 12-33.

内閣府 (2009) 「少子化社会対策白書 平成 21 年度」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/.../w-2009/.../21honpen.html>2017. 1. 10

内閣府 (2012) 『平成24年版子ども・子育て白書』156.

中田照子 (2015). 「子ども子育て支援法の紹介・幼保一元化に向けて」『社会福祉とジェンダー』乙部由子・山口佐和子・伊里タミ子編 東京：ミネルウェア書房. 237-245.

日本子ども家庭総合研究所 (2009). 『子ども虐待対応の手引き』東京：恩賜財団母子愛育会.

野澤正子 (1996). 「子育て支援概念と保育所保育の方法技術：『措置保育』から『子育て支援保育』への転換」『社会問題研究』46-1 : 1-19.

NPOと行政の地域円卓会議 (2013). 「孤立化する子育て家庭を地域でどう支えていくのか」 : 5. https://www.aichi-npo.jp/5_NPO_shien/1_aichiken/3_roadmap/road-map.pdf

OECD (2006) *Starting Strong II. Early Childhood Education and Care*. Paris:OECD Publishing

大橋史恵 (2004) 「家政サービスについての議論の変遷-20年間の変化と課題」『中国女性史研究』13 : 1-2.

岡健、久保田力、望月威征、大場幸夫 (2003) 「支援をめぐる混乱はどこからくるのか・対談」『育つ・ひろがる〈子育て支援〉』東京：トル出版部. 1-10.

岡本裕子 (2002). 「成人女性のアイデンティティおよび子育て意識に関する日中比較研究」

- 『日本家政学会誌』. 日本家政学会、53 (2) : 65-198.
- 翁文静 (2009). 「現代中国都市部における出産事情—上海市の事例から」『九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻院生論集』. 九州大学大学院人間環境学研究院国際教育文化研究会、9 (6) : 163-174.
- 翁文静 (2010). 「中国都市部における育児支援について—上海市徐汇区の事例から」『九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻院生論集』. 九州大学大学院人間環境学研究院国際教育文化研究会、10 (6) : 31 - 41.
- 翁文静 (2011). 「中国上海市における育児の外部化について - 家政婦雇用の背景を中心に」『九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻院生論集』. 九州大学大学院人間環境学研究院国際教育文化研究会、11 (6) : 33-43.
- 王丽茹・李興春 (2015). 『月嫂服务一本通』中国：北京人民军医出版社.
- 落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編 (2007) 『アジアの家族とジェンダー』、勁草書房.
- 落合恵美子 (2013) 「第6章ケアダイヤモンドと福祉レジーム—東アジア・東南アジア6社会の比較研究」『親密圏と公共圏の再編成—アジア近代からの問い』京都：京都大学学術出版会、177-200.
- 劉郷英 (2013). 「中国における乳幼児教育・保育の動向と保育者養成改革の現状と課題に関する検討」『福山市立大学教育学部研究紀要』. 福山市立大学教育学部、1 (1) : 135-147.
- 才村純 (2005). 『子ども虐待ソーシャルワーク論』東京：有斐閣.
- 崔淑芬 (2014) 「中国チベットにおける児童福祉現状の一考察」『筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短期大学部紀要』9 : 109-121.
- 鄭楊 (2003) 「中国都市部の親族ネットワークと国家政策—3都市における育児の実態調査から」『家族社会学研究』14 (2) : 88-98.
- 曾毅・顧宝昌・郭志剛 (編) (2010). 「低生育水平下的中国人口与经济发展」『第13章 从(以人为本)科学发展观看尽快启动二孩晚育软着陆』中国：北京大学出版社、191-219.
- 寺田恭子 (2012) 「親子の主体性育成を目的とする子育て支援に関する一考察—『親と子の関係性』に着目して—」『プール学院大学研究紀要』52 : 163-175.
- 所貞之 (2004). 「『子育て支援』の福祉的アプローチの理論化に向けた基礎的研究」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』6 : 31-44.

湯彦俊 (2017) 「上海・シートリップ社内託児所で虐待 託児所運営会社が謝罪」

http://www.afpbb.com/articles/-/3150059?cx_position=12. 2017/12/07

The World`s Mother Salon (2016) 「虐待を罰する法律がない！—中国の子どもの虐待の現状—」 <http://wm-salon.com/chineseabuse-yuki/>.

山根常男 (1986) 『家族と人格 家族の力動理論をめざして』東京：家政教育社.

楊發祥 (2011) . 『低生育社会的来临-中国生育革命与政策抉择』中国：华东理工大学出版社.

在瀋陽日本国総領事館ホームページ

http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/northeast/neintroduction/northeast_1_1_1.htm

参考文献

- 荒井良雄など（2008）.『中国都市の生活空間』京都：株式会社ナカニシヤ出版.
- 朝日新聞ホームページ
- <https://kotobank.jp/word/%E8%87%AA%E7%94%B1%E6%A5%AD-526496>
- http://www.shotokuen.or.jp/a_vara/boshi_seikatsu.html
- 藤枝博（2004）.「中国学前教育の現状と展望 - 比較教育学の視座から」『鳴門教育大学研究紀要』. 鳴門教育大学.
- 福島富士子・みつひひろみ（2014）.『産後ケアー なぜ必要か 何ができるか』東京：岩波書店.
- 原史子（2008）.『児童虐待調査に見る家族的背景と支援課題』「金城学院大学論集」社会科学編.
- 一見真理子など（1997）.『諸外国における - 保育の現状と課題』東京：株式会社世界文化社.
- 一見真理子（2002）.チャイルド・リサーチ・ネット
- <http://www.crn.or.jp/LIBRARY/CIR/0003.HTM>
- 星山麻木（2009）.「母親と家族を支えるという視点 - さまざまな挑戦」『保健の科学』東京：杏林書院.
- 石坂孝喜（2009）.「保育所での乳幼児の生活体験と自立-日常生活体験の保育プログラム化に向けて」『生活体験学習研究』.
- 嘉数朝子・當山りえ・石橋由美（1999）.「探索活動と乳幼児保育」『琉球大学教育学部紀要』第一部・第二部.
- 金子恵美（2009）.『保育所における家庭支援』全国社会福祉協議会.
- 柏女霊峰・山本真実・尾木まり・ほか（1999）.「子ども家庭サービスの供給システムのあり方に関する研究（3） - 保育所実施型地域子育て支援センターの運営及び相談活動分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』.
- 仇朝東（2013）.『職業技術鑑定考核指導手冊— 母嬰護理』中国：中国労働社会保障出版

社.

胡晓 (2012). 『月嫂 让人欢喜让人忧』 中国: 爱情婚姻家庭 (优生代) .

久保田まり (2010). 「児童虐待における世代間連鎖の問題と援助的介入の方略: 発達臨床心理学的視点から」. 『社会保障研究』. 4.

小浜正子・松岡悦子 (2014). 『アジアの出産と家族計画—「生む・産まない・産めない」身体をめぐる政治』 東京: 勤勉出版.

木脇奈智子 (2012). 「多様化する「子育て支援」の現状と課題: 新たなニーズとそれに対応する事例から」『藤女子大学 QOL 研究所紀要』.

馬梅英編 (2010). 『十月妊娠、一日分娩』 中国: 江蘇科学技術出版社.

前川啓示 (2000). 『開発の人類学— 接合から翻訳的適応へ』 東京: 新曜社.

マルセル・モース (1976). 『社会学と人類学 II』 東京: 弘文堂.

松岡悦子 (2014). 『妊娠と出産の人類学 リプロダクションを問い直す』 京都: 世界思想社.

南彩子 (2009). 『社会福祉士養成教育における自己省察学習教育の有効性の検証』 (関西学院大学院総合政策研究科2008年度博士学位論文) .

鍋倉早百合 (2006). CiNii論文 - 自分の子どもを虐待した母親の研究—養育のための社会保障の充実を求めてホームページ

中山恒彦 (1999). 「児童福祉法の解説」. 児童福祉法規研究会.

西山佐代子 (2005). 「社会主義市場経済政策下中国の幼稚園行政に関する研究」『季刊北海学園大学経済論集』. 北海学園大学.

西澤哲 (2004). 『子どもの虐待—子どもと家族への治療的アプローチ』. 東京: 誠信書房.

西澤哲 (2017). 「急増する児童虐待—その社会的な背景を探る」

<https://www.nippon.com/ja/currents/>. 2017/12/7

野田正人 (2010). 『各国の福祉事情』『月刊福祉』. 全国社会福祉協議会.

小川恭子 (2015). 「児童養護施設保育士に求められるソーシャルワーク機能: 日常生活支援を通して」『藤女子大学人間生活学部紀要』.

- 小木曾宏 (2010) . 「児童養護施設・児童自立支援に入所する児童の現状と支援施策の課題」. 『社会保障研究』. 4.
- 岡田武史 (2017) . 「2016 年末の中国の総人口は 13 億 8271 万人、前年末から 809 万人増—中国国家统计局」 ホームページ
<http://www.recordchina.co.jp/b161625-s0-c30.html>
- 岡村重夫 (1983). 『社会福祉原論』 全国社会福祉協議会.
- 大日向雅美 (2010) . 内閣府ホームページ
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/outline/k_1/sl_1ohinata.html
- 翁文静 (2013). 「中国都市部における伝統的育児道具・技法とその変容 - 股割れズボンとやり手水を中心に」 『九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻院生論集』. 九州大学大学院人間環境学研究院国際教育文化研究会.
- 雷倩・村山祐一 (2007). 「親の子育て意識に関する日中比較研究 - 鳥取県・中国 (荊州市) の親の子育て意識調査より」 『鳥取大学生涯教育総合センター研究紀要』. 鳥取大学.
- 梁秋梅 (2012) . 『月嫂陪护对产妇身心健康的影响』 中国：医学理论与实践.
- 社団法人全国ベビーシッター協会 (2002). 『ベビーシッター講座 1 理論編』 東京：中央法規出版株式会社.
- 才村純 (2005) . 『子ども虐待ソーシャルワーク論—制度と実践への考察』 有斐閣
- 坂元一光・アナトラ・グリシャナティ (2008) . 「ビュシュック育児とその再編— 中国新疆ウイグルの産育文化の一側面」 『九州大学大学院研究紀要』. 九州大学大学院人間環境学研究院国際教育文化研究会.
- 佐藤学 (2012) . 『学校を改革する—学びの共同体の構想と実践』 岩波ブックレット.
- 芝野松次朗 (2015) . 『ソーシャルワーク実践モデルの D&D—プラグマディック EBP のための M-D&D』 有斐閣.
- 新川泰弘 (2006) . 「地域子育て支援拠点利用と子育て環境変化との関連性」 『三重中京大学短期大学部論叢』.
- 新川泰弘 (2017) . 「地域子育て支援拠点におけるファミリーソーシャルワークの学びと

- 省察」.『社会福祉学』.58.
- 汐見稔幸 (1996).『幼児教育産業と子育て』東京：岩波書店.
- 曹能秀・無藤隆 (2006).「中国における幼児教育の現状と課題」『お茶の水女子大学子ども発達教育研究センター紀要』. お茶の水女子大学.
- 杉山登志郎 (2005).『二十世紀の子育てと発達支援』東京：少年写真新聞社.
- https://www.soka.ac.jp/files/ja/20170512_155456.pdf
- 住田正樹・山瀬範子・片桐真弓 (2012).「保護者の保育ニーズに関する研究-選択される幼児教育・保育-」『放送大学研究年報』.
- 朱家雄 (2006).「上海における就学前教育の状況」『幼児の生活アンケート・東アジア5都市調査Benesse』 教育研究開発センター.
- 鈴木浩之 (2007).「子ども虐待」への保護者参加型支援モデルの構築を目指して：児童相談所における家族再統合についての取り組み」『社会福祉学』48 (3) .
- 高橋重宏 (2008).『子ども虐待』東京：有斐閣.
- 高野亜紀子 (2014).「保護者支援から見る子どもをとりまく環境の今日的課題」『東北福祉大学研究紀要』.
- 田澤薫 (2011).「幼保一化の可能性に関する史的研究」『保育学研究』.
- 天童陸子 (2004).『育児戦略の社会学— 育児雑誌の変容と再生産』京都：世界思想社
- 徳岡博己 (2003).「児童養護施設における親子関係の継続、修復（構築）、再統合への取り組み」『日本子どもの虐待防止研究会第9回学術集会京都大会プログラム抄録集』.
- 姚毅 (2009).「産後の養成坐月子— 中国」『アジアの出産— リプロダクションから見る文化と社会』東京：勉誠出版.
- 津崎哲郎 (2010).「児童相談所の取り組みの現状と今後の課題」.『社会保障研究』.4.
- 趙嘉然 (2006).『職業技術・職業資格培訓練教材— 母嬰護理』中国：中国労働社会保障出版社.
- 张宏洁 (2007).『北京市‘月嫂’从业状况的研究』中国：中国医疗前沿.2 (22) .
- 山縣文治 (2001).「子ども家庭福祉とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク学会誌』

21.

山本理絵など (2007). 「父親と母親は育児を共同化できているか」『父親・母親・保育者
三万人の声』から見えてきた子育てと保育特急』京都：ミネルヴァ書房.

大和総研リーディングアジアホームページ

http://www.dir.co.jp/consulting/asian_insight/120621.html アクセス 2012/6/21

安井真奈美 (2014) . 『出産の民俗学・文化人類学』東京：勉誠出版.

安井真奈美 (2014) . 『出産の民俗学・文化人類学—第三次お産革命にむけて』京都：昭
和堂.

杨丽・朱明瑶・尹毅 (2011) . 『月嫂陪护对婴儿健康影响的调查分析』中国：护理学杂志.

資料 1

子育て環境についての中国に関するアンケート調査

【調査協力をお願い】

現在は子育て自体が非常に難しい時代と言われています。子育ては親を中心としていますが、社会的支援も必要です。そこで、現在子育て中であるお母さんの子育ての実情（子育ての悩み、母親の個人的な悩み、支援ネットワークの状況など）と必要としている子育て支援は何かを知り、子どもと母親が安心して子育てのできる地域社会はどのようにあるべきか、また、どのようなサポートが求められているのかを考察し、今後の子育て支援やネットワークの形成に役立つ目的でこの調査票を作成しました。

なお、この調査票では、無記名回答とし、回答内容は全てデータとして分析・処理するため、個人名が特定されるご心配は一切ございません。保護者の皆様のプライバシーを十分に配慮することをお約束いたします。調査結果は、博士論文としてまとめ、また、学会や各行政機関、子育て支援者の研修等に反映していきますが、目的以外の使用はいたしません。

考察する上での資料として皆様の貴重な子育ての現状とご意見をお聞かせ下さいませようをお願い致します。

研究指導者：鹿児島国際大学大学院 福祉社会学研究科
教授 蓑毛 良助
鹿児島国際大学大学院 福祉社会学研究科
博士後期課程 趙 陽
891-0197
鹿児島県鹿児島市坂之上 8-34-1
TEL：099-263-0506
FAX：099-261-3299

【ご記入上のお願い】

1. 質問文の該当する数字に○をつけてください。
2. 回答選択肢の中の「その他」を選択した場合はできるだけ具体的内容を（ ）内にご記入下さい。

【調査票の回収方法】

ご回答いただきましたアンケート調査用紙は、1 カ月後、筆者が家庭訪問して回収いたします。
ご面倒をおかけしますが、よろしくお願い致します。

アンケートにお答えくださる方へ

当てはまるものに○をつけ、または数字を入れてください

1. あなたの年齢
1. 11-20 歳 2. 21-30 歳 3. 31-40 歳 4. 41-50 歳 5. 51-60 歳 6. 61-20 歳
7. その他
2. あなたの性別
1. 男性 2. 女性
3. お子様から見たあなたとの続柄を教えてください。
1. 父 2. 母 3. 祖父 4. 祖母 5. その他 ()
4. あなたの職業
1. 専業主婦 2. 会社員 3. 自営業 4. 農業 5. 公務員 6. パート 7. その他 ()
5. お子様の父親の職業
1. 公務員 2. 会社員 3. 自営業 4. 農業 5. 無職 6. パート 7. その他 ()
6. お子様の母親の職業
1. 公務員 2. 会社員 3. 自営業 4. 農業 5. 無職 6. パート 7. その他 ()
7. 育児を主の担当している人は誰ですか？
1. 夫婦 2. 母親のみ 3. 父親のみ 4. 母親と祖父 5. 母親と祖母
6. 母親と母親の姉妹 7. その他 ()
8. あなたには兄弟姉妹が何人いますか？ (あなたを含めて)
1. 一人 2. 二人 3. 三人 4. その他 () 人
9. あなたと同居している家族構成についてお尋ねします。 (母親の立場から)
1. 夫婦と子どものみ 2. 父方 (曾祖父、曾祖母; 祖父、祖母) 3. 母方 (曾祖父、
曾祖母; 祖父、祖母) 4. その他 ()

あなたに妊娠・出産についてお尋ねします。

妊娠に気づいたときのことを、思い出してください。

10. あなたは、うれしい気持ちがありましたか？
1. 全くそうではない 2. あまりない 3. まあそうである 4. とてもそうである
5. わからない
11. 父親は、うれしい気持ちがありましたか？
1. 全くそうではない 2. あまりない 3. まあそうである 4. とてもそうである
5. わからない
不安な気持ちがありましたか？
1. 全くそうではない 2. あまりない 3. まあそうである 4. とてもそうである
5. わからない
あなたは妊娠中にどんな支援があれば一番重要と思いますか？ (複数選択可能)
1. 経済的支援 2. 相談的支援 3. 生活的支援 4. 育児指導 5. その他 ()

出産した直後のこと (2 カ月まで) を、思い出してください。

12. あなたは妊娠中にうれしい気持ちがありましたか？
1. 全くそうではない 2. あまりない 3. まあそうである 4. とてもそうである
5. わからない
あなたは妊娠中に不安な気持ちがありましたか？
1. 全くそうではない 2. あまりない 3. まあそうである 4. とてもそうである
5. わからない
あなたは妊娠中に気分が落ち込むなど鬱な気持ちがありましたか？
1. 全くそうではない 2. あまりない 3. まあそうである 4. とてもそうである
5. わからない

あなたは妊娠中に苦痛などしんどい気持ちがありましたか？

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

妊娠・出産後にまつわることで誰かの支援が必要であったか思い出して下さい。

13. 誰かの手助けが必要でしたか？

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

誰かの手助けが必要と答えた方にお尋ねします。

これまでどのような手助けが必要だったか内容について、項目ごとにお答えください。

14. 経済的支援

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

部屋の掃除や洗濯、食事の準備など周りの整理

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

赤ちゃんの世話（沐浴・オムツ交換など）

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

赤ちゃんの一時預かり

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

病院受診の手助け（運転など）

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

子育ての相談

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

自分の悩みの相談や話し相手

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

夫や家族との語らいの時間的余裕

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

その他（ ）XXXXXXXX

あなたは、今後（今を含む）どのような支援がほしいと考えていますか？

15. 経済的支援がほしい。

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

経済的支援（月/ 万円） 2）XXXXXXXX

16. 子どもの世話を毎日頼める人がほしい。

1. 全くそうではない
2. あまりない
3. まあそうである
4. とてもそうである
5. わからない

誰に子どもの世話を毎日頼みたいですか？

1. 夫
2. 父親、母親
3. 兄弟、姉妹
4. その他（ ）

17. ホームヘルプサービス
1. 全くそうではない 2. あまりない 3. まあそうである 4. とてもそうである
5. わからない
- 保健師の家庭訪問（相談・指導）
1. 全くそうではない 2. あまりない 3. まあそうである 4. とてもそうである
5. わからない
- 周囲幼稚園、児童館や遊園地など遊び場提供
1. 全くそうではない 2. あまりない 3. まあそうである 4. とてもそうである
5. わからない
- 子育て仲間（育児サークルへの参加）
1. 全くそうではない 2. あまりない 3. まあそうである 4. とてもそうである
5. わからない
- 病児保育をしてくれる施設、どんなことをしてほしい？（複数選択可能）
1. 良い医療環境 2. 優れた医療設備 3. 優れた医療技術 4. 何にもいない
その他（ ）XXXXXXXX
18. あなたは、幼い時つらい体験がありましたか？（複数選択可能）
1. ない 2. 体罰 3. 無視 4. 言葉の暴力 5. 育児放棄 6. その他（ ）
19. あなたは、育児上でいらいらしたことがありますか？
1. 全くそうではない 2. まあそうである 3. とてもそうである 4. わからない
- あなたは、育児上でいらいらした時、子どもにどのように対応していますか？
1. 普段通り 2. 体罰 3. 無視 4. 言葉の暴力 5. 育児放棄 6. その他（ ）
- あなたは、育児上で、いらいらした時、どのような方法で発散していますか？7
1. 家事 2. 買い物 3. 話す 4. 歌う 5. 酒を飲む 6. その他（ ）
20. あなたは、子どものことで、専門機関、専門家に相談したことがありますか？
1. ない 2. 専門機関に相談した 3. 専門家に相談した
- 「専門機関に相談した」と答えた方にお尋ねします。
- どこに相談にいきましたか？（複数選択可能）
1. 警察 2. 病院 3. 児童養護施設 4. ママ友 5. 近所の人 6. 社区 7. その他
（ ）

あなたは、「虐待」についてどのように考えていますか？

21. 「虐待」という言葉を聞いて、どんな気持ちになりますか？
1. 何とも思わない 2. 予防しないとイケないと思う 3. 暗い気持ちになる
4. 怖い気持ちになる 5. 不安な気持ちになる 6. その他（ ）
22. あなたは「虐待」に対して、どのような態度を取りそうですか？
1. 自分もやる危険性がある 2. 自分は絶対にしない 3. その他（ ）
- あなたはもし「虐待」しそうになった時、誰に相談しますか？（複数選択可能）
1. 夫 2. 親 3. ママ友 4. 近所の人 5. 専門家 6. その他（ ）
23. あなたは、虐待経験のある人の経験談を聞きたいですか？
1. 全くそうではない 2. まあそうである 3. とてもそうである 4. わからない
24. 近所で虐待らしい情報が入った時、どこに通報しますか？（複数選択可能）
1. 警察 2. 学校 3. 幼稚園・保育所 4. 児童養護施設 5. 病院
6. その他（ ）
25. あなたは虐待と社会的支援の有無とが、関係あると思いますか？
1. 全く関係ない 2. どちらかというと関係がある 3. とても関係がある 4. わからない

調査へのご協力ありがとうございました

中国社会育儿环境需求问卷调查（中国語版）

你好！

本次调查的目的是为了了解现今社会育儿环境的需求量，以及育儿的相关机构的应对情况，从而分析这些相关机构的需求量以及不足。本次调查为不记名方式，不涉及个人隐私，结果将用于学术研究，感谢您利用点滴时间留下您对育儿现状的宝贵意见。

1. 您的年龄（ ）岁

下面问题，请根据自己的实际情况或想法，选择相应的数字。

2. 您的性别

1. 男 2. 女

3. 您是孩子的

1. 爷爷 2. 奶奶 3. 外公 4. 外婆 5. 爸爸 6. 妈妈 7. 其他

4. 您的职业是

1. 公司职员 2. 自营业 3. 农业 4. 公务员 5. 计时工 6. 专职主妇 7. 退休 8. 其他

5. 孩子父亲的职业

1. 公司职员 2. 自营业 3. 农业 4. 公务员 5. 计时工 6. 无业 7. 退休 8. 其他

6. 孩子母亲的职业

1. 公司职员 2. 自营业 3. 农业 4. 公务员 5. 计时工 6. 专职主妇 7. 退休 8. 其他

7. 主要负责带孩子的是？（可多选）

1. 爷爷 2. 奶奶 3. 外公 4. 外婆 5. 爸爸 6. 妈妈 7. 其他

8. 您有几位兄弟姐妹

1. 独生子女 2. 两位 3. 三位 4. 四位 5. 五位 6. 六位

9. 孩子的居住环境（可多选）

1. 与父母 2. 与爷爷奶奶 3. 与外公外婆 4. 其他

请回忆一下，当您知道有了孩子的时候

10. 您非常的高兴吗？ 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道

11. 孩子父亲非常的高兴吗？ 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道

12. 有没有担心的事？ 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道

13. 怀孕的时候希望得到哪方面的帮助了吗？（可多选）

1. 经济援助 2. 心理辅导 3. 生活支援 4. 育儿知识 5. 其他（ ）

请回忆一下，孩子刚刚出生时：

14. 您非常的高兴吗？ 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
15. 有没有不安或担心？ 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
16. 有没有感觉心情烦躁？ 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
17. 有没有感觉辛苦？ 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道

请回忆一下，怀孕时和出生后：

18. 有没有[谁要是能帮帮我就好了]的想法？
1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道

回答有需要帮助的，请回答以下问题

19. 经济上的帮助 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
20. 房间清扫，衣物清洗，做饭等等 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
21. 照顾孩子的日常护理 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
22. 临时带孩子 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
23. 去医院时的帮助（接送，挂号，付款等等）
1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
24. 育儿疑难问题辅导 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
25. 您有烦心事的时候可以商量的人 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
26. 与家人说话的闲暇时间 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道

您今后最想要得到那方面的帮助

27. 经济援助 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
- 经济援助()元/月

28. 需要每天帮忙带孩子的人 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道
- 希望谁每天帮忙带孩子 1. 爱人 2. 父母 3. 兄弟姐妹 4. 其他 5. 不需要

29. 保姆或钟点工的服务 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道

30. 育儿专家的家庭访问或指导 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道

31. 生活周边的儿童娱乐场所 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道

32. 可以参加的妈妈团聚会 1. 完全没有 2. 一般 3. 稍微有一点 4. 非常有 5. 不知道

33. 孩子生病时，您需要哪方面的帮助（可多选）

- ① 好的医疗环境 2. 优质的医疗设备 3. 高质量的医疗团队服务 4. 不需要
- 其他 ()

34. 在您小的时候有没有过什么不好的经历？（可多选）

1. 没有 2. 体罚 3. 忽视 4. 粗暴言语 5. 遗弃 6. 其他（ ）

35. 您在带孩子的时候有没有过心烦的时候？

1. 完全没有 2. 稍微有一点 3. 非常有 4. 不知道

36. 您在烦心的时候，如何对应孩子？

1. 耐心等待 2. 体罚 3. 忽视 4. 粗暴言语 5. 遗弃 6. 其他（ ）

37. 您有没有因为孩子的事找过一些专业机构或专家？

1. 没有 2. 找过专业机构 3. 找过专家

找过哪些机构或个人？

1. 警察局 2. 医院 3. 儿童福利院 4. 妈妈团 5. 邻居 6. 社区 7. 其他（ ）

38. 您对儿童虐待有什么看法？

1. 从未想过 2. 必须预防 3. 很不舒服 4. 很恐怖 5. 很不安 6. 其他（ ）

39. 您对儿童虐待的态度是？

1. 有时也可能发生在我身边 2. 我绝对不会去做 3. 其他

在您心烦的时候会找谁说？

1. 爱人 2. 父母 3. 妈妈朋友 4. 邻居 5. 育儿专家 6. 其他（ ）

40. 别人的育儿经验，您会耐心听吗？

1. 完全不会 2. 稍微有一点 3. 非常会 4. 不知道

41. 周围有虐待的事情发生的时候，您会想到通知哪里？

1. 警察局 2. 学校 3. 幼儿园 4. 儿童福利院 5. 医院 6. 其他（ ）

42. 您认为儿童虐待与社会体制不健全有关系吗？

1. 完全没有 2. 稍微有一点 3. 非常有 4. 不知道

如果您认为还有需要补充，欢迎您留下宝贵意见

非常感谢您的合作！

資料 2

インタビュー内容

1. 年齢
2. 性別
3. 学歴
 - 1) 一般の学歴
 - 2) 育嬰師になる為に研修の有無
4. 家族構成
5. 育嬰師の仕事に対し家族の態度は？（理解有・中間・理解不十分）
6. 待遇（給料）
7. 勤務条件
 - 1) ○時～○時？
 - 2) 住み込み？
 - 3) 通勤？
8. 動機は何か（きっかけ）
9. 採用面接する時にどんな質問をされる？
10. 子育ての経験の有無
11. 研修制度の有無
12. 親との関係（信頼）－価値観、考え方、育児方法が一致するか？
13. 子どもとの関係（信頼）－価値観、考え方、育児方法が一致するか？
14. 家族内のトラブルの調整役をするか？
15. 課題（困難点）は何か？
16. 仕事の喜びは？
17. 仕事の苦しみは？
18. 仕事を続けるか？
19. 気持ちの有無（楽しく前向きか、苦しく後向きか？）
20. 何歳まで仕事する？
21. 育嬰師の増加に対するしてどのように感じているか？
22. 今まで一番印象に残したことは何ですか？
23. 育児支援に貢献できているか？
（大いに貢献している・普通・あまり貢献していない）
24. その他－自由記述

資料 3

幼稚園の紹介

ノーベル幼稚園は、1999年に創建された。遼寧省五つ星の幼稚園であり、瀋陽市内には、5か所を創立されている。総面積10000平方メートル。総専任教師30人、そのうち、女性教師29人。入園園児は2歳半から6歳まで総計500人が通っている。そのうち、女子園児は半数である。総クラスは36クラスである。



皇姑区ノーベル永泰幼稚園

皇姑区ノーベル永泰幼稚園は、5か所の幼稚園の中では、一番大きく、創建が一番古い（1999年）。園長1人、専任教師21人、そのうち、実習教師5人。入園児は180人である。



朝入園風景

皇姑区ノーベル永泰幼稚園は、朝 8 時半までに保護者が子どもを幼稚園へ連れてきて、当日担当教師が受け取る。



午前 of 室内で遊びの子どもたち

上の写真は、年長児（5 歳）のクラスである。16 人の子どもに担当教師は 2 人である。教師指導の上で、歌を歌いながら遊んでいる（ハンカチ落とし）。



午後の室内で知識の勉強

昼寝の後、担当教師がプリントを見せながら国旗や果物を教えている。



親子クラス

親子クラスは毎週2回あり（毎週土、日曜日）、主に入園前の子どもであり、入園する半年前から、子どもが早く幼稚園に慣れる為に、親子を遊びながら、学習をしている。